

一時保護所の概要把握と入所児童の実態調査

子ども家庭福祉研究部	和田一郎・山本恒雄
母子保健研究部	堤ちはる
研修員	大久保牧子（神奈川県次世代育成部）
筑波大学医学医療系客員研究員	玉井紀子
国立保健医療科学院	阪東美智子
西南学院大学	安部計彦
埼玉県南児童相談所	茂木健司
横浜市中央児童相談所	畑井田泰司
国際医療福祉大学大学院修士課程	田中梨映子
上智大学生命倫理研究所	秋山梨奈
有限会社建築工房匠屋	大崎 元
厚生労働省雇用均等・児童家庭局	川松 亮

要 約

目的：児童相談所一時保護所は、虐待だけでなく、非行等様々な課題を持つ子どもが緊急・一時的に保護される施設である。このため、混合処遇や施設職員の業務量など、様々な課題が推測されるが、この分野についての研究は少ない。本研究は一時保護所の基本的な課題の整理をすることを目的に、各自治体の実態調査を行い、ケア基準の統一化を図るための基本課題を整理することを目指した。

研究方法と内容：本研究は3つの研究を分担して行った。一時保護所の実態及び入所児童調査、一時保護所の構造化、食である。これら各研究の考察をもとに、全体的考察を行った。

結果と考察：全国の一時保護所平均入所率の平均値の高低群で分けたところ、年間平均入所率の高低群で、平均保護日数および虐待件数も多い状態である。また年間平均入所率の高低群で、職員数は低群が1.5倍（常勤では2倍）配置されているなど地域間格差が激しい状態である。また、一時保護所の児童1人当たりの居室等のスペース、食の配置基準（栄養士等）が、各自治体で大きな相違があり、児童福祉法という全国同一の基準で行われている子どもの福祉が、地域によって大きな違いがあることが判明した。また、入所児童の概要は、入所児童の61.8%が過去に取り扱い歴があり、その取り扱い歴平均3.27回である。また、一時保護歴45.7%であり、その保護回数2.84回、措置歴25.2%で、その措置回数1.66回など、一時保護される児童は、深刻なケースであり、複数回保護されるなど、大きな児童福祉上の課題が見つかった。

キーワード：児童相談所一時保護所、子ども虐待

For the better shelter care facility at the child guidance center.
-The study of the shelter care facility and the actual condition of placed children.-

Ichiro WADA, Tsuneo YAMAMOTO, Chiharu TSUTSUMI, Makiko OKUBO, Noriko TAMAI, Michiko BANDO, Yoshihiko ABE,
Kenji MOTEGI, Yasushi HATAIDA, Rieko TANAKA, Rina AKIYAMA, Hajime OSAKI, and Akira KAWAMATSU.

Abstract : The purpose of this study is to find out basic issues to deal with at the shelter care facility. The shelter care facility at child guidance center is the facility where children are temporarily and urgently placed. Some of them are abused children and some have problems of delinquency and other issues. There are not many studies done in this field and it is possible to hypothesize that there will be some issues of placement. There are not standard criteria by the government for the shelter care facility and the criteria for the group home have been utilized. There is not research to prove if it is appropriate to use the criteria for the shelter care facility.

Keywords : shelter care facility at the child guidance center, child abuse & neglect

I. 研究目的

児童相談所一時保護所は、虐待だけでなく、非行等様々な課題を持つ子どもが緊急・一時的に保護される施設である。このため、混合処遇や施設職員の業務量など、様々な課題が推測されるが、この分野についての研究は少ない。一時保護所の配置基準などについては、法的な基準等がなく、児童養護施設の配置基準を準用することとなっている。しかし社会的養護である児童養護施設と、緊急で一時的なシェルターである一時保護所が同様の基準を用いることが最適かどうかを調査する研究はない。このため、各自治体間に格差が生じている可能性がある。

本研究は一時保護所の基本的な課題の整理をすることを目的に、各自治体の実態調査を行い、ケア基準の統一化を図るための基本課題を整理することを目指す。

II. 研究方法

1. 対象

対象は、都道府県、政令指定都市を含む児童相談所が設置されている自治体、65自治体の子ども虐待担当主管課、及び一時保護所がある児童相談所129ヶ所の一時保護所担当部（課）長である。一時保護所に入所している児童の状況調査については、一時保護所児童指導員を対象とし、一時保護所に入所している児童は、平成25年8月1日・平成25年8月31日までに入所し、入所から3日経過した児童を対象とした。

2. 調査日

平成25年8月1日～平成25年11月8日

3. 調査内容

(1) 自治体子ども虐待担当主管課に対する調査

- ①自治体の基本情報
- ②管轄児童相談所の概要
- ③管轄一時保護所の概要
- ④管轄社会的養護の概要

(2) 一時保護所担当部（課）長に対する調査

- ①一時保護所の属性
- ②入所児童の状況
- ③児童への対応等に関する質問
- ④一時保護所の建築構造
- ⑤食生活

4. 手続き

(1) 自治体子ども虐待担当主管課に対する調査

児童相談所がある65自治体の子ども虐待担当主管課

宛てに、「児童相談所一時保護所に関する調査ご協力をお願い」と題した依頼状及び調査票を配布した。調査票は、平成25年8月1日以降に回答を求め、平成25年9月13日までに郵送にて返信を求めた。

(2) 一時保護所担当部（課）長に対する調査

一時保護所が設置されている児童相談所129ヶ所の一時保護所担当部（課）長宛てに、「児童相談所一時保護所に関する調査ご協力をお願い」と題した依頼状及び調査票を配布した。調査票は、平成25年8月1日以降に回答を求め、平成25年9月13日までに郵送にて返信を求めた。

(3) 一時保護所児童指導員に対する入所児童に関する調査

一時保護所が設置されている児童相談所129ヶ所の一時保護所担当部（課）長宛てに、「児童相談所一時保護所に関する調査ご協力をお願い」と題した依頼状及び調査票2種類（以下、調査票1、調査票2と表記、各20部）、保存用シート2枚を配布した。調査票1は、一時保護所に平成25年8月1日～平成25年8月31日までに入所し、入所後少なくとも3日が経過している児童を対象として、一時保護所児童指導員に児童の状況について回答を求めた。最大20名までの回答を求め、これを1回目調査とした。1回目調査を行った児童には、保存用シートを使用して管理番号を振り、同一児童指導員による退所後の状況について調査票2に回答を求め、これを2回目調査とした。できるだけ退所してから数日以内に回答することを求め、退所していない場合は、入所後最大2か月経過時の児童の状況について回答を求めた。1回目調査は平成25年9月13日までに郵送にて返信を求め、2回目調査は、平成25年11月8日までに返信を求めた。

5. 倫理的配慮

自治体名、児童相談所名、一時保護所名は公表しないことを明記し、研究のみにデータは使用することを明記した。本調査は、業務概要による公表データと、児童相談所に連結可能匿名化データでケースデータの提供を受けた。ケースデータには子どもの医療情報、健康情報などの情報が含まれる。よってこれらデータの収集方法や管理については、疫学研究に関する倫理指針に基づき研究プロトコルを作成し、日本子ども家庭総合研究所の倫理委員会の承認（承認番号60号）を得て実施した。

Ⅲ. 研究結果

(研究 1 一時保護所の概況と入所児童の特性)

和田一郎（日本子ども家庭総合研究所）
玉井紀子（筑波大学客員研究員）

1. 本研究の目的

本報告書では、各自治体の児童相談所、一時保護所の基本的な属性の実態を明らかにするために、自治体子ども虐待担当主管課を対象として実施した調査、及び一時保護所が設置されている児童相談所を対象として実施した実態調査の結果を報告する。また、一時保護所入所児童の現状を把握するために、一時保護所職員を対象として、一時保護所入所当初の児童の状況についての調査を実施した結果を報告する。

2. 研究方法

本研究では、一括して実施した本調査における、一時保護所の概況及び児童の状況についての分析を試みた。

3. 結果及び考察

1. 各自治体の児童相談所と一時保護所の現状（自治体子ども虐待担当主管課に対する調査）

(1) 対象自治体における児童相談所

児童相談所がある都道府県、および政令指定都市 65ヶ所に配布し、53 自治体より回答を得た。回収率は、81.5%である。

表 1-1 は、対象自治体の属性の内訳である。管轄児童相談所、及び一時保護所のデータを自治体ごとに集計したものである。対象自治体の管轄市町村数は、平成 24 年 10 月 1 日現在で 1382 市区町村、管轄児童相談所数は、173 か所である。児童相談所の児福司数は、平成 25 年 4 月 1 日現在で、2,163 名、平均 41.6 名、心理司数は、869 名、平均 16.71 名で、児福司数と心理司数の比率は、2.5 : 1 であった。

全 53 自治体の総相談件数（平成 24 年度実績）の合計は、301,554 件、年間平均相談件数は 5,689.7 件である。相談内容の内訳は、図 1-1 に示している。「知的障害」による相談が最も多く全体の約 36%を占め、次いで、「養護・虐待」が 17%、「養護・その他」が 12%となっている。これは、24 年度の厚生労働省による福祉行政報告例（厚生労働省資料参照、2013 年）の結果とほぼ同じ割合である。

虐待相談件数は、24 年度実績において、53 自治体で 52,000 件を超えており（福島県を除く全国児童相談所の児童虐待相談対応件数は 66,807 件、厚生労働省資料参照、2013 年）、8 自治体のみで全虐待相談件数の約半数を占めていた。各自治体における児福司及び心理司の一

人あたりの年間平均総相談件数を算出すると、それぞれ 143.25 件、362.62 件で、その内一人あたりの平均虐待相談件数は、それぞれ 25.25 件、64.43 件となる（表 1-2 参照）。

年間の児福司の一人あたりの総相談件数が 470 件、虐待相談件数が 48 件を超える自治体もあれば、一人あたりの総相談件数が 40 件未満、虐待相談件数が 5 件に満たない自治体もある。心理司についても同様の差が見られ、自治体ごとの差はより顕著な傾向があった（総相談件数、範囲 74.6~1,179 件、虐待相談数、範囲 10.4~191 件）。単純に各自治体の常勤職員数で算出した値であり、非常勤による職員の補充等がどの程度行われているかによっても業務の内容や対応相談件数は変動すると考えられるが、自治体によって各児童相談所における児福司と心理司の業務量、業務の内容等が異なっていることが推測される。また、各自治体内の児童相談所間でも差異はあることも考えられる。

(2) 各自治体における一時保護所

表 1-1 で示したように、53 自治体における全一時保護所数は 102 か所である。対象自治体の平均一時保護所数は、1.92 か所、一時保護所が 1 か所の自治体は、49.1%、2 か所が 28.3%で、最大 6 か所であった。一時保護所の平均定員数は、39.53 名で、職員総数は、平均 37.74 名、うち平均常勤職員総数が 19.34 名であった。常勤心理職は 53 自治体で 13 名であり、102 か所の保護所のうち、心理職が常駐している一時保護所は約 1 割であった。

各自治体別の一時保護所の一人あたりの平均保護日数は 24.99 日で、年間平均入所率は 52.69%、実人数の総数は 17,265 名、平均 325.75 名、延べ日数は、平均 8,424.02 日となっていた。

対象自治体（N=53）における一時保護所入所児童の総実人数の半数は、11 自治体で占められており、年間平均入所率の平均で 53 自治体を入所率の高い群（n=27）と低い群（n=26）に分けると、年間平均入所率高群において、一人あたりの平均保護日数が有意に長かった（ $t(51)=5.08, p<.000$ ）。また、各自治体の虐待相談件数の平均が高群で 1502.30 件であるのに対し、低群は 467.31 件と、虐待相談件数においても有意な差が認められた（ $t(51)=3.47, p<.001$ ）。これらの結果から、虐待による相談があった場合、一時保護所へ入所する可能性が高くなり、保護期間も長くなる可能性が高いことが推測される。

両群で、一時保護所定員数に差は見られなかったが、職員総数（ $t(51)=2.20, p<.05$ ）及び常勤職員数（ $t(51)=2.93, p<.01$ ）において有意な差が認められた。年間平均入所率高群では、低群の 1.5 倍の職員が配置されており、常勤職員では 2 倍以上の職員が配置されている。

なお、今回の分析は、自治体ごとに各一時保護所のデータを合算したデータをもとにしている。詳細な一時保

護所別の現状については後述する。

(3) 対象自治体の社会的養護の充足率

図1-2は、対象自治体における平成24年3月1日、平成25年4月1日、平成25年8月1日現在の各社会的養護の充足率を示したものである。なお、里親については、里親数を世帯、組として記載していた場合も人数と換算して分析の対象とした。また、充足率ではなく委託率である。

全ての時期で、充足率に同様の傾向が見られた。児童養護施設の充足率がいずれの時期も85%を超えて最も高く、里親の委託率、児童自立支援施設の充足率は他の社会的養護に比べて低い。児童自立支援施設の年度当初(平成25年4月1日現在)では、その充足率は50%を下回り、里親委託率は随時35%前後を推移している。

児童相談所の総相談件数、虐待件数が多い程、一時保護所における平均年間入所率と実人数、延べ日数は増加しているが、総相談件数、虐待件数は、社会的養護の充足率とは関連は見られなかった。児童養護施設と乳児院の充足率の関連は強く(平成25年3月1日現在で $r=.83$, $p<.000$)、双方の充足率は連動していた。これは、社会的養護の中でも両者は施設数が多く、年齢によって措置先が異なるのみで措置に至る基準が一致していることによると考えられる。一方で、里親委託率は他の社会的養護の充足率と関連は見られず、自治体による相違はあるが、他の社会的養護とは異なった基準で委託がなされていることが推測される。

2. 各一時保護所の現状(一時保護所担当部(課)長に対する調査)

全国の一時保護所129ヶ所に配布し、112か所の一時保護所から回答を得た。回収率は、86.8%である。

対象一時保護所の定員($n=109$ 、欠損値 $n=3$)は、平均21.39名で最少が4名、最大が70名であった。定員が10名以下の保護所が8ヶ所、10~19名が38ヶ所、20~29名が38ヶ所、30~39名が15ヶ所、40名以上が10ヶ所の内訳となっている。

(1) 職員体制

表1-3は、対象一時保護所の職員体制を示したものである。なお、職員体制において未記載の一時保護所($n=1$)は分析から除外した。また、夜間指導員が指導員と兼務である場合など兼務(再掲)として記載されていた場合は、兼務(再掲)と記載されている職員数、総職員数の合計からは除外した。

常勤職員が配置されていない一時保護所もあり、平均職員数で、常勤と非常勤に差はなく、総数では非常勤職員の方が多い。常勤心理職は(1.の(2)で記載したように各自治体別の常勤心理職数は13名、全対象自治体の約1割)、常勤が19名(14か所、12.6%)で、非常勤が

75名(64ヶ所、57.7%)と、非常勤として配置している一時保護所が多いことが示された。2001年度から一時保護所に心理職が配置され始め、一時保護所入所児童に対する心理的アプローチの重要性が認識されている。しかし、大島ら(2007)によれば、心理診断、心理面接などの業務は、主に、児童相談所の常勤児童心理司が実施しており、一時保護所専属の心理職の役割は確立されていないとされている。2013年8月現在においても、常勤心理職の配置は、12.6%であるが、虐待体験を持つ入所児童も多く、対応に苦慮している現状にあって、心理的アプローチも支援の1つとして充実させていくことを視野に入れる必要があると考えられる。

理想の職員体制についても回答を求め、表1-3に現在の職員体制と併記した。また、各一時保護所の定員、職員人員の職種及び人数の配置形態が異なるため、理想の職員体制から現在の職員体制を差し引いた値も併記している。なお、理想の職員体制については、常勤、非常勤ともに未記載の一時保護所が6か所で、全ての分析から除外した。非常勤のみ未記載の一時保護所は12か所あったが、常勤については分析対象とし、総数及び非常勤の分析からは除外した。非常勤の未記載については、職員合計に0と記載がなければ、未記載として処理したが、実際は常勤だけの勤務体制を望んでいることも考えられる。今回の調査ではこの点については確認が出来ず、未記載として処理した。

理想と現実の職員体制の差からは、常勤については、少なくとも1名は配置されることが望ましいと考えられている。また、平均で8.62名、最大数では70名の増員を希望している一時保護所もあるなど、現状の職員数では不十分であり、増員を求める一時保護所が多い。常勤の総数だけ見れば、現状は1,228名であるが、理想では2,084名となっており、約1.8倍の職員数が理想として挙げられている。一方、非常勤については、平均すると現在の職員体制よりも少ない人員数が設定されており、単なる職員数の増員ではなく、常勤職員の増員が望まれていると考えられる。

ここで、一時保護所の定員によって5群(9名以下、10~19名、20~29名、30~39名、40名以上)に分け、それぞれの平均定員と職員総数、常勤総数、非常勤総数の比率を算出した結果、9名以下の一時保護所では、平均定員：平均職員総数が1:2であるのに対し、10~19名は1:1.26、20~29名は1:1.10、30~39名は1:.73、40名以上は1:.93と職員の配置に差があることが示された。

また、一時保護所の処遇状況として、「夜間対応の職員の過半数以上は常勤職員である」について回答を求めたところ(表1-10参照)、「あてはまる」「ややあてはまる」の肯定的回答が44.6%、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の否定的回答が55.6%とほぼ半数に分かれており、職員配置の基準は、一時保護所あるいは自

治体によって異なっていると言える。

（２）入所児童の状況

表 1-4 は、対象一時保護所における入所児童の状況の概要である。平成 24 年度実績、平成 25 年度 4 月及び 8 月の実績ごとに示している。なお、24 年度実績では、月別平均在籍児童数は、年平均である。入所者数は、それぞれの時期、項目によって回答の n 数が異なるため、合計値が異なるが、時期による定員の増減はほぼないと考えられる。定員は 4 名から 70 名までと一時保護所あるいは自治体によって大きな差があり、これらの差は、18 歳未満の人口による差を反映していると考えられるが、一時保護所が 1 か所で、自治体の管轄児童相談所の全てに対応している自治体もあれば、1 つの児童相談所につき 1 つの一時保護所が設置されている自治体もあるなど、自治体による体制の違いも反映されていると考えられる。

入所児童の入所理由は、「養護・虐待」による入所が多く、24 年度実績で全体の 47%を占めている。次いで、「養護・その他」が約 3 割で、「非行」、「育成」と続いている。月別の実績を見ると、25 年度 4 月の年度当初で同様に約 5 割が「養護・虐待」、次いで約 3 割が「養護・その他」、「非行」、「育成」となっており、本調査の入所児童における 1 回目調査（次節参照）を実施した 25 年度 8 月の実績も同様の傾向である。

一時保護所に入所中の児童は、約 5 割が被虐待児であり、一時保護所では被虐待児に対する対応が求められていると考えられる。

年間入所者数の範囲は、7 名～693 名、月別の入所者数では 25 年度 4 月で 0～58 名、8 月で 0～127 名、年間平均在籍児童数の範囲は、1 名～64 名、月別の平均在籍児童数では 25 年度 4 月で 0 名～59 名、25 年度 8 月で 0 名～68 名と、一時保護所間の差は著しく、各一時保護所で業務量及び業務内容に差があると考えられる。

（３）学習支援体制

表 1-5 は、学習環境及び学習内容の内訳を示している。約 7 割の一時保護所で専用学習室が設置されているが、食堂や他の部屋との兼用で学習指導が行われている一時保護所も 3 割以上ある。「学習環境・その他」の具体的な記載内容では、「子どもの居室で各自が課題を行っている」という回答がある一方で、廊下や医務室など本来の目的とは異なる方法での部屋の使用の記載があった。

学習指導の形態は、授業形態が 16%程度を示したが、9 割以上がプリント形式での対応と回答している。また、個別対応が約 7 割の一時保護所で実施されている。

表 1-6 は、平均学習時間と、学習時における職員体制、教育に関する予算（24 年度実績）を示したものである。職員が学習指導を行っている一時保護所が最も多い一方で、学習時に対応している平均人数は 2 人以下となっており、他の業務をしながら個別対応で学習指導に当たっ

ている現状が推測される。

学習時間に関しては、30 分～5 時間と、一時保護所によって学習指導に充てる時間に差がみられる。教育に関する予算では、一時保護所間による差が著しく、教育に関する費用として予算の計上されていない一時保護所（n=9）がある一方で、学習指導に当たる職員の確保や教材費、所外活動費までが予算に組み込まれている一時保護所があるなど、自治体によって予算の基準が異なっている。なお、定員数や教育に関する予算、及び学習指導職員の総数と就学別の 1 日の学習時間に関連は見られなかった。

表 1-7 は、就学別の在籍校への出欠の状況を示している。小学生、中学生に差はなく、約 6 割が出席扱いで欠席は 1 割弱となっている。一方で、高校生は、欠席扱いが 4 割で出席扱いに比べて欠席扱いとなっている割合が高い。高校生年齢児は、一時保護所の在籍児童数の 1 割を占めており（表 1-14 参照）、高校生年齢児の性的虐待は他の年齢層に比べて多い（表 1-21 参照）など一時保護所への入所がやむを得ない事情を抱えている場合も少なくない。義務教育でないことから、欠席扱いとなることで、留年、退学に繋がる可能性も孕む。さらに「その他」の回答では、いずれの就学別の回答においても「学校・校長の裁量による」という回答が多く、小中学生の場合、義務教育であり公立の学校の場合は特に、自治体、保護された一時保護所や学校によって対応が異なることは、一時保護所による処遇の地域差の一端となり、統一された基準の設定、対応の是正がされる必要があると考えられる。

（４）入所児童への対応等

表 1-8 は、入所児童への対応における担当及び会議参加体制に関する回答の内訳を示している。約 9 割の児童相談所の担当心理司が入所児童の援助方針会議に出席しているが、一時保護所心理職の関与は少ない（約 6 割が否定的回答）。入所理由による児童相談所の心理司の担当の有無に殆ど差はなく、いずれの入所理由であっても約 85%の心理司が担当としてケースに参与している。元々、一時保護所の常勤心理職の配置は全体の 12.6%で、非常勤職員が 57.7%と、心理職が配置されていない一時保護所も 3 割程度存在する。これらの心理職の配置率の低さが、一時保護解除のための援助方針会議への心理職の参加率の低さと関連していると考えられる。大島ら（2007）によると、一時保護所心理職の主な業務は、生活場面面接と、一時保護所会議出席となっている。一時保護所入所児童に対する心理診断、心理面接は、児童相談所の児童心理司が行っているとする一時保護所がいずれも 8 割以上で、一時保護所の心理職の業務に関しては明確な役割が確立していないとしている。しかし、生活場面面接が多いことから、児童の生活に密着したアプローチを行って児童のケアに深く関わっていることが推測される。

また、一時保護所観察会議への児童相談所職員の参加は、ほぼ半数ずつの回答となっており、各児童相談所、一時保護所の方針やケースによって参加の有無が決まっていることが推察される。

表 1-9 は、入所児童への対応における処遇方針に関する回答の内訳を示している。約 8 割の一時保護所で、児童相談所運営指針に基づいた処遇を行っているという回答していた。しかし、児童に合わせた個別プログラムを作成している一時保護所は全体の約 35%であった。男女別の処遇を行っている一時保護所は、約 4 割、年齢別の処遇を行っている一時保護所は、3 割未満で、約 7 割の一時保護所では混合処遇が行われている。

表 1-10 は、入所児童への対応における職員体制に関する回答の内訳を示している。アレルギー等に配慮した食事の提供は 98%の一時保護所で行われており、食に関わる人が食事場を観察している一時保護所が約 7 割、調理の工夫をしている一時保護所が約 8 割となっていた。一方で、危機管理に関わるアナフィラキシー対応、AED、救命の講習を受けた職員については、一時保護所間でばらつきがあり、「あてはまる」として常駐している一時保護所は、AED 講習を受けた職員が 27.7%、救命講習を受けた職員が 23.2%と、いずれも 3 割未満であり、アナフィラキシー対応職員では、6.3%と 1 割にも満たない。

表 1-11 は、入所児童への対応におけるルールに関する回答の内訳を示している。ピアスの許可は 99%、子ども同士での外出の許可については、91%の一時保護所で認めていない。また、子ども同士の個人情報に関する情報交換も禁止している一時保護所が全体の 9 割となっている。茶髪は、約 7 割の一時保護所で認められておらず、私物の持ち込み、ゲーム等の使用については、回答にばらつきが見られるが、ゲームの中でも電子機器であるゲームの使用は約 7 割の一時保護所で禁止されている。家族や学校の先生への手紙は、7 割以上の一時保護所で認められているが、友だちへの手紙は、禁止している一時保護所が、約 85%となっていた。子どものための目安箱を設置している一時保護所は約半数である。

表 1-12 は、入所児童への対応における職員の苦慮や認識に関する回答の内訳を示している。「子ども同士のトラブルの際に分離するスペースが十分にある」とする一時保護所は全体の約 5 割で、「困難児童の個室が十分にある」とする一時保護所は 2 割程度である。「保護者への対応」と「入所理由の説明」以外は、対応に苦慮しているとする回答が半数以上であり、子どものかんしゃくや暴力に関しては、特に対応に苦慮している現状が推測される（約 9 割が肯定的回答）。

心理的な専門プログラムがある一時保護所は約 2 割、「職員体制が十分である」とする回答は 2 割未満である。しかし、対応に苦慮しているとしながらも、適切なケアについての評価は、9 割以上が肯定的評価をしている。

3. 一時保護所に入所している子どもの実態（一時保護所児童指導員を対象とした調査）

一時保護所が設置されている児童相談所 129 ヶ所に配布し、120 ヶ所から回答を得た（回収率 93.0%）。その内、0 件など該当外の児童相談所が 11 か所であり、結果として 109 か所の一時保護所から回答が得られたことになる（回収率 84.5%）。

また、各一時保護所において 1 名～20 名までの入所児童に対する回答を求めた結果、全 1,104 名の回答が得られた。その内、1 回目調査で得られた回答は、1,097 名であり、2 回目調査で得られた回答は、1,067 名であった。1 回目調査、2 回目調査ともに得られた回答は、1,060 名である。なお、本調査の対象児童は、入所して少なくとも 3 日以上経過した児童を条件としていたが、入所当日に記載されたデータも含めて分析を行った。

本報告書では、1 回目調査のみを分析対象として報告する。1 回目調査の 1,097 名の回答の内、5 名については、全回答が未記載であったため、分析からは除外し、更に、1 回目調査と 2 回目調査で性別の相違が見られた 4 名も除外し、合計 1,088 名で以下の分析を行った。なお、欠損値は、補完せず、未記載として示している。そのため、各回答によって n は異なる。

（1）対象児童の内訳

表 1-13 は、対象児童の年齢、身長、及び体重を示している。男児 588 名（54.0%）、女児 474 名（43.6%）で、性別の未記載は 26 名（2.4%）であった。平均年齢は、10.57 歳（1～17 歳）で、平均身長は、139.10cm、平均体重は 36.82kg で、いずれも男女に差はなかった。年齢による分布（年齢の欠損 n=1）では、14 歳が最も多く、131 名で全体の 12%を占め、次いで 13 歳が 129 名で 11.9%である。1 歳の乳児は 3 名で、最も少ない年齢層となっていた。

表 1-14 は、対象児童の就学別の人数の内訳を示している。就学年齢は、年齢と生年月日から未就学児、小学生、中学生、高校生年齢の 4 つに分類し、年齢の欠損（n=1）、生年月日の欠損（n=2）及び、記載年齢と生年月日から算出した年齢が一致しなかった場合（n=18）は、欠損値として処理し、就学別の分析からは除外した。

小学生が 425 名で全体の約 4 割、次いで中学生が 356 名で全体の 32.7%で、小中学生で全体の約 7 割を占めている。小学生は、女児よりも男児の方が多く 1.5 倍である。高校生年齢は、最も少なく 124 名であるが、約 1 割は 15 歳以上の高齢児童が入所していることが示されており、他の就学年齢に比べて女児の割合が男児の約 2 倍であった。（ $\chi^2(3)=27.34, p<.000$ ）。乳児に関しては、一時保護所の設備等の都合から乳児院等への一時保護委託が行われていると考えられる。また、調査記入日までの平均保護日数は、10.43 日（SD=12.27）であり、男女差（男児=10.62、女児=10.40）はなく、範囲は 0～159 日

であった。

(2) 相談受付理由及び入所理由

表 1-15 は、対象児童の今回のケースにおける相談受付理由、一時保護所入所理由の内訳を示している。今回のケースにおける相談受付理由では、全体でも男女別でも、「養護」が最も多く、全体の約 7 割を占めている。その内、「養護・虐待」が、43.9%で、虐待の種別では身体的虐待が 20.6%と最も多く、次いでネグレクト 11.9%、心理的虐待 8.7%、性的虐待 2.7%であった。男女別でみると、性的虐待のみ男児と女児の割合が約 1:8.7 となっており、その他の虐待種別で男女差は殆ど見られない。「養護」以外の今回のケースの相談受付理由では、「非行」、「育成」が多く、「障害」による相談受付は最も少なかった。男女比では、「障害」の男女の比率は 7:3、「非行」、及び「育成」において約 2:1 となっている。

表 1-16 は、就学別の今回のケースの相談受付理由、一時保護所入所理由の内訳を示している。「養護」は、小学生が 44.9%と最も多く、「養護・虐待」の内、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトは小学生の割合が最も高い。小学生年齢の n 数が全体の 4 割であることを考慮しても、小学生の「養護」、「養護・虐待」の割合は高いと言える。性的虐待は、中学生が 35.7%と最も多いが、未就学児においても 21.4%を占めていた。「非行」では、中学生が 65.4%で最も多く、「育成」では小学生が約半数となっていた。

一時保護所入所理由も、今回のケースの相談受付理由とほぼ同様の傾向を示しており、性的虐待の男女比がより顕著になっている。一時保護所の入所理由としては、施設（里親）不調が全体の約 3.1%で、就学別では、中学生が 39.4%と最も多く、次いで高校生年齢が 33.3%で多い。

(3) 過去の取り扱い歴、一時保護歴及び措置歴

表 1-17 は、対象児童の過去の取り扱い歴、一時保護歴、社会的養護への措置歴を示している。約 6 割が過去に児童相談所が関わっており、45.7%の児童に一時保護歴がある。また、社会的養護への措置歴がある児童は全体の 25.2%で、施設不調による入所が全体の 3.1%であることを考えると、約 3 割はこれまでに社会的養護のいずれかに措置されていたことになる。取り扱い歴、一時保護歴、措置歴いずれにおいても、男女差は見られない。社会的養護の種別は、児童養護施設が約 47.8%で最も多い。なお、就学別にみると、高校生年齢において、約 5 割に措置歴があることが示された。

過去の取り扱い回数の平均は、3.27回（範囲 1～23回）で、内、虐待による取り扱い回数は、平均 1.31回（範囲 1～14回）であった。一時保護回数は、平均 2.84回（範囲 1～50回）、措置回数は、平均 1.66回（範囲 1～8回）で、措置回数以外は女児の方が、平均値が高くなってい

るが、統計的な有意差は認められなかった。

取り扱い回数が増えれば増える程、虐待による取り扱い回数（ $r=.59, p<.000$ ）、一時保護回数（ $r=.23, p<.000$ ）、措置回数（ $r=.16, p<.05$ ）が増加しており、相談受付、一時保護、社会的養護措置、家庭復帰を繰り返しているケースが少なからず存在していることが見受けられる。また、虐待による取り扱い回数の違い（0回、1回、複数回の3群による比較）によっては、取り扱い回数（ $F(2,611)=66.16, p<.000$ ）、一時保護回数（ $F(2,410)=3.47, p<.05$ ）に差が見られ、取り扱い回数は0回及び1回と複数回の間で、一時保護回数は、1回と複数回の間で差が認められた。虐待による取り扱い回数の違いによる措置歴に差は見られなかった。

これらの結果から、虐待による取り扱い歴が複数回であるケースは一時保護所に入所する回数も多いが、措置には至っておらず、在宅支援がなされ、再度取り扱い相談として受理され支援が繰り返されている可能性がある。これは、支援の継続や措置そのものが難しい家庭の状況などが影響していると考えられる。しかし、約 6 割の一時保護所入所児童が過去に取り扱い歴を持ち、45.7%の児童に一時保護入所歴があるという事実から、頻回にわたって相談が繰り返される事態に対して、法的措置も含む対策を考える必要性が示唆された。

(4) 入所に至るまでの経緯

表 1-18 は、今回のケースの取り扱い開始日から一時保護に至るまでの児福司及び心理司との児童及び保護者の面接の有無とその平均回数、SDを示したものである。児福司との面接は、児童及び保護者いずれに対しても約 6 割で実施されており、それぞれ平均回数は、児童が 3.25回、保護者が 4.09回となっている。一方で心理司との面接は、児童及び保護者いずれも面接が実施されていないケースの方が多く、特に心理司と保護者が一時保護所入所までに関わっているケースは約 2 割である。一時保護所入所までに面接を行っていないケースは、警察や他の関係機関からの通報による緊急一時保護などによる場合も想定され、一時保護所入所中にアセスメントが実施されるに至って面接を開始、継続して行くことは十分考えられる。なお、児福司と保護者の面接において、性別によって面接の有無に違いが認められ（ $\chi^2(1)=14.40, p<.000$ ）、男児の方が、保護者との面接が行われていたことが示された。また、面接回数については、いずれも有意な差は見られなかったが、児福司との面接は女児が、心理司との面接は男児の方が、回数が多い傾向があった。

就学別にみると、面接実施の有無では、未就学児で児童との面接の実施が少ない。高校生年齢で保護者との面接の実施が少なく、児福司と保護者の面接は、面接を行っていない方が多い。児福司と児童（ $\chi^2(3)=13.00, p<.005$ ）、心理司と児童（ $\chi^2(3)=32.65, p<.000$ ）、児福司と保護者（ $\chi^2(3)=25.04, p<.000$ ）、心理司と保護者

($\chi^2(3) = 20.67, p < .000$)、いずれにおいても就学年齢によって面接の実施の有無に有意な差が示された。なお、面接回数については、いずれも有意な差は認められなかった。

表 1-19 は、全体、及び男女別による児童及び保護者の意向と入所理由の説明の各回答の内訳を示したものである。児童及び保護者の意向における「児童希望」とは、「子ども自身が保護・救済を求めている」とするものであり、「保護者希望」は「保護者が保護を求めている」とするものである。全体では、「児童希望」が 21.9%、「保護者希望」が 49.9%となっているが、男児に比べて女児の方が「児童希望」の割合が高く（約 1.7 倍）、逆に、「保護者希望」は、男児の方が女児に比べてその割合が高くなっていた（約 1.5 倍）。同様に「児童のみ」では女児が、「保護者のみ」では男児の方が保護に対する意向の割合が高くなっており、性別によって児童あるいは保護者の入所に対する意向が異なる傾向が示された ($\chi^2(2) = 47.27, p < .000$)。男児の方が、保護者が養育困難であるとして保護を求めるケースが多い可能性が考えられ、男女による行動特性の差による影響も考えられる（表 1-27 参照）。その他、就学別では、高校生年齢が、他の就学年齢と異なり、「児童希望」の割合が「保護者希望」の割合よりも高くなっていたことが特徴として挙げられる。

また、「両者が保護を求めている」とする回答はなかったが、「両者が保護を求めている」とする回答は、全体の 5%にも満たないことが示された。両者の一致した意向を取り付けての保護は難しく、緊急対応として保護が求められる場合や、保護が必要と考えられる場合は、児童あるいは保護者の意向のみで保護が実施されている現状が推測される。入所に対する意向において「その他」と回答した理由としては、主に、警察からの身柄通告や保護者の逮捕・拘留、職権による一時保護、施設からの再アセスメントの要請などが挙げられていた。

入所理由の説明では男女に差はなく、全体の 7 割以上で保護者、または児童に対して入所理由の説明が行われている。両者ともに説明を行っていない回答はないが、両者ともに説明を行っている回答は全体の 56.0%となっていた。就学別では、未就学児は、児童への説明が約 1 割で、保護者のみへの説明の割合が高く、高校生年齢になると、児童のみへの説明の割合が他の就学年齢に比べて高くなっていた ($\chi^2(6) = 109.12, p < .000$)。

また、入所理由の説明において「その他」と回答した理由としては、警察からの身柄付通告による一時保護、親族への説明、親の引き取り拒否などの理由が挙げられていた。

表 1-20 は、現時点で考えられる望ましい今後の処遇についての回答を全体、男女別に示している。全体では、在宅支援が 52.6%、社会的養護への措置が 41.6%となっている。措置先の社会的養護の内訳では、乳児院の措置が望ましいとする回答は見られなかった。これは、既に

乳児院が処遇として望ましいと判断されたケースについては、一時保護委託として乳児院に入所しているケースがあることの影響も考えられる。なお、社会的養護の「その他」には、自立援助ホームや母子生活支援施設などが含まれている。

男女別の内訳では、社会的養護の措置先に男女差が見られ、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、障害児施設では、男児の方が割合が高く、特に情緒障害児短期治療施設や障害児施設では、女児のほぼ 2 倍の割合となっていた。更には、対象児童の実数は少ないが、家裁送致、医療入院においても男児の割合がそれぞれ、2.5 倍、4 倍となっており、総対象児童数の男女比が、1.2 : 1 であることを考慮しても、男児の方が非行傾向や障害の有無など児童自身が抱えている問題行動の傾向が高いことが推測され、処遇そのものが困難であることが予測される。

(5) 虐待歴

表 1-21 は、虐待に関する項目の全体、男女別、就学別による各回答の内訳である。全体の傾向としては、過去に虐待通告があった児童が 45.5%と約半数近くに上っている。虐待通告の有無における男女差は見られない。主な虐待の種別としては、身体的虐待とネグレクトで約半数を占め、性的虐待に関しては、今回のケースの相談受付理由、一時保護所入所理由と同様に女児の方が多く、男児と女児の割合が、1 : 6 となっている ($\chi^2(1) = 22.96, p < .000$)。主たる虐待とは別に、あてはまる虐待としては、心理的虐待の割合が 31.8%で最も高い。就学別でみると、未就学児では、他の就学年齢に比べて主な虐待でネグレクトの割合が 43.5%で最も高く、身体的虐待を上回っている。また、高校生年齢の性的虐待の割合も、他の就学年齢に比べて 17.1%と高い ($\chi^2(9) = 57.39, p < .000$)。

虐待者は、実母による虐待が 50.9%で最も多く、次いで実父が 23.7%であり、両者で約 75%を占めている。表 1-22 に、男女別の虐待者ごとの虐待の種別を示した。主な虐待の種別でみると、男女共に、実母からの虐待ではネグレクトの割合が 42.2%で最も高く、男児では継父、母の交際相手からによる身体的虐待の割合が高い（それぞれ 73.8%、90.0%）。女児では、叔父からの性的虐待が 60%となっていることが特徴として挙げられる。

虐待の認識は「なし」が 56.3%で、「あり」の 31.3%よりも高い。保護への意向（表 1-19 参照）との関連をみると、保護者が保護を求めている場合でも、63.4%が虐待の認識がなく、虐待の事実を認めないまま、保護に至っているケースが多いことが分かる。保護する側と保護を求める側の保護理由の認識の相違は、今後の処遇を困難にする要因となる可能性がある。また、中学生、高校生年齢になるほど、虐待の認識が「なし」の割合が増えている。

きょうだいへの虐待は、37.2%で発生している。きょうだいへの虐待は、対象児童に対する虐待は確認できなくとも、心理的虐待として捉えることが可能である。きょうだいの不審死は、1%、虐待による入院歴の割合は0.7%であった。

要保護児童地域対策協議会の該当ケースとして市町村と関わりがあったケースは、約3割で、その内、約7割が要保護児童である。就学別では、未就学児が約半数、小学生が約40%で、中学生(25.8%)、高校生年齢(22.0%)に比べて市町村が関わっていたケースが多い($\chi^2(6) = 38.18, p < .000$)。

これらの虐待に関する回答(今回のケースの相談受付理由、一時保護所入所理由、過去の虐待通告歴あり、虐待者の記載、虐待の認識あり、きょうだいへの虐待あり、虐待による入院歴あり)をもとに、対象児童の虐待体験の有無を集計したところ、一時保護所入所児童の76.6%が何らかの虐待を受けていることが明らかとなった。男児では72.5%、女児では82.1%が、未就学児及び小学生では約8割が、中高生年齢でも約7割が何らかの虐待を受けた経験があることになる。これは、「養護・虐待」による今回のケースの相談受付($n=477$)の1.75倍の値である。虐待ケースとして受理されていないケースでも過去の虐待歴や、虐待体験を持つ入所児童が多く存在するというを示している一方で、保護者の虐待認識がないことや解除後の行き先を考え、受付理由や一時保護所への入所理由が虐待以外の理由として扱われている可能性を示唆する。

(6) 保護者・家庭の状況

表1-23は、対象児童の保護者・家庭の状況を示したものである。世帯合計は当該児童を除いたもので、平均世帯人数は、3.15人であった。対象児童の70.1%で両親のどちらかに離婚歴があり、高い離婚率が示された。また、生活保護世帯が、26.0%となっており、非課税世帯の12.4%と合わせると、課税世帯を上回っていた。

表1-24は、対象児童の親権者の状況について、それぞれ男性(父親)と女性(母親)別、両者を合わせた全体を示したものである。男性(父親)については、いずれの項目内容についても6割前後が欠損値となっており、現段階で不明である場合や、高い離婚率から考えると母子家庭である可能性から未記載となった可能性があると考えられる。実際に、世帯構成から集計した結果、実父、継父、同居人(母の交際相手)のいない、実母のみの世帯は456世帯で、世帯の記載があったデータ数($n=1066$)の42.7%を占めていた。一方、女性(母親)では、いずれの項目についても対象児童の約7割前後に回答があった。

男性(父親)、女性(母親)ともに教育レベルでは、高卒の割合が最も高いが、女性(母親)では中卒の割合が21.3%と高い値を示しており、親権者の教育水準は、

一般に比べて低い。

有職者は男性(父親)が37.2%、女性(母親)が38.1%で、無職の人が両者ともに約6割である。また、実母のみの世帯が全体の約4割で、その内、有職者は43.2%、生活保護世帯が39.7%であり、実母のみの世帯で、経済的に無収入状態である世帯が1割以上存在することが推測される。

犯罪歴は、男性(父親)6.2%、女性(母親)4.9%、全体では5.5%となっている。精神疾患を持っている人の割合は、女性(母親)で27.6%、全体でも15.8%と高い値を示している。精神疾患の中でも、アルコール依存の割合は「疑い」も含めると男性(父親)で4.8%、女性(母親)で8.8%、全体で6.8%である。薬物依存は、「疑い」を含めると男性(父親)が1.9%、女性(母親)が5.2%、全体で3.5%となっており、アルコール依存、薬物依存を合わせるとアディクションの問題を抱えている親を持つ対象児童が全体の10.3%に上る。また、DV等の家族・同居者間での暴力が存在している割合は、全体で15.2%となっており、一時保護所入所中の児童は、様々な問題を抱えた家庭状況の中で生活していることが改めて示されたと言える。

児童相談所の介入については、男性(父親)、女性(母親)ともに「肯定的である」とする回答の方が多く、全体の45.9%が介入を肯定的に受け止めていることが示されているが、「否定的である」とする回答も全体の10.4%に見られた。男性(父親)の場合、介入に対して肯定的である人は、虐待の認識の有無で、「認識あり」が41.8%で、「認識なし」が58.2%であるのに対し、否定的な人は、「認識あり」が34.4%で、「認識なし」が65.6%で、介入に否定的な人は虐待の認識が低いことが推測される。女性(母親)では、介入に対して肯定的である人は、「認識あり」が39.4%、「認識なし」が60.6%で、否定的である人は、「認識あり」が26.4%、「認識なし」が73.6%となっており、男性(父親)と同様に介入に否定的である人は、虐待の認識がない割合が介入に肯定的な人よりも高い。なお、女性(母親)では統計的にも分布に違いがあることが示された($\chi^2(1) = 7.51, p < .01$)。これらは、今後の介入、支援の困難さを示すものであると考えられる。

(7) 対象児童の特性

表1-25は、対象児童の療育手帳の有無、発達障害の有無について示したものである。

療育手帳を取得している対象児童は、全体で6.3%、男児が8.4%、女児が5.6%で、男児の割合が高く、就学別では、高校生年齢の療育手帳取得者が16.7%と高い割合を示していた。

発達障害の有無については、診断の有無は不明であり、疑いを含む値となっている。また、療育手帳を取得しているものは知的障害として発達障害「あり」として分析

対象とした。全体では、21.1%、男児では32.3%、女児では17.9%と性別によって分布に差が見られた ($\chi^2=23.16$, $p<.000$)。就学別では、未就学児が11.3%と少なく、高校生年齢が、36.7%で高い割合を示していた。なお、発達障害名の記載があった225回答のうち、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー障害を含む）が最も多く40.9%で、次いで注意欠陥多動性障害（ADHD）が36.9%、知的障害が27.6%、学習障害（LD）が4.0%となっていた。

これら結果が、虐待や保護に至るリスク要因となっているのか、それとも虐待の影響やこれまでの養育環境による学習環境の不備や不登校状態で、学力の低さや発達障害等の行動が見られるのかは不明である。しかし田中（2005）は、不適切な養育（maltreatment）の発達に与える影響と発達障害が養育状況に与える状況について考察し、発達障害と虐待の因果関係は特定できないが、知的障害や発達障害を持つ子どもの虐待遭遇率が、障害のない子どもよりも高いことを示した先行研究を紹介している。

今後、虐待体験のある子どもを保護し、安全で安定した環境で子どもの状態をアセスメントすること、長期的に子どもを追跡することで、虐待の影響についてより明らかにすることが可能であると考えられる。

（8）対象児童の行動特性

CBCL は、Achenbach（1991）によって開発された、保護者によって測定される子どもの行動を評価するチェックリストである。日本では、井潤ら（2001）によって標準化がなされている。コンピテンス項目（日常の活動、友人との関係など）と問題行動の項目で構成されている。問題行動は、下位尺度として「ひきこもり」、「身体的訴え」、「不安／抑うつ」、「社会性の問題」、「思考の問題」、「注意の問題」、「非行の行動」、「攻撃的行動」、「その他の問題」の8尺度からなり、更に上位概念として「内向尺度」（「ひきこもり」、「身体的訴え」、「不安／抑うつ」の3尺度）、と「外向尺度」（「非行の行動」と「攻撃的行動」の2尺度）、及び総合得点からプロフィールを求めることが出来る。今回の調査では、コンピテンス項目の回答は求めず、問題行動の項目のみを使用した。

本調査では、尺度得点を算出するにあたって、全120項目の内、1項目でも欠損値が見られたデータは分析から除外し、分析は861名のデータをもとに行った。各尺度の信頼性係数は、0.68～0.95の値を示していた。

表1-26は、分析対象となった861名のCBCLにおける各尺度の平均、SDを示している。また、Tスコア換算時に臨床域に入るカットオフ値も男女別、年齢別に表記した。

総合得点の平均は、全体で21.28、男児が22.46、女児が20.16である。井潤ら（2001）による一般の子どもたちを対象とした総合得点の低年齢（4～11歳）群男児

の平均は16.10、高年齢（12～15歳）男児で11.71、低年齢群女児の平均は14.35、高年齢群女児で11.98となっており、本調査の対象児童が示す得点は、一般の子どもに比べて高く、一時保護所入所中の児童は、一般の子どもたちに比べて行動や情緒の問題を抱えていると言える。

表1-27は、男女別によるCBCLの各尺度得点を示している。「身体的訴え」（ $t(825)=-3.66$, $p<.000$ ）、「不安／抑うつ」（ $t(825)=-2.17$, $p<.05$ ）で女児の得点が高く、「社会性の問題」（ $t(825)=3.92$, $p<.000$ ）、「思考の問題」（ $t(825)=2.29$, $p<.05$ ）、「注意の問題」（ $t(825)=5.38$, $p<.000$ ）、「攻撃的行動」（ $t(825)=2.29$, $p<.05$ ）、「外向尺度」（ $t(825)=2.24$, $p<.05$ ）は、男児の得点が高く、男女差が確認された。一般の子どもたちでは、「内向尺度」は、男児よりも女児の得点が高い傾向があるが（井潤ら、2001）、本調査の結果でも同様の傾向が見られたと言える。ただ、Brady & Caraway（2002）によるアメリカの施設型治療センターに入所している児童（7～12歳）41名の研究では、「内向尺度」は、女児よりも男児の得点が高い結果が得られている。これらの結果の相違は、性別によって行動特性に差はあると考えられるが、その他の要因も行動特性に影響を与えている可能性を示しており、今後、更なる検討が必要である。

「社会性の問題」は、坪井（2005）による児童養護施設入所中の児童（4歳～18歳）に対する調査では、女児の方が男児よりも得点が高くなっていたが、本調査の結果は、一般の子どもたちが示す傾向と同様に、男児の方が女児よりも得点が高い。全般に、男児の得点が高く、女児よりも男児の方が行動や情緒の問題を抱えていると言える。

坪井・李（2007）による児童養護施設入所中の児童（4歳～18歳）における非虐待群（ $n=48$ ）とネグレクト群（ $n=55$ ）及び身体的虐待群（ $n=16$ ）のCBCLの結果と比較すると、総合得点では非虐待群、ネグレクト群、身体的虐待群は、平均14.94、23.45、29.88となっており、本調査の全体（ $n=861$ ）の平均は21.28で、ネグレクト群の値に近い。また、各尺度間の相関を検討した結果、すべての尺度間で高い正の相関が認められた。これは、ある尺度得点が高くなればなる程、その他の尺度でも高い得点であることを示しており、ある問題行動を呈する場合、様々な問題を多重に抱えているということを示している。

表1-28は、虐待の有無（潜在的虐待を含む）によるCBCL尺度得点を示している。「虐待あり」群の方が、総合得点、「身体的訴え」、「注意の問題」、「その他の問題」で高い値を示し、統計的にも有意な差が認められた。坪井・李（2007）の結果では、総合得点、「身体的訴え」、「社会性の問題」、「注意の問題」、「攻撃的行動」に非虐待群とネグレクト群あるいは身体的虐待群の間に差が認められているが、本調査の結果はこれらの結果と一致し

ている。ただし、「社会性の問題」及び「攻撃的行動」は、統計的有意な差は認められなかった。

井潤ら（2001）による、一般群（ $n=5159$ ）と虐待群（ $n=19$ ）の比較では、「社会性の問題」の平均得点は、一般群が 1.60、虐待群が 5.79、「攻撃的行動」の平均得点は、一般群が 3.56、虐待群が 11.84 となっており、本調査の結果は、一般群に比べると虐待の有無に関わらず、平均得点が高く、虐待群に比べると低い値となっている。一時保護所入所児童は、総合得点の比較からも、全般に一般群と比較すると行動や情緒に問題を抱える子どもの割合が高いと言えるが、虐待の有無による差については、井潤ら（2001）及び坪井・李（2007）では虐待群の n がそれぞれ 19、71（ネグレクト群 $n=55$ 、身体的虐待群 $n=16$ ）と本調査に比べて少なく、今後、更なる検討が必要であると考えられる。

表 1-29 は、虐待の種別による CBCL 尺度得点を示したものである。性的虐待は、他の虐待に比べて n 数が少なく、性別、年齢による差の検討をすべきであるが、「総合得点」、「社会性の問題」、「注意の問題」、「非行的行動」、「攻撃的行動」、「外向尺度」では、身体的虐待、ネグレクトの値が高く、統計的に有意な主効果が認められた。下位検定（HSD）の結果、身体的虐待とネグレクトの間に差は見られず、両者と心理的虐待あるいは性的虐待の間に差が認められた。なお、「注意の問題」については、主効果のみが有意で下位検定では有意な差は認められなかった。

また、虐待の有無だけでなく、取り扱い歴、一時保護歴、措置歴との関連も検討し、それぞれ 表 1-30、1-31、1-32 にその結果を示してある。取り扱い歴の有無では、「ひきこもり」「その他の問題」以外の尺度において、「取り扱い歴あり」群の方が平均得点が高く、統計的有意差が認められた。一時保護歴の有無では、総合得点、「不安抑うつ」、「社会性の問題」、「注意の問題」、「非行的行動」、「攻撃的行動」、「内向尺度」、「外向尺度」でいずれも「一時保護歴あり」群の得点が高く、統計的有意差が認められた。措置歴においては、「攻撃的行動」と「外向尺度」で「措置歴あり」群の得点が高く、統計的有意差が認められた。これらの結果から、過去の取り扱い歴や一時保護歴、措置歴がある児童の方が、「攻撃的行動」など「外向尺度」で示される行動は特に、問題行動が顕著に見られると言える。

表 1-33 は、CBCL 各尺度における 4 歳～15 歳（ $n=718$ ）の臨床（境界域は含まない）の割合を示したものである。総合得点、及び「外向尺度」で、4 歳～15 歳までの児童の約 3 割が臨床域に入ることが示されている。

表 1-12 で示したように、各一時保護所の児童への対応についての職員の認識に関する質問項目の内、対応への苦慮に関する 18 項目で肯定的回答と否定的回答を算出したところ、「保護者への対応に苦慮している」と「入所理由の説明に苦慮することがある」の 2 項目以外は、

肯定的回答の割合が高く、特に「子どものかんしゃく・パニックの対応に苦慮することがある」及び「子どもの行動による他児への影響への対応に苦慮することがある」の 2 項目については 9 割以上が肯定的回答となっていた。その他、「子ども同士のトラブル（暴力）の対応に苦慮することがある」、「子どもから職員への暴力・暴言の対応に苦慮することがある」、「ルール違反への対応に苦慮することがある」、「学習指導に苦慮することがある」、「夜間時の対応に苦慮することがある」の 5 項目でも 8 割以上が肯定的回答を示している。子ども間、あるいは子どもから職員への暴力の問題が存在していることが示されており、これには虐待体験を持つ児童、特に身体的虐待やネグレクトを受けた児童が多数入所していること、行動特性として「外向尺度」（「非行的行動」及び「攻撃的行動」）で臨床域に相当する児童が 3 割程度存在することなどが影響している可能性がある。また、職員の認識からは、かんしゃくやパニック、逸脱行為や学習指導の対応に苦慮している現状が推測されるが、攻撃的行動の問題を抱える児童が多いこと、「外向尺度」において高い得点を示した身体的虐待やネグレクトを体験した児童が多数入所していること、知的水準が平均より低く、学力の低さを示す児童が多数入所しているという結果は、これらの職員の認識を裏付けるものであると言える。また、大澤ら（2011）の一時保護所入所児童における暴力に関する調査では、納得できない一時保護所の生活に対するイライラ感なども指摘されており、一時保護所の環境改善も提言されている。入所児童の問題行動への対応には、子ども自身へのアプローチだけでなく、一時保護所の環境整備も考慮する必要があると考えられる。

また、虐待の有無や虐待の種別だけでなく、これまでの取り扱い歴、一時保護歴、措置歴等も一時保護所入所児童の行動に影響を与えている可能性が示された。Brady & Caraway（2002）は、現在のケアに対する満足感と子どもの症状に関連があることを報告しており、Havlicek（2011）によれば、公的ケアのもとで育った成人の予後研究では、措置歴やケアの状況が与える影響は大きく、これらを考慮した検討が必要であるとしている。また、措置変更は、間接的にはあるが、行為障害の深刻さと関連しているという報告もある（Leathers, 2002）。これらの子どもが辿って来た経過や、処遇方針、子どもへの保護や措置に対する説明、ケアの状況が子どもの行動特性に及ぼす影響も考慮する必要がある。

さらに一時保護所は、本調査の一時保護所担当部（課）長に対する調査でも明らかとなったように、各自治体によって入所児童の期間、施設環境、入所理由も様々である。一時保護所は、子どもの保護とアセスメントを目的としている。治療、養育的な役割も明記されているが（児童福祉法第 33 条）、一時保護所中にどのようなケアを提供するかについては、明確な指針が立てにくいことは確かである。アセスメントを充実させ、それに見合った社

会的養護等の受け入れ先の確保、在宅支援に対するサポート体制などを整えて行く必要がある。また、アセスメントを充実させるための一時保護所の職員体制、環境整備についても今後、検討していく必要があると考えられる。

その他にも、保護者や家庭環境など、これまでの養育環境や親の態度などが子どもの行動特性と関連している可能性がある。本間（2002）は、虐待における虐待者側の要因を取り上げ、経済的困窮や夫婦の不和などを指摘しており、金田ら（2000）は、虐待のリスクとして家族の精神障害を挙げている。本調査でも、家族の経済的状況は、生活保護世帯、非課税世帯の多さ、保護者に無職の人の割合が高いこと、精神疾患を持つ保護者の高い割合などが示された。今後これらの影響についても詳細に検討していく必要がある。

本調査の特徴である一時保護所という集団での混合処遇が行われている場では、子どもの特性が顕著に表出している可能性を、今後検討する必要がある。児童養護施設の子どもの対象とした杉山・中村（2001）のCBCLを用いた調査では、施設形態が子どもの問題行動に影響を与えているとされている。CBCLは、日本だけでなく欧米の研究でも広く使用されており（e.g., 杉山・中村, 2001; Armsden et al., 2000; Brady & Caraway, 2002）、養育者による評定が可能な子どもの状態を把握するためのツールである。今回の調査では、一時保護所入所児童のCBCLによる得点が示されている。更なる分析を行うことでCBCLによる虐待の有無や虐待種別による得点分布を検討し、今後、市町村等での保護が必要な児童のスクリーニング、保育園、幼稚園、学校等での一般住民におけるスクリーニングやアセスメントツールの1つとしてCBCLを用いることは有効であると考えられる。また、子どもの今後の心理的なケアの必要性や治療方針、ケア方針を立てる際にも有効な情報を提供するツールである。一時保護所のアセスメントの一貫としてCBCLを実施し、これらの結果を今後の処遇先に提供していくことも有効であると考えられる。しかし有料の尺度であり、財政的に負担することが厳しい場合も想定されるので、無料の尺度を使用することも検討すべきである。今後は一時保護所での処遇として、職員体制や、設備環境、子どもへの対応を含むルール等のあり方を検討するには、子どもの行動特性の変化を指標として明らかにしていくことも求められる。ここでは、第一回目の調査結果のみである。入所中にアセスメントが行われ、家庭の状況等が把握できたケースもあると考えられ、児童相談所が関わり、保護をしたこと、一時保護所入所中の対応により子どもの状態がどのように変化するか、その要因として考えられる一時保護所の体制を更に分析し、一時保護所の適切な処遇や基準について検討する。また、その結果については今後学会等で報告する予定である。

【文献】

- Ahenbach, T. M. (1991). *Manual for the Child Behavior Checklist/4-18 and 1991 Profile*. Burlington, VT: University of Vermont Department of Psychiatry.
- Armsden, G., Pecora, P.J., Payne, V.H., & Szatkiewicz, J.P. (2000). Children in long-term foster care: An intake profile using the Child Behavior Checklist/4-18. *Journal of Emotional & Behavioral Disorders*, 8, 49-65.
- Brady, K.L. & Caraway, S.J. (2002). Home away from home: factors associated with current functioning in children living in a residential treatment setting. *Child Abuse & Neglect*, 26, 1149-1163.
- Havlichek, J. (2011). Lives in motion: A review of former foster youth in the context of their experiences in the child welfare system. *Children and Youth Services Review*, 33, 1090-1100.
- 本間博彰（2002）. 児童虐待と親の問題 - ハイリスクマザーと治療的アプローチを中心に - . *児童青年精神医学とその近接領域*, 43 (4), 389-394.
- 井潤知美・上林靖子・中田洋二郎・北道子・藤井浩子・倉本英彦・根岸敬矩・手塚光喜・岡田愛香・名取宏美（2001）. Child Behavior Checklist/4-18 歳日本語版の開発. *小児の精神と神経*, 41, 243-252.
- 金田成浩・牧野茂・濱口賢子・丸山立憲・野口陽子・柴田長生・反町吉秀・吉本寛司・安原正博（2000）. 虐待のリスクとしての親の精神障害に関する考察 - 揺さぶられっこ症候群が疑われた一症例を経験して - . *子ども虐待とネグレクト*, 2 (2), 249-254.
- Leathers, S.J. (2002). Foster children's behavioral disturbance and detachment from caregivers and community institutions. *Children and Youth Services Review*, 24(4), 239-268.
- 大澤朋子・和秀俊・岡桃子・鈴木勲（2011）. 一時保護所の子どもの暴力予防のためのアプローチモデルの構築. *子ども虐待とネグレクト*, 13 (1), 15-31.
- 大島剛・高木裕子・安部計彦（2007）. 児童相談所一時保護所の心理職のかかわりに関する調査. *子ども虐待とネグレクト*, 9 (1), 74-78.
- 杉山登志郎・中村素子（2001）. 発達の視点からみた子どもの虐待の後年への影響とその治療 - 被虐待児の年齢による違いと治療的対応を巡って - . *安田生命研究助成論文集*, 37, 53-62.
- 田中康雄（2005）. 発達障害と児童虐待（Maltreatment）. *子ども虐待とネグレクト*, 7 (3), 304-312.
- 坪井裕子（2005）. Child Behavior Checklist/4-18（CBCL）による被虐待児の行動と情緒の特徴. *教育心理学研究*, 53, 110-121.
- 坪井裕子・李明憲（2007）. 虐待を受けた子どもの自己評価と他者評価による行動と情緒の問題 - Child Behavior Checklist（CBCL）とYouth Self Report（YSR）を用いた児童養護施設における調査の検討 - . *教育心理学研究*, 55, 335-346.

（研究 2 児童相談所一時保護所の建築計画・設備の実態と課題）

阪東美智子（国立保健医療科学院 生活環境研究部）
大崎 元（建築工房匠屋）

1. 研究目的

児童相談所一時保護所に必要な設備等については、児童相談所運営指針で、「児童福祉施設最低基準第 41 条にいう児童養護施設の基準を準用するが、具体的には、事務室、面接室、児童居室、学習室、遊戯室、医務室、静養室、調理室、食堂、浴室、便所、夜間宿泊室、調理員室、用務員室、洗濯場、倉庫等が必要である。特に、虐待や非行などにより一時保護が必要な子どもについては、基本的には心理的に深い傷を受けている中・重度な状態にある子どもの場合が多く、個別的なケアが必要であり、その子どもに対して適切に対応できる静養室や個室などを設けることが必要である。また、屋外には運動遊びのできる設備を備えた十分な広さの子どもの遊び場があることが適当である。このほか、強引な引取要求を行う保護者への対応も含め、外部からの不当な侵入を防止するために必要な体制の整備に努めることが必要である。」と定められている。とくに、静養室・個室・遊び場を備えること、および外部からのセキュリティへの備えの重要性は、平成 17 年の児童相談所運営指針の改正に伴い付加されたものである。

しかし、児童相談所の設備等に関する実態調査は安部（2009）¹以外にはほとんど行われておらず、運営指針の規定がどの程度反映されているのかは不明である。加えて、児童相談所一時保護所の建築計画・設備については、改正された運営指針にもあるように、心理的ケアに配慮した空間や外部からのセキュリティの備えなどが必要であり、それを効果的に行うためには、適切な配置・動線計画を行うことが求められる。

そこで本研究では、配置・動線計画を含む今後の児童相談所一時保護所の設備基準の検討に資するために、児童相談所の設備や所要室の配置・動線計画の実態を把握し現状と課題を整理することとした。

2. 研究方法

アンケート調査から作成したデータセット（N=112）の中から、施設の設備等に関するデータを抽出し、SPSS によって分析を行った。また、施設から提供を受けた平面図（パンフレットや館内に掲載している簡略化された図面を含む）（N=81）から、諸室の配置や構成を読み取り整理した。

3. 研究結果と考察

（1）アンケート調査結果からみた、一時保護所の設備等の概要

①建築・改築年

建築年の記載があった施設は 106 件で、建築年が最も古いものは 1950 年、もっとも新しいものは 2013 年であった。また、一時保護所部分について大きな改装工事を行っている施設（移転や建替えを含む）で改築年の記載があったものは 34 件あり、改築年が最も古いものは 1992 年、もっとも新しいものは 2014 年改築終了予定であった。

建築・改築年（改装を行っていない場合は建築年とし、大きな改装工事を行っている場合は改築年で置き換えた。ただし、2014 年改築終了予定のものは工事完了前であるので、建築年のままとした。）の分布は、図 2-1 のとおりである。建築・改築年のもっとも古いものは 1967 年、もっとも新しいものは 2013 年となった。2006 年以降に改築された施設が多く、その結果、2006 年以降に建築・改築された施設の数全体の約半数を占めた。

②規模

a. 一時保護所の延べ面積

一時保護所の延べ面積の記載があった施設は 107 件で、59.6 m²から 3,806.7 m²まで広く分布した（図 2-2）。概ね 1,200 m²までの範囲に収まっており、500 m²前後の規模の施設が多くなっていた。ただしこのデータには、居室を含む所要室の正味の面積のみを回答したケースや、相談所や併設施設を含む施設全域の面積を回答したケースが混在している可能性が高く、このデータを以て一時保護所の規模を正確に表しているとはいえない。

b. 入所定員数

定員数（平成 25 年 8 月現在）の記載があった施設は 104 件であった。最小値は 4 人、最大値は 70 人で、平均は 20.9±10.7 人であった（図 2-3）。20 人以下の規模の施設が約 6 割を占めた。

③居室

a. 子供の居室・個室の数

居室の数の記載があった施設は 110 件であった。最小は 2 室、最大は 22 室で、平均は 7.7±4.5 室であった（図 2-4）。10 室までの規模の施設が全体の約 8 割を占めた。全施設の居室の合計数は 840 室である。

うち、個室の数の記載があった施設は 50 件（45.5%）であった。最小は 1 室、最大は 17 室で、平均は 4.1±3.7 室であった（図 2-5）。1～2 室までが約半数、4 室までが全体の約 7 割を占めた。全施設の個室の合計数は 203 室である。

居室の総数に占める個室の割合は、24.2%である。

b. 居室の面積と定員

一部屋あたりの平均定員数（定員数を子どもの居室の総数で除して算出）では、データが揃った 104 件の平均

値は 3.1 ± 1.3 人であり、最も過密な施設の一部屋あたりの定員数は 7.5 人であった (図 2-6)。

一部屋あたりの平均居室面積 (子どもの居室の総面積を子どもの居室の総数で除して算出) をみると、データが揃った 107 件のうち、最小値は 3.0 m^2 、最大値は 31.1 m^2 で、平均値は $16.1 \pm 4.6 \text{ m}^2$ であった (図 2-7)。

一人あたりの居室面積 (子どもの居室の総面積を定員数で除して算出) では、データが揃った 101 件の平均値は $5.8 \pm 2.9 \text{ m}^2$ であった (図 2-8)。最小値は 1.5 m^2 、最大値は 24.5 m^2 であった。個室がある場合は、一部屋あたりの個室面積 (個室の総面積を個室の総数で除して算出) の平均値は $11.3 \pm 3.6 \text{ m}^2$ であった (図 2-9)。最小値は 4.2 m^2 、最大値は 22.4 m^2 であった。

児童福祉施設最低基準第 41 条に示されている児童養護施設の設備基準は、一部屋の定員を 4 人以下とし、面積は一人あたり 4.95 m^2 以上、乳児のみの居室の場合は、一部屋の定員を 6 人以下とし、面積は一人あたり 3.3 m^2 以上である。

この基準と比較すると、まず定員については、全体の平均値は基準を満たしている。しかし、4 人を越えた施設が約 2 割あり、うち 4 件は平均値が 6 人を越えていた。この中には乳児のみで使用している居室が含まれている可能性があるが、逆に平均値では 4 人以下の施設の中にも、一部の居室を 4 人を越えて利用しているところがある。個室を持っている施設の中にも、平均値にすれば居室の定員が 4 人を越えたところが 7 件あった。

次に居室の面積をみると、平均値は基準を満たしている。しかし、一人あたり 4.95 m^2 に満たない施設が約 4 割あった。これについても、乳児のみで使用している居室が含まれている可能性があるが、平均値では一人あたり 4.95 m^2 を上回っている施設の中にも基準を満たさない居室があるものが含まれており、実態としては多くの施設で最低基準を満たさない状況があると思われる。なお、一人あたり 3.3 m^2 に満たない施設が約 1 割あり、これについては、乳児のみの居室の最低基準さえも下回っており問題である。

個室を備えている場合は、個室の居室面積は 1 件を除きすべて最低基準を満たしていた。

④居室以外の子どもが利用する空間

居室以外の子どもが利用する空間の整備状況については、表 2-1 のとおりであった。食堂や風呂など日常生活に必要な設備はほとんどの施設で整備されている。また学習室も 8 割以上の施設が備えていた。一方、遊びの場は、砂場と運動場の整備が 5 割以上で行われているが、体育館がある施設は 3 割と少ない。このほかに、その他の半数程度が「プレイルーム」や「遊戯室」をあげている。保育室やカウンセリングルーム (面接室・相談室を

含む) の整備は半数に満たない状況であった。

⑤建築・改築年と規模や居室との関係

a. 建築・改築年と施設の規模

建築・改築年を「1990 年以下」「1991 年以上 2000 年以下」「2001 年以上 2010 年以下」「2011 年以上」の 4 グループに分けて、施設の状況を比較した。

各グループの延べ面積と入所定員の平均値は表 2-2 のとおりである。建築・改築年が新しいグループほど延べ面積が大きく、また入所定員数が多くなっている。とくに延べ面積は、2000 年以降になってからそれまでの約 2 倍程度に大型化している。ただし、前述したとおり、延べ面積の回答の中には相談所や併設施設を含む施設全域の面積を回答したケースが混在している可能性が高いので、この点には注意が必要である。近年は他施設との合築が増えているので、このことが施設の大型化につながっているとも解釈できる。

b. 建築・改築年と居室の数・面積・定員

各グループの居室の数や面積・定員等の平均値は表 2-3 のとおりである。建築・改築年が新しいグループほど居室の数も多く、また居室のうち個室の数も多くなっている。居室数は、延べ面積と同様に 2000 年以降になってからそれまでの約 2 倍に増えており、個室の数も 2000 年を境に 4 倍以上に増えている。一方、一部屋あたりの居室面積は 2010 年ごろまでは大きな変化がなく、2011 年以降は逆に従来よりも 1~2 割ほど面積が小さくなっている。しかし、一部屋あたりの定員は、個室数の伸びの影響もあり、建築・改築年が新しいグループほど少なくなっている。一人あたりの居室面積は、2000 年までは 4.7 m^2 であり、児童養護施設の居室面積の最低基準である 4.95 m^2 を下回っているが、2001 年以降の施設では 6 m^2 を超えており基準を上回っている。

c. 建築・改築年と居室以外の子どもが利用する空間

各グループの居室以外の子どもが利用する空間の整備状況は表 2-4 のとおりである。食堂と風呂については、建築・改築年に関わらず 9 割以上の施設が整備している。また、学習室は、1990 年以前に建築されたものでも、その 4 分の 3 は整備されており、2000 年以降の施設では 9 割前後の整備率となっている。砂場、保育室、カウンセリングルームは、建築・改築年が新しいグループほど整備率が顕著に高くなっている。

⑥定員数と居室との関係

a. 建築・改築年と施設の規模

定員数を「10 人以下」「11 人以上 20 人以下」「21 人以上」の 3 グループに分けて、施設の状況を比較した。

各グループの延べ面積の平均値は表 2-5 のとおりである。定員数が多いグループほど当然ながら延べ面積が大

きくなっている。

b. 定員数と居室の数・面積・定員

各グループの居室の数や面積・定員等の平均値は表 2-6 のとおりである。定員数が多いグループほど居室の数が多く、また居室のうち個室の数も多くなっている。一部屋あたりの居室面積も、定員数の多い施設ほど広くなっている。しかし、一部屋あたりの定員も多くなっており、一人あたりの居室面積は、定員数が多いグループほど狭くなっている。

c. 定員数と居室以外の子どもが利用する空間

各グループの居室以外の子どもが利用する空間の整備状況は表 2-7 のとおりである。食堂と風呂については、定員数に関わらず 9 割以上の施設が整備している。学習室は、11～20 人以下の規模の施設で整備率がやや低くなっているが、10 人以下や 21 人以上の施設では 9 割を超えている。その他の設備については、定員数が多い施設ほど整備率が高く、特に運動場、砂場、保育室、カウンセリングルームは、10 人以下の定員の施設で整備率が低い。逆に 21 人以上の定員の施設では、保育室、カウンセリングルームの整備率が高い。

⑦入所状況

a. 入所率

平成 25 年 7 月末と平成 25 年 3 月末の 2 時点における入所者数から、入所率を割り出した。平成 25 年 7 月末の入所者の記載があった 102 件の入所率の平均値は $68.0 \pm 53.6\%$ である。最小値は 0%、最大値は 393.8% であった。平成 25 年 3 月末の入所者の記載があった 100 件の入所率の平均値は $52.9 \pm 39.1\%$ である。最小値は 0%、最大値は 214.3% であった。

なお、入所者数が定員数を上回る（入所率が 100% を超える）施設は、平成 25 年 7 月末で 11 件、平成 25 年 3 月末で 11 件あった。11 件のうち 6 件が重複しており、これらの施設は入所超過が常態化している可能性がある。

建築・改築年別の入所状況について、入所率の平均値は表 2-8 のとおりである。平成 25 年 7 月末の「1991～2000 年」に建築・改築された施設で入所率がやや低くなっているが、全体的には建築・改築年の新しいグループほど入所率が高くなっている。

また、定員数別の入所状況について、入所率の平均値は表 2-9 のとおりである。全体的に定員数の多いグループほど入所率が高くなっている。

個室の有無による入所状況は、表 2-10 のとおりである。全体的に個室のある施設の方が入所率が高くなっている。

b. 入所者数 1 人あたりの居室面積

平成 25 年 7 月末と平成 25 年 3 月末の 2 時点における

入所者数から、入所者一人あたりの居室面積を割り出した。一人あたりの居室面積については図 2-8 等ですでに示しているが、ここでは、定員数に対してではなく入所者数に対しての値を出すことで、実際の運用における状況をみた。

平成 25 年 7 月末の入所者数に対する一人あたりの居室面積の平均値は、 $12.0 \pm 10.3 \text{ m}^2$ で、最小値は 1.1 m^2 、最大値は 69.4 m^2 であった。児童養護施設の居室面積の最低基準 4.95 m^2 を下回っている施設が 14 件あった。平成 25 年 3 月末の入所者数に対する一人あたりの居室面積の平均値は、 $17.3 \pm 18.8 \text{ m}^2$ で、最小値は 1.9 m^2 、最大値は 113.4 m^2 であった。児童養護施設の居室面積の最低基準 4.95 m^2 を下回っている施設が 8 件あった。うち 7 件が、平成 25 年 7 月末時点で最低基準を下回っていた施設と重複していた。これらの施設の大半は、そもそも定員数に対して居室面積が小さく最低基準に満たないものであるが、加えて約半数は定員数を超過して受け入れており、さらに過密な環境をつくっている状況が見られた。

（2）図面からの抽出による一時保護所の特性についての検討

①入手資料について

今回の調査では一時保護所の図面提供を受けた。そこで、建築計画学的な視点から機能諸室各々の有無などを図面から抽出し、その特徴を探る。提供を受けた図面は 81 事例。「居室」記載のないものが 1 事例あるため図面分析は 80 事例でおこなう。

なお、入手できた図面は必ずしも「建築図書」としての「建築図面」ではなく、部屋構成のみできわめて簡略な、形状や寸法などがまったく不明なものも多い。そのため、以下で議論するような開放性と閉鎖性、分割と連絡といった分析視点はあくまでも分析者の想定による。また、作業はあくまでも「室名」を根拠にしている。実際には現場で常時使い分けがおこなわれており、その実態は実地での調査によってしか把握できない。同時に、面積や距離についての比較検討も難しい事例が多いため、空間の大きさや動線の長短などによる検討はできない。

視認性と遮音遮蔽性、開放性と閉鎖性、個と集団の両面への対応といった現場における二律背反の問題は、児童の抱える問題の混合と複雑化を通じてますます大きくなっており、建築空間が大きく規定する問題系でもある。真の実態把握や今後の空間課題を知るためには、より統一的に検討できる「建築図面」の入手整理とともに、現実に即した「使われ方」研究も含めての空間実態の把握が欠かせない。

②分析軸の設定

a. 分析軸について

図面分析可能な 80 事例に対して、アンケート調査デ

ータによる4つの分析軸（表2-11）を設定する。

ア．建築・改築年（区分Ⅱ）について

児童福祉法制定1947年のあと、1997年児童福祉法大幅改正や2004年児童福祉法改正による市町村化などはあったが、施設建築の建て替えなどを大きく促すような法制度状況は見出せない。必要が高まる社会情勢に合わせて順次、新築と改築が進んでいったものと思われる。改築の場合、建築空間上の機能連関は以前の建物に規定される。そのため、「新築」と分けて「部分改修」を質問項目の「改築理由」から拾い出した。80事例のうち2000年以前に大きな改築をしたものは1例しかいないため、2001年以降を「新築」と「部分改修」に分けて考察する。

イ．施設の規模について

施設の大規模化傾向については様々な議論がある。そこで、定員規模による分析軸とともに、施設規模の参考として図面から拾い出された「居室」数も一部で用いている。

ウ．設置主体について

設置主体としては「都道府県」と「政令指定都市」があり、図面には各設置主体で1事例の場合が多いが、複数事例のものも散見された。（表2-2）

複数事例が少ないためにあくまで概観でしかないが、設置主体ごとに機能諸室の種類とその配置配列などについての同一傾向が顕著に見られる。さらに、隣接都道府県では比較的似通った建築計画方式のものが続く場合もあった。地域が離れると大きく異なるものも顕著に見出される。建築計画上の方法として、一方では地域の独自性に則っているともいえるが、共有の課題認識やそのための検証が進んでいないとも感じられる。

エ．分析軸相互の関係

ア．一時保護所と児童相談所が併設してあるものについて

80事例のうち図中に「児童相談所」機能を有する併設部分図を含むものが32事例ある。この32事例については、一時保護諸機能との分割と連結、相互補完的な機能空間の有無などについていくつかの分析項目の中で考察を併記する。

一時保護所と児童相談所との関係では、実質的な機能の違いがあるとともに、同じ児童の生活再建に向けての緊密な連絡と入所受け入れや生活指導、夜間宿泊といった機能のための独立性、つまりは分離と連携という二律背反の融合が求められる。

③立地状況の整理

施設の立地する地域内での位置や敷地状況はその建

築状況だけでなく、利用状況の根底にも影響を及ぼす。広域に見たときの立地位置では、交通機関の利用可能性も含めて「一時保護」という制度空間への接近可能性に関わるかもしれない。施設敷地を含む中域での立地位置では、周辺居住地と施設との分離とゆるやかな連絡とを建築空間がどれだけ保証しているかなどが課題となる。敷地内では、屋内と屋外の空間のつながりと区域区分、動線や視線のつながりと遮断など、日常的な保護活動にとっての必要条件がどれだけ用意されているかが課題となる。さらに近年では他の機能を持つ様々な施設との合築も多くなっており、併設する他の施設との相互関係にも注意が必要となる。しかし、現地の実況が不明なため、衛星写真を通覧して立地状況を整理するにとどめる。

ア．隣接している土地の状況から見た立地

大半は一般住宅や集合住宅が大きく面的に広がる「都市住宅地域」に立地する。

周辺に隣接する土地状況からその「都市住宅地域」の性格を推定すると、「都市業務地域」につながっていくような繁華街やその延長線上ではなく、公共施設などが周囲に展開し、密集してはいるが居住環境条件は比較的安定している都市型の住宅地にあるものが多い。その他では、「都市住宅地域」に山林や農地がまだ残って迫っている開発型の住宅地、大きな都市公園が隣接している住宅地などが、事例は少ないが、周辺の地域特性となっている。（表2-14）

バ．敷地の状況

そうした「都市住宅地域」のなかで、敷地は施設単独あるいは合同施設としてのみで区画されるものが多い。敷地が周辺の都市住宅地に組み込まれ、連続する。周辺環境は一定の落ち着きは感じるが、施設敷地自体には大きな緩衝地・帯があるわけではなく、周辺地域にすぐに接する。大きな緩衝帯に包まれているような「キャンパス型敷地」は少ない。

立地状況を概観しての課題としては、周辺住宅地環境に直接あるいはすぐ近くにつながるような状況の中で、周囲へのつながりと遮断、開放と閉鎖の両面で二律背反する必要性をどのように案分できているのか、などについての検証が今後の課題である。（表2-15）

④機能諸室からみた一時保護所の特性

ア．空間機能によるカテゴリー区分

建築空間をその機能範疇によって区分する。ただし、児童などの「一時保護所」に関しては、検証され汎用性のあるような機能による室空間のカテゴリーはまだ確立されていない。機能を判断する「室名」も設置主体や時代によって様々に使い変えられているようで、確定的な判断はできない。本来なら「室名」でなくそこに必要とされている機能をその空間がどれだけ満たしているのか、

機能連関がどれだけうまくいっているのかをみなければならぬ。今後の課題である。ここでは、HP から入手できた設計競技添付の資料「平成 21 年 7 月群馬県 中央児童相談所・一時保護所整備基本構想」の「一時保護所機能」をもとに、以下のような区域カテゴリーを作業仮定として想定する。(表 2-16)

なお、下記カテゴリーの内、次のような理由から以下の区域は分析から除く。

<5>特定専用区域：含まれる室数が少なく、利用状況も不明なため、今後の課題とする。

<6>多目的区域：利用状況が不明のため、ここでは分析せず、今後の検討課題とする。

b. 建物内での階に関する状況について

なお、図面から読みとれる建物の階の数をみると、一時保護所に入っている階が一つだけのものは 53 事例であり、階が 2 つ以上にわたるものは 27 事例あった。

敷地上の 1 階にあるかどうかは、園庭などの屋外自然環境への接近性といった面とともに、外部アプローチに対する警備が大きな課題となってきた近年においては重要な建築検討の与件ともなってくる。ただ、提供図面には階表示がないものもあって正確には把握できない。階が一つだけのもので 1 階にあるものが 42 事例、複数階にわたるもの 24 事例、合計 66 事例が地上階を有するとおもわれる。外部アプローチ動線での遮断と開放などについては、今後、敷地配置図などとも合わせて分析し、検証していく必要がある。

c. 受け入れ区域

ア. 玄関

外部からのアプローチにおける「玄関」の配置関係は検討できないので、施設内での配置関係について考察する。

一時保護所が独自に「玄関」を有するのは 11 事例である。児童相談所が「緩衝帯」となっているものは 32 事例と、児童相談所併設図面がある 32 事例のすべてにあたる。「記載なし」も建物上階に位置して階段などで直接その階に進入するものなどがあり、併設施設が一時保護所の緩衝帯となっている。(表 2-17)

こうしたことから、進入経路上で最初に進入動線を受け止める機能諸室が何かは、動線計画上の最初の課題となる。

80 事例のほとんどは「事務室」が受け止めているが、事務室以外が 15 事例抽出された。

そのうち、入所者も自由に出入りする「プレイルーム」「食堂」「遊戯室」などオープンスペース型の共用空間が 6、「居室」も 9 (重複あり) あり、一時保護中の入所者と外部動線との交差を管理区域が制御しにくい空間構成にある事例が拾い出された。ただし、扉の設置など実際

の使い方については不明である。この傾向は、母数が少なく統計的な傾向とはいえないが、建築年が新しい、新築である、定員が大きいといった施設でも見出された。

イ. 待合室

「待合室」は通常、アプローチに近く設置される。開放的な「待合」はホールなどで代用されるが、独立した部屋としておかれる場合もある。しかし、「待合室」「待合」の記載は一時保護所側からは 4 例しか拾い出せなかった。一方、児童相談所 (32 事例) のうち 11 で、一時保護所に隣接する位置に「待合室」が置かれていた。

ウ. 面会室

「面会室」の記載はほとんど見られない。児童相談所側には「家族面会室」なども含めて用意されている場合があったが、一時保護所からは離れており機能分離されている。

エ. 進入動線上での「ゆるやかな」受け止めのための空間配置について

もともと外部からの不特定者の進入は想定されており、児童相談所などでの受け止めに基本にしてきたと思われるが、DV 被害など入所者の対応課題が多様多層化し、入所者の長期化による出入りも含めて一時保護所が独立的な施設に近づいていくとすると、アプローチに対する独立した制御と開放可能性は空間課題として拡大してくる。現状の空間構成のままではそうした課題に応えられないものがまだ多く残っていると思われる。

オ. 面接室

「面接室」は一時保護受け入れ時に児童生活区域とは分離して必要と考えられる。しかし、入所中の様々な相談などにも利用されるため、生活区域からの接近可能性と分離という課題がある。さらに、「面接室」「相談室」の他にも様々な諸室が、職員と児童との個別的面談に転用されているともいわれる。しかし、その実態は図面だけでは不明であり、キ. で施設実態の一面として検討する。

「面接室」は分析軸ごとに明確な傾向が見られる。建築年の新しい 2001 年以降ではほぼ半数の施設で設置し、特に「新築」の場合に高い。定員規模別でも規模が大きいほど設置率は高く、政令指定都市の方が都道府県設置よりもはるかに高い。2001 年以前での設置率の低さや「部分改修」では設置が進んでいないことをみると、「面接」という遮蔽性を求められる独立した室としての必要性の高まりが時代的要請としてはっきり見られる一方、遮蔽性、遮音性の高い空間をどのように用意していくかは難しい課題として残されている。(表 2-18)

カ. 相談室

「相談室」は本来機能として、受け入れ時、入所時、さらには退所時、退所後にも利用される。そのため、多くは児童相談所側に付随するが、一時保護所の近くに配置されて、その時々で利用可能と思われるものもある。

一時保護所側に限ってみると「相談室」記載があったものは7例しかないで、受け入れと入所生活を補佐する機能諸室として、「面接室」「待合室」「相談室」を（重複を除くようにして）統合したものを「特定目的室」として分析する。

キ．特定目的室

これらの機能諸室をまとめると、全体の1/2弱で用意されていることがわかる。

「特定目的室」の充足率は1990年以前では1/4だが2000年を過ぎると1/2を超える。定員数が増えるほど大きくなる。ただし2001年以後でみると、新築では65%を超えるが部分改修では40%強に止まる。建築空間としての場所の捻出や遮音性、遮蔽性等の物理的な質の確保など、室の転用だけでは対応しにくい課題になっていると考えられる。

2000年以前では1/3で1室のみだが、2001年以降ですべて2室以上、新築の場合はその4割で4室以上が用意されていることなどからは、こうした独立性の高い空間の必要性の高まりが指摘できる。ひるがえって、小規模であることや建築基盤の古い施設にこうしたニーズ対応空間をどのように創出していくかが、建築的な課題となっている。（表2-19）

ク．独立した受け入れ空間の有無について

独立した機能空間の必要は後段に見る「学習室」などでも指摘されているが、受け入れ区域においてもその必要性が高まっている。古い建物基盤の施設、規模の小さい施設などでは、遮蔽性等を求められる独立した室に対するニーズにどう答えるかという課題が残る。

d．児童生活区域

児童生活区域においては、男女別幼児分離など対象者別の「区分け」ができていのかどうか大きな要因となる。しかし、男女別幼児分離など対象者別の「区分け」は図面からはわからない。男女別、幼児用などの記載あるものも多いが、記載のないものが区別されていないかどうかは不明なためである。そこで、あくまでも建築建物として物理的にエリア区分が容易かどうかを基軸に、「区分け」の可能性を分析する。なお、記載ある図面を見ると、実際の対象者別区分けは必ずしも物理的なエリア区分に沿ってはおこなわれていない。また、単一居室ごとに区分けされている場合も読み取れる。

ア．居室

居室の連なりやまとまりを概観し、それを居室群エリ

アと考えて、その配置上の状況をみる。エリア区分が可能かどうか、どの程度の区分が可能かを、あくまでも空間配置構成からの可能性として拾い出す。

その前に、図面記載の居室数とアンケート調査データの居室数の差について考察する。（表2-20）もちろん記入誤差の可能性はあるものの、当初計画が反映しやすい図面と現状での対応から答えられた数値とに差があることは、他の機能諸室の転用（居室が不足の場合）、他の機能諸室への転用（居室が余っている場合）などが表現されているとも考えられる。その時々で状況に合わせての室空間の使い分けが常態化している現状の反映ともいえる。

居室数の差が最も大きいものを分析軸ごとに拾い出すと、政令指定都市設置、2001～2010年建築、2001年以後に新築、定員21人以上の事例となる。（表2-21）一方、1990年以前の建築では差がかなり少ない。新しい施設、新築の施設、大きな施設で差が大きいことは、現在の居室設計計画の方法が現実の変化に対応し切れていないことの表れともみえる。政令指定都市では課題の複雑化、困難事例の増加といった時代的な課題が先鋭化しており、それへの対応力の限界も垣間見える。

アンケート調査では、月別の平均在籍者数を聞いている。（表2-22）平均在籍者数率の多寡から居室数の差の結果に対応させてみる。定員数に対する平均在籍者数からみると、平均在籍者数率が90%を越えるもので最も高く5割以上の事例で差が見出された。平均在籍者数率が少ない側、高い側の両方で4割ほどの事例で差が見出されている。実際に使っている「居室」数を増やすか減らすかの違いはあるが、いずれにしろ不安定な「居室」数管理の実態が読みとれる。

次に、図面から拾い出された居室数について検討する。居室数の分布、居室数と定員の関係などについてはアンケート調査の分析を参照するとして、図面から抽出された居室数を分析軸ごとにみていく。

設置主体別では政令指定都市設置施設で居室数の多い事例に偏向し、都道府県設置とは明確に対照的である。（表2-23）

建築・改築年でみても建築年が古いほど居室数は小さい方に偏る。2001年以降では新築では居室数が大きい方に強く片寄っているが、部分改修では小さい方が多い。当然、定員の少ないほど居室数も小さい方に集まる。時代が新しくなるほど居室数の大規模化は進んでおり、2001年以降の新築では特に顕著にその傾向がみられる。（表2-24）

想定できる居室群については複数（ほとんどは2つ）にエリア区分できるかどうかについても拾い出した。あくまでも平面構成上でエリアがどれだけ独立した配置に

あるかどうか、視線や音がどれだけ届きにくいかどうかという面のみを基準に概観し設定したものである。

「居室階」が階で分離できる配置構成になっているものは80事例のうち13事例ある。一方、エリア区分しにくい直線廊下等で直結している居室配置の事例が約半数を占める。(表 2-25)

直線廊下で直結しているという状況は、どうしても入所者の属性別課題別といった分けを困難にする可能性が高い。入所者の抱える問題状況の多様化多重化と長期化にともなって属性別課題別に生活区域を分けできることは、施設空間にとっての課題でもある。しかし、遮音性など物理的な空間の質を確保するためには建築計画の初期段階で取り組まなければならず、部分的な改修や管理的手法だけで対応できるものではない。

「直線廊下で直結」する居室群をもつ事例では居室数の平均が5.6室であり、ある程度の区分が可能と思われる事例の平均9.7室に比べてかなり少ない。居室数が少ない施設では領域区分に困難さが大きく伴うのではないかと考えられる。(表 2-26)

「居室」そのものの質は図面からでは不明だが、対象者別の分けの可能性という面から見ると、都道府県設置に多く問題が残されており、建築年が古いほど、定員数が小さいほど、課題は多い。特に、1990年以前に建築されたものでは9割近くが直線廊下で直結する居室群をもつ。2000年以前の建物でも部分改修されたものでは4割ほどに低減していることからみると、古いままの建物ではその大半が対象者別の分けがきわめて困難な状況のままで残されていると推定される。(表 2-27～表 2-29)

上記では対象者別の分け可能性を視点に見たため、小規模な施設に問題状況が集まってきた。しかし、施設建築においては、小規模での空間構成の限界とともに、大規模な施設での動線の錯綜など大きくなったことで増大する空間構成上の解決すべき課題も多い。今回の入手図面では距離なども把握できないものが多く、大規模であることの問題点を正確に拾い出すことは難しいが、大規模な施設で多数の「居室」が緩衝空間もなくずらっと並ぶ構成は、一定期間そこで居住し生活する「居住生活空間」として、様々な課題・問題の存在を感じさせる。

なお、特別に設定された「居室」のあるものが5事例あった。その内容は、「重大事件対応居室」2事例、「特別室」「個室準備室」各1事例、「宿泊棟」を別棟として有しているもの1事例である。

イ. 浴室（脱衣室含む）

「浴室」が複数あるかどうかでも児童生活区域での入所対象者別の「分け」の可能性を想定する。なお、図面上で1室のように記されていても内部が2分、3分さ

れている可能性もある。「浴室」はシャワー室しかない2施設（沖縄県）以外のすべてで設置されている。

定員規模での違いは当然として、建築年が新しいほど、また2001年以降でも新築の方が、2以上の浴室ありが大きく増えている。一方、都道府県設置では半数以上が「浴室」1室しかない。(表 2-30)

入所者の男女別など、基本属性に対応した設備空間は、建築年が古いほど不備であり、それは部分改修をしたものであっても半数以上で満たされていない。浴室などの「水廻り」空間は建築技術的制約が大きく、必要に応じて柔軟に増設や改修に対応できるというものではない。児童生活区域での「分け」を規定し続けることにもなりうる。

ウ. 食堂

「食堂」の有無に関しては、アンケートでも聞いているが、図面抽出との齟齬があるため、ここでは図面に記載されているものを前提とする。記載のないものが4例あるが、大半は「食堂」を有している。そのうち、(ダイニングを含めて)2つあるものが6事例ある。

居室群との関係を拾い出すと、およそ居室群に直結していると思われるものが30事例に対して、別階別棟など別ブロックにあるものも24事例ある。(表 2-31)

定員規模が大きくなるほど、食堂と居住エリアは距離が広がっている。

建築年が古いものは直結といえる位置にあるが、新しいものは新築のものも含めて7割以上が居住エリアから離れている。建築年が古いもの定員規模が小さいものでは「食堂」が唯一とも言えるオープンスペース型の共用空間であり、他の機能との共用も見られる。

建築年が新しいもの、定員規模が大きなものでは他の機能諸室が充実してきて「食堂」の役割は限定的になるとも言えるが、最も身近な食事という活動のための空間であり、スタッフや他の入居者とのコミュニケーションをとることの容易なオープンスペースにもなりうる「食堂」が居住空間と離れていくことに対しては、再度の検証が必要だろう。(表 2-32、表 2-33)

「厨房」の記載をみると、ほとんどは設置されているが、「台所（キッチン台）」のみが4事例あり、食事提供を施設外から取っているのかもしれない。4例のうち3例は2000年以後の新築で、その3つの定員規模は「11人～20人」であり、大規模でもない。集団による一斉の食事とダイニングキッチン型の家庭的な食事という方向性の違いが、新しい施設において出始めているのかもしれない。

なお、同一建物で、食堂と厨房が離れているものが4

事例あり、詳しく見ないとわからないが、保健衛生上の取り扱いについては不明である。その他、隣接する婦人相談所の厨房と共用するものが1事例、厨房棟が敷地内別棟にあるものが2事例あった。

エ. 静養室

「静養室」は入所者の安定にとって重要な機能空間であり、施設設置基準でも重要視されている。配置位置としても居室エリアからの一定の離れと親密度のとぎれない距離が求められる。また、遮音性遮蔽性の高い独立した空間であるとともに、長い時間を過ごせる室内環境の安定性が求められる。

全施設の約半数が「静養室」を持っていて、その内の1/3は2ないし3室持っている。(表2-34)

1990年までの施設では少ないが、それ以降では施設の6割前後で用意されている。2000年以前の建物でも「部分改修」したものでは平均値に近づいていて、改修の優先項目になっていることがわかる。定員規模10人以下では1割ほどしか設けられていないが、規模が大きくなれば複数室の割合も増えている。(表2-35)

全施設の51.3%という数値の意義はまだ検証できないが、時代が新しくなるに従って必要とされ、設置及び設置数が上がってきたことは確かである。1990年までの小規模施設でまだおきな改修をしていない、あるいはおこなえない施設において、どのように「静養」機能の空間を用意していくのが喫緊の課題といえる。

e. 児童共用区域

ア. 遊戯室

全体の1/3、27事例で設置されている。建築年、定員規模別での違いはほとんど見られない。このうち、オープンスペース型と独立型の違いでは、建設時期が新しいもの、定員規模が大きいもので、独立室型の割合が7割を超えるようになる。また、他の機能諸室との併用の記載あるものが9事例ある。(表2-36)

「遊戯室」は主に乳幼児のための空間と考えられるが、学童も含めての遊びの自由空間「プレイルーム」(日本語では遊戯室になる)との違いは実質的にない場合が多い。そこで、ウ. で両者を統合して「共用自由空間」として、検討する。

イ. プレイルーム

「プレイルーム」のある事例は80の内の1/3弱ほどである。1990年以前のものでは少ないが、それ以降で多くなる。ただ、2001年以降に部分改修したもので用意されているものは少なく、改築だけで一定の広さのオープンスペースを用意することの難しさが感じられる。定員規模では10人以下の場合で設置割合が小さい。(表2-37)

ウ. 共用自由空間

「プレイルーム」と「遊戯室」を統合すると、全80事例のうちの6割48事例で用意されている。48のうちの8割強にあたる39事例では1室であり、どちらかを設置することで完了しているものが多い。(表2-38)

建築年別、定員規模別では違いはほとんどみられない。ただし、2001年を過ぎてからは2室の事例が出てきて増え始める。しかし、その中を独立室型とオープンスペース型に分けると傾向が見えてくる。オープンスペース型は、都道府県設置、1991~2000年、11~20人の事例で割合が高いが、2001年以降になると新築と部分改修のどちらでもやや減少している。また、定員数が20人を超えるとオープンスペース型の事例が減り始める。定型であったオープンスペース型だけでなく、複数化と独立室型の「プレイルーム」「遊戯室」を志向する流れが見えてきている。(表2-39、表2-40)

なお、児童相談所側に「遊戯室」または「プレイルーム」が用意され隣接しているのは32事例のうちの16事例ある。そのうち8事例では一時保護所側にはどちらも用意されていない施設であり、一時保護所の不足を補っている。

エ. 幼児室、保育室

「幼児室」と「保育室」は本来の名目機能は異なるが、幼児のための独立した機能諸室として一体として検討する。幼児室と保育室を重複して持っている施設はなかった。

全体の2割ほどが「幼児室」か「保育室」を用意している。「保育室」8事例、「幼児室」9事例、合計17事例である。しかし、アンケート調査では合計27施設に保育室があると答えている。実際には他の機能諸室を転用している場合が多いと思われる。(表2-41)

建築年が新しくなるほど、また定員規模が大きくなるほど、設置割合は高くなっている。政令指定都市施設では5割近くで設置されており、都道府県施設との差が大きい。(表2-42)

幼児専用環境の整備は比較的新しく見出された課題であり、その空間整備もまだ途上にあるのではないか。

このうち、オープンスペース型の割合は7割弱にあたる。政令指定都市施設では、純粋にオープンスペースとしてのものよりも独立した室としてのものが多い。オープンスペース型の割合が高い傾向は建築年が古いほど大きくなるが、強い傾向ではない。

オ. 学習室

「学習室」は8割で用意されている。施設設置基準でも重要視されているが、他の機能諸室に比べても設置割合は高い。

1990 年以前では設置割合が低い、その後は 9 割ほどになっている。ただし、元の施設を 2001 年以降で部分改修したものでは設置率が 5 割に止まり、既存の建築空間をやりくりしての創出には困難が大きいことが推察される。また、学習室を有する事例の内でも 2 室以上あるものは 1/4 弱しかない。それでも建築年が新しいほど、新築であるほど、定員規模が大きくなるほど、その割合は増える。(表 2-43, 表 2-44)

なお、「図書室」のある施設が 2 例ある。

「学習室」で指摘されるのはその独立性であり、静かな空間の必要が強く求められている。図面からは現実の独立性遮蔽性は測れないが、平面構成上で独立性を検討すると、オープンスペース型になっているものは「学習室」のある事例の 2 割で、その事例はすべて 1 つだけ設置されているものに限られる。「学習室」のある事例の中で独立室型の割合をみると、建築年が 2000 年以前では 5 割しかないが 2001 年以降では 8 割を超える。また、定員規模が大きくなるほど割合が高くなる。施設が古い、定員規模が小さい場合には独立室型の「学習室」は少ないが、2001 年以降の部分改修事例ではすべて独立室型になっており、性能確保の取り組みとして最も進んでいる建築空間と考えられる。(表 2-45～表 2-47)

独立室型ではその室に接続する空間が廊下のものとオープンスペースであるものがある。オープンスペースで接続するものは、そこで発生する音や気配が入ってきやすい位置関係にあると推察される。そこで、独立室型のうち廊下にのみ接続する完全独立型を取り出してみると、「学習室」のある 64 事例のうちの 41 事例が完全独立型になっている。

カ. 体育室

体育室の有無に関してはアンケートでも聞いているが図面に記載されているものをみると、一時保護所側で 12 事例にあることが拾い出されたが、児童相談所側にあって裏動線でつながっているものが 4 例見つかった。一時保護所側の「体育室」は 12 事例のうちの 10 事例が 2001 年以降の「新築」である。

f. 管理区域

ア. 事務室

「事務室」は一時保護所内の管理区域の要であると共に、一時保護所の内と外との結節点にもなる。外との結節点として大きい役割は、児童相談所との連携の結節点であること、外部社会との間の解消帯であり境界であること、などが考えられる。

まず、児童相談所との位置関係を探ると、児童相談所の図面が確認できる 32 事例の内の 16 事例で、一時保護所の事務室が児童相談所に付随あるいは所属している。

一時保護所歯科図面のないものの中で 6 事例に「事務所」記載が無く、それらも併設された施設に「事務室」を依存しているとする、22 事例に一時保護所独自の「事務室」がないということになる。また、児童福祉司など専門の人の行き来が密接であることと役割や児童への対応のあり方が異なることを両立させるためには、事務空間を近くに隣接させることは一つの設計方法としてあり得るが、それに近い状況を有している事例は少ない。(表 2-48)

外部社会との結節点としての「事務室」の役割をみるため、外部からの侵入動線を最初に受け止める役割を担える機能諸室を拾い出す。「玄関」の項でも示したように児童相談所側に玄関のあるものも多いが、それも含めて「事務室」とそれ以外で分けると、「事務室」で受け止めているのは 80 事例の内の 65 事例であり、15 事例で別の空間が「玄関」からの進入動線に接合している。オープンスペース型の共用空間である「プレイルーム」「食堂」「遊戯室」「学習室」と、「居室」に直接接するものも 9 例あった。どれもが児童の日常的な活動空間であり、DV 被害児童の大幅な増加などを考慮すると、15 事例およそ 2 割弱ではあるが、建築空間の再構成も合わせて検討しなければならない課題といえる。(表 2-49)

施設内部での「管理」と「生活」との関係性を示す配置として、居室群との位置関係を検討する。居室群に対しての視認性と接近可能性の高低を想定したが、居室群のある階に「事務室」がない例もあり、合わせて拾い出した。「事務室」が複数ある施設もあるため計は 80 にならない。

居室群に近い位置に「事務室」があるものは全事例の 7 割を超えるが、居住群が別階にもあるなど「事務室」が近くない居室群を有する事例数は全体の 4 割にのぼる。居室群への接近可能性が低い 30 事例をみると、分析軸毎にはほとんど違いがない。わずかに、建築年で 2011 年以降のもの、2001 年以降での新築で、接近可能性の低い事例の割合が上がっている。大規模化の進展という状況とも歩調を合わせて、これまでのように「事務室」が居室を支えるのではなく、他の管理諸室がその役割を分担し、「事務室」はそれらを上位管理する多重管理型になってきているのかもしれない。そのことの有用性と問題性についての検証は今後の課題である。(表 2-50～表 2-52)

イ. 宿直室

「宿泊室」は 7 割の施設で設けられており、その半数で 2 つ以上の部屋が設置されている。「居室」を有する一時保護所は夜間などの対応のためにも「宿泊室」は欠かせない。しかし図面を概観すると、「宿泊室」がない場合でもその代替機能諸室として「指導員室（保育士室な

ど含む)」さらに「医務室」などが位置づけられている場合が見られた。そこで、エ.では「居室エリアを補佐する位置にある管理諸室」として「宿直室」と「指導員室」を統合した。(表 2-53、表 2-54)

ウ. 指導員室 (保育士室など含む)

指導員室は、全施設の 1/3 強で用意されていた。建築年でみると 1990 年以前のもので設置割合の高いことが目立つ。都道府県によるものでは 4 割強で設置されているが政令指定都市のものでは 2 割にしか設置されていない。(表 2-55)

エ. 居室エリアを補佐する位置にある管理諸室について
居室群はその多くで何らかの管理諸室が隣接している。夜間対応が必要なため「宿直室」の場合が多いが、「宿直室」がない場合でも休憩室、指導員室、医務室などさまざまな諸室が隣接している。「宿直室」と「指導員室 (保育士室など含む)」を統合して概観すると、80 事例のほぼ 9 割にあたる 71 事例で設置が確認できる。2 つ以上あるものも 71 事例中の 7 割以上を占める 50 事例が確認でき、居室エリアを補佐する役割を担っている。

居室群への適時接近可能性を拾い出すと、設置されている事例の 94% までが居室群にすぐに接近可能な位置にある。さらに、宿直室+指導員室で視認不可の居室階があるものが 10 事例見出されたが、そのうちの 1 事例を除いて、それらを相補する管理諸室として「事務室」「医務室」「休憩室」が置かれている。「事務室」が 1 フロアを担当し「宿直室」が別フロアを担当するなど、限定された機能諸室の間でも居室エリアを補佐する役割分担ができています。児童を保護入所させていることから当然に必要なとされる役割だが、夜間の宿直、保育等専門的な指導など、児童の安定を側面から支える空間が別の管理機能諸室で代替されている事例が残っていることは、その活用運用の実を検証していく必要があるだろう。(表 2-56)

全体に設置割合が高いので建築年、定員規模別でも違いはあまり見出せないが、建築年の最も新しい 2011 年以降の建築、2001 年以降での新築、最も定員規模の大きい 21 人以上の事例で、少しだが設置割合が少ない。次に見る「医務室」では逆の傾向が見られることから、新しく大きな施設での機能諸室の充足思想にわずかではあるが違いが出始めているのかもしれない。(表 2-57、表 2-58)

オ. 医務室

「医務室」は「休憩室」「指導員室」などとは本来機能が異なり、設備も特殊であるとともに宿泊機能はない。それらとは同列に語れないので別項とするが、図面を概観すると、

「休憩室」「指導員室」の不足を補って居住エリアに適時アクセスできる位置にあるものが多い。

居住エリアとの位置関係を拾い出すと、医務室のある 20 事例のうち 8 割にあたる 16 事例で「居室エリアに接近可能」な位置に配されている。「医務室」機能は通常なら居住エリアは少し離れて「静養室」機能に近いと思われるが、「静養室」とは違って居住エリアに近いことは、児童の居住空間と医療という特別な行為空間との間でのアクセス性の高さが重要視されているようにも見える。(表 2-59)

また年代の古いもので設置割合は低い、1991~2000 年建築のもので最も少なく、定員規模でも 11~20 人規模で最も少ない。2001 年以降の新しく大きな施設で増えていることは、その充足思想にこれまでとは違う考えが出始めているのかもしれない。

本調査から推測できることは、1990 年以前までの初期の小さな施設では医療専門のスタッフにアクセスできる唯一の場所という意味があったが、90 年代以降の中規模施設では医療へのアクセスを児童相談所側に依頼してきたという仮定があり得るのだろうか。しかし、近年になってその配置配備思想にもう一度変化が現れ始めた可能性がある。

都道府県と政令指定都市の間でもおよそ差が少なく、他の機能諸室が設置主体別にさまざまに数値差を示してきたことと比べると、独特なものがある。(表 2-60、表 2-61)

一時保護所での対応問題の多様化、その混合と同じ空間での混在、といった問題状況の変化は、医療のような専門機能の空間をどこまで取り込むのか、また、これまでのような「宿直」という形態でやり続けられるのか、などの新たな問題群を前衛として引っ張り出し、医療空間の施設内部化、宿直ではない 24 時間管理などに、試行的に取り組み始めているのかもしれない。しかし、ハード側として用意されてきた建築はどうしても課題対応に遅れが生じ、空間構成に不安定感や混乱をみせているのかもしれない。

g. 各区域の全体構成について

さまざまな機能諸室を全体的に配分し関係づける全体計画は施設建築を総合的に捉える上で欠かせない。しかし、今回提供された図面からは、その多様性の大きさと基軸となる建築構成や設計思想などを見出すまでは至らなかった。それは今後の課題として、以上では個別の機能諸室の分析から導き出された施設建築としての特徴と課題を語るまでとした。

(3) 抽出できた特徴と課題について

アンケート調査および図面検討から見出された、一時

保護所の特徴と課題は以下のとおりである。

①アンケート調査結果から見出された特徴と課題

a. 建物の全体像

- 約半数の施設が 2006 年以降に建築・改築されている。
- 延べ面積は 500 m²前後が多いが、2000 年以降はそれまでのものよりも 2 倍程度に大型化している。他施設との合築等の影響があると思われる。
- 入所定員は 20 人以下が 6 割を占める。建築・改築年が新しいもののほど定員数は増えているが、延べ面積の大型化に比べ、定員数は微増にとどまっている。
- 居室数が 10 室までの施設が 8 割を占める。個室がある施設は約半数である。建築・改築年が新しいもののほど、居室数・個室数がともに増加しており、とくに 2000 年以降に大きく増えている。居室全数に占める個室の割合は約 4 分の 1 である。

b. 定員と居室との関係

- 一部屋あたりの定員は、建築・改築年が新しいほど少ない。全体では、児童養護施設の設備基準（乳児のみの居室を除く）を満たしていない施設が 2 割ある。
- 一人あたりの居室面積は、建築・改築年が新しいほど広い。全体では、児童養護施設の設備基準（乳児のみの居室を除く）を満たしていない施設が 4 割ある。
- 定員数が多い施設ほど、一人あたりの居室面積は狭くなっている。
- 入所者数が定員数を上回っている施設が 1 割程度あり、そのうちの半数は入所超過が常態化している可能性がある。
- 入所者数に対する一人あたりの居室面積が児童養護施設の設備基準を下回る施設が 1 割以上ある。そもそも定員数に対して居室面積が小さく最低基準に満たないものが多いが、加えて約半数は定員数を超過して受け入れており、運営面でさらに過密な環境をつくっている。

c. 居室以外の子どものための空間の整備状況

- 食堂・風呂は、建築・改築年に関わらず 9 割以上が整備している。
- 学習室は、1990 年以前の建築でも整備率は比較的高く、2000 年以降の施設では 9 割前後の整備率である。
- 砂場、保育室、カウンセリングルームは、建築・改築年が新しいほど整備率が高くなっているが、全体としては整備率が低い。
- 運動場がある施設は 5 割、体育館がある施設は 3 割である。
- これらの設備は、定員数が多いほど整備率が高く、10 人以下の規模では低い。

②図面検討から見出された施設建築に見られる特徴と課題

- a. 建築年代の古いものに多くの機能諸室の不足がみられた。改築によって解消されているものもあったが、解決できていないままのものも多く、遮音性や遮蔽性、水廻りの対象者別区分けなど、技術的解決に負担の大きいものは残されたままになっている。
- b. さまざまな諸室で担当する機能が確定せず、居室を補佐する管理機能、独立して児童を受け止める機能などを担う機能諸室では、他の目的で用意されている諸室が交替して担う場面も見られた。実際には多くの機能諸室相互で転用が繰り返されていると思われる。
- c. 多くの機能諸室を用意している新しい施設、大規模な施設でも、居室数の認識の差に見られるように、固定的な建築空間と現場でのズレは常に生じている。
- d. 各機能にふさわしい閉鎖性と開放性、分離と結合といった建築空間の基本的な形状や配置のあり方が混乱している。特に、きちんと遮蔽し他と分離できる空間が充足していない。小さい施設では場の混用によって独立性を確保することが難しく、大きな施設ではつなぐべき機能が離れてしまっている。小さな施設での親密なつながり、大きな施設での独立した専用空間の充実はともに意義があるが、現状では施設の物理的な建築形状に強く規定され、その間を揺れ動いている。
- e. 医療導入や 24 時間管理に見られるように、そうした施設のあり方に対応する建築空間にも少しずつ変化が見られる。しかし、現状の多くの施設はそうした動きへの空間対応力が低い。

③児童一時保護所を概観しての課題

分析からは、ハードとしての建築に強く限定されて残ってきた問題が多くあるとともに、新たに生まれてきた機能諸室の考え方、管理面での試行的な動きなども見えてきている。

建築空間の構成という施設内部での課題と、施設建築そのものとしての課題を挙げる。

a. 建築空間とその構成としての課題

○ 分離と融合、開放系と閉鎖系に位置づける機能諸室の再検討と再構成

その場その場で必要とされる機能は、音を通さないような強い遮断、視線を流すような緩やかな遮蔽などの具体的な空間の質や性能を必要とすることが多い。特に一時保護所では、分離することと繋ぐこと、閉鎖することと開放することといった二律背反する役割が求められる。どのような人の活動をどのように分離あるいは融合するのかといった相互の関係づくりや機能諸室の必要性も含めての空間構成の再構築が必要な段階にきていると考え

る。

○ 独立した機能空間の充実

再検討において当面の課題は、個への対応に応じて独立して用意すべき機能空間を、必要な空間性能を伴いつつ用意することである。

b. 施設建築としての課題

○ 古い施設、小さな施設の改善可能性についての検証

古い施設、小さな施設では、建築空間資源の質や状態が限られ、対応力がかなり低下している。多様化複雑化した児童保護への空間対応力を保持し高めていくため、現状の検証からはじめつつ、その改善可能性について、運営方針とのすり合わせを含めての検討が必要である。

○ 大規模化についての検証

大規模化には機能諸室の充足という正の面とともに、児童が必要とする親密な「生活空間」を平準化し、管理優位のものにしてしまう負の面も併せ持つ。大規模化した新しい施設で居室転用が多く起こっていることなどをみると、単なる量的な大規模化では空間利用の確かな方向性は見出せていない。他の福祉施設との合築の是非も含めて、児童保護という原点から、規模についての検証が必要といえる。

c. 資料調査面での課題

○ 「建築図面」の收集整理と、実際の現場に対応させた空間の「使われ方」調査

資料と現状把握を通じて建築計画学の方法による検証と考察を進めることで、福祉活動と建築空間との整合性、継続的な改善の方向性を高めることは可能である。そのためには、さらに詳細な「建築図面」の収集や現場調査が必要である。

【文献】

- 1 安部計彦編著、一時保護所の子どもと支援、明石書店、2009

（研究3 食生活に関する報告書）

堤 ちはる（日本子ども家庭総合研究所母子保健研究部）
三橋扶佐子（日本歯科大学共同利用研究センター（嘱託研究員））

0. 要約

おいしく栄養バランスのとれた食事が、適切な衛生管理のもとに、好ましい環境下で提供されることは、成長期の子どものにとって重要である。なかでも適切な養育環境に恵まれることの少ない一時保護所の入所児童には、特に食生活支援の必要性は高い。そこで、一時保護所の

栄養管理や食生活支援の現状を把握し、効果的な方策の提言を行う基礎的資料を得ることを目的に、一時保護所職員にアンケート調査を行い、以下の結果を得た。

- ・常勤で管理栄養士・栄養士のいずれかが配置されているのは6施設（5.5%）、非常勤を含めても管理栄養士・栄養士のいずれかが配置されているのは10施設（3.7%）とたいへん少なかった。
- ・常勤の調理員が配置されているのは29施設（26.6%）、非常勤を含めても調理員が配置されているのは62施設（56.9%）であった。
- ・管理栄養士、栄養士が配置されている施設では、献立作成、食物アレルギー対応、子どもの食事指導、好き嫌いへの対応などが、配置されていない施設より適切な対策がとられていた。管理栄養士、栄養士は専門職であるが、調理員については一定の資格要件はない。調理員の配置の有無では、子どもの食生活の支援に直結するような明確な違いは見出せないことから、管理栄養士、栄養士の配置を高める必要性は高いと考える。
- ・宗教上、食事に配慮が必要な子どもは、平成24年度に15施設（14%）にいたが、宗教上の食事対応マニュアルがあるのは1施設（1%）のみであった。食事の対応としては、約3割の施設が、除去食や代替食を提供していたが、現在、該当者がいないので「特に何もししていない」施設も約3割にみられた。該当者が入所してから考えるのでは1日3回の食事の提供が間に合わない可能性もあることから、専門機関等で宗教上の配慮が必要な子どもの食事提供マニュアルの作成が急務であると思われる。

1. 研究目的

子どもの頃の食習慣は、健全な発育・発達に影響するばかりでなく、成人後の食嗜好や味覚の基盤となる。また、将来の肥満、2型糖尿病、高血圧や循環器疾患などの発症と関連し、生涯にわたる健康状態にも影響を与えることが報告されている¹⁾⁵⁾。そこで、子どもたちの食生活支援は重要であり、さらに長期的な視点に立脚したものであることが求められる。

近年、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べて、平成23年度は5.2倍に増加している。また、それに伴い児童相談所での所内一時保護の状況も増加の一途をたどっており、平成23年度の一時保護件数は20,289件である。保護理由については「児童虐待」が43.6%と最も多く、次いで「虐待以外の養護」が30.7%となっている⁶⁾⁸⁾。

また、一時保護児童の受け入れ状況をみると、約4割の自治体で定員を超えて一時保護を実施している状況にある⁶⁾⁷⁾。さらに一時保護所においては、一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされているが、全国平均では27.7日であり、保護人数、平均在所日数と

もに増加傾向にある^{6),7)}。

一時保護所入所理由は、前述のとおり「児童虐待」と「虐待以外の養護」によるものが7割以上を占めることから、入所前は家庭で十分なケアを受けられずに育ち、食生活も適切なものであるとは言い難いケースが多いことが容易に推察される。また、入所時の不安などから偏食、少食、過食、拒食などの問題も生じやすいと思われる。ところが一時保護所は児童養護施設などの児童福祉施設とは異なり、子どもの異動がかなり激しいので、一時保護所の特性を踏まえたうえで、一人ひとりの子どもの状況に合わせた食事の提供や食生活支援が必要とされる。

これまでに児童養護施設の食生活については、食事環境^{9),10)}や食生活全般についての調査研究、地域小規模児童養護施設の特性に配慮した食事の提供に関わる調査研究¹¹⁾⁻¹⁴⁾などが行われている。しかしながら、一時保護所の食生活の現状と課題についての調査研究は実施されていない。

そこで本研究は、一時保護所の食事の提供の現状と課題を明らかにし、児童と施設職員への栄養管理や食生活支援の効果的な方策の提言を行うことを目的に実施した。

2. 研究方法

(1) 質問紙調査の方法および内容

本研究では、一時保護所の調査のうち、食生活の関係する部分の分析を試みた。分析項目は、食に関わる職種（管理栄養士・栄養士・調理員）の配置状況、食事の提供形態、献立について、おやつについて、子どもの食事で困っていること、食に関する事項の整備状況、食物アレルギー児への対応、宗教上の配慮についてなどである。

管理栄養士、栄養士、調理員の配置状況別にクロス集計した結果について、カイ二乗検定またはFisherの検定で $p<0.05$ で有意な差が認められた項目について、表中に＊を記した。

3. 研究結果

(1) 食に関わる職種の配置状況

常勤の管理栄養士、栄養士のいずれかが1名以上配置されている（以下、管理栄養士・栄養士（常勤）と記す）のは109施設中6施設（5.5%）とたいへん少なかった。定員10～20名未満2施設、30名以上3施設、定員不明1施設に配置されていた（表3-1-1）。

非常勤を含む管理栄養士、栄養士のいずれかが1名以上配置されている（以下、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）と記す）のは10施設（9.2%）で定員0～10名未満1施設、10～20名未満に3施設、20～30名未満2施設、30名以上3施設、定員不明1施設に配置されていた（表3-1-2）。

常勤の管理栄養士、栄養士、調理員のいずれかが1名以上配置されている（以下、管理栄養士・栄養士・調理

員（常勤）と記す）のは29施設（26.6%）で定員0～10名未満に2施設、10～20名未満に10施設、20～30名未満13施設、30名以上3施設、定員不明1施設に配置されていた（表3-1-3）。

非常勤を含む管理栄養士、栄養士、調理員のいずれかが1名以上配置されている（以下、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）と記す）のは62施設（56.9%）で定員0～10名未満11施設、10～20名未満31施設、20～30名未満15施設、30名以上4施設に配置されていた（表3-1-4）。

(2) 食事の提供形態

食事の提供形態は、管理栄養士・栄養士（常勤）の配置があると、「職員（非常勤職員）により、すべて施設で調理」は3施設（50%）、「外部の人材により、すべて自施設で調理」3施設（50%）であった（表3-2-1）。

管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）の配置があると、「職員（非常勤職員）により、すべて施設で調理」が7施設（70%）に増加し、「外部の人材により、すべて自施設で調理」3施設（30%）は減少した（表3-2-2）。

管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）の配置があると、「職員（非常勤職員）により、すべて施設で調理」は26施設（89.7%）になり、管理栄養士・栄養士（常勤）あるいは、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）より比率が高かった。一方、「外部の人材により、すべて自施設で調理」は3施設（10.3%）であり、管理栄養士・栄養士（常勤）あるいは、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）より比率が低かった（表3-2-3）。

管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）の配置があると、「職員（非常勤職員）により、すべて施設で調理」は55施設（87.3%）になり、管理栄養士・栄養士（常勤）あるいは、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）より比率が高かった。一方、「外部の人材により、すべて自施設で調理」は6施設（9.5%）であり、管理栄養士・栄養士（常勤）あるいは、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）より比率が低かった。これらの結果は、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）と同様の傾向であった（表3-2-4）。

管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のそれぞれの配置があれば、「一部は外部で調理した食事を搬入」、「すべて外部で調理した食事」の施設はなかった。一方、管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のそれぞれの配置がない場合には、「一部は外部で調理した食事を搬入」、「すべて外部で調理した食事」が6施設（6.0%）でみられた（表3-2-1～表3-2-4）。

食事の提供形態においては、管理栄養士・栄養士・調理員のいずれかの配置ありとなしの間に有意差がみられた（表3-2-3、表3-2-4）。

管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）の配置がある場合には、「一部は外部で調理した食事を搬入」が2件（3.2%）にみられた（表3-2-4）。

食事を一部、あるいはすべて外部搬入しているのは6施設であり、そのうち朝食は3施設（50%）、昼食、夕食は各6施設（100%）であった（表3-3）。

（3）献立について

管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）の配置がある施設はすべて献立を作成していた（表3-4-1、表3-4-2）。一方、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）の配置がある施設で献立を作成しているのはそれぞれ26施設（89.7%）、59施設（93.7%）であった（表3-4-3、表3-4-4）。

（4）おやつについて

一時保護所のおやつの提供は、午前のおやつは26施設（24.0%）と少なかったが、午後のおやつは103施設（94.0%）と多くの施設で提供されていた。夕食後のおやつは17施設（16.0%）で提供されていた（表3-5）。

（5）子どもの食事で困っていること

「好き嫌が多い」、「食事のマナーが悪い」は、管理栄養士・栄養士（常勤）の配置がない施設がそれぞれ86施設（83.5%）、78施設（75.7%）と配置のある施設の各3施設（50.0%）よりも割合が高かった（表3-6-1）。

管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）では、「好き嫌が多い」は配置あり7施設（70%）、配置なし82施設（82.8%）、「食事のマナーが悪い」は配置あり7施設（70%）、配置なし74施設（74.7%）となり、配置の有無による差は少なかった。「食べ物を大切にしない」は配置ありの施設ではなかったが、配置なしでは22施設（22.2%）にみられた（表3-6-2）。

管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）において、配置の有無別にみると、「好き嫌が多い」は配置あり22施設（75.9%）、配置なし67施設（83.8%）、「食事のマナーが悪い」は配置あり22施設（75.9%）、配置なし59施設（73.8%）、「早食い」は配置あり8施設（27.6%）、配置なし23施設（28.8%）、「食べ物を大切にしない」は配置あり7施設（24.1%）、配置なし15施設（18.8%）であった。「過食」は配置あり6施設（20.7%）、配置なし5施設（6.3%）で、配置ありで割合が有意に高かった。「拒食」は配置あり5施設（17.2%）、配置なし10施設（12.5%）であり、配置の有無による差は小さかった（表3-6-3）。

管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）においても、同様の傾向がみられ、配置の有無による差は小さかった（表3-6-4）。

子どもの食事で困っていることの「その他」は15施設

（14.0%）で記述がみられた。最も多かったのは「食物アレルギー児への対応」であり、これは管理栄養士、栄養士いずれも配置されていない施設の回答であった。それ以外には「食事量の調整が難しい」、「おかわり分が足りない」、「咀嚼が下手」、「バランスよく交互食べができない」、「出身国によって味付けが異なる」、「残食が多い」、「虫歯が多い」、「ダイエット目的で拒食する」などがあげられていた。

（6）食に関する事項の整備状況

「児童に配慮した調理（アレルギー等など）の提供」は、管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）と、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）の配置がある全ての施設で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答していた。一方、それらの配置がない施設においては、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」とする施設が2～3%あった（表3-7(1)-1～表3-7(1)-4）。

「食に関わる人（調理員、栄養士）が、児童の食事の状況を見ている」のは、職員の職種、および、職員配置の有無に関らず「あてはまる」「ややあてはまる」は70～80%、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」は20～30%であった（表3-7(2)-1～表3-7(2)-4）。

「喫食状況、残食（個人）の評価を踏まえて調理を工夫している」のは、管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）の配置がある全ての施設で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答していた。一方、管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）の配置がない施設においては、「あてはまる」「ややあてはまる」とした施設はそれぞれ79.6%、78.8%と低かった。管理栄養士、栄養士、調理員（非常勤を含む）の配置がない施設では、「あてはまる」「ややあてはまる」割合はさらに低く、65.2%であった。「喫食状況、残食（個人）の評価を踏まえて調理を工夫している」は、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）の配置の有無で有意差がみられた（表3-7(3)-1～表3-7(3)-4）。

「アナフィラキシー対応講習会を受けた職員が常時いる」のは、管理栄養士・栄養士（常勤）の配置がある「あてはまる」「ややあてはまる」が50.0%であり、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）それぞれの配置がある施設の30.0%、17.2%、14.3%と比較して高かった。また、管理栄養士・栄養士（常勤）配置がない施設の13.6%より割合が高かった。管理栄養士・栄養士（常勤）配置の有無で有意差がみられた（表3-7(4)-1～表3-7(4)-4）。

「AED講習会を受けた職員が常時いる」のは、職員の配置状況による差はほとんどみられず、「あてはまる」「ややあてはまる」は約60%、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」は約40%であった（表3-7(5)-1～表3-7(5)-4）。

「救命講習を受けた職員が常時いる」のは、職員の配置状況による差はほとんどみられず、「あてはまる」「ややあてはまる」は 50.0%、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」は約 47%で、「無回答」は約 3%であった（表 3-7(6)-1～表 3-7(6)-4）。

「食事指導に苦慮することがある」に、「あてはまる」「ややあてはまる」割合は、管理栄養士・栄養士（非常勤含む）、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）それぞれの配置がある施設では 70.0%、72.4%、63.5%であった。一方、管理栄養士・栄養士（常勤）の配置があるとその割合は 50.0%と低かった（表 3-7(7)-1～表 3-7(7)-4）。

（7）食物アレルギー児への対応について

児童の入所時に、食物アレルギーの有無の確認は全ての施設で行われていた（表 3-8-1～表 3-8-4）。

食物アレルギー児の確認方法（複数回答）は、多い順に、「直接本人にたずねる」93 件（85%）、「保護者に直接たずねる」88 件（81%）、「入所の際の書類で確認」61 件（56%）であった。

「保護者に直接たずねる」のは、管理栄養士・栄養士（常勤）は 1 施設（16.7%）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）では 5 施設（50.0%）であるのに対して、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）は 18 施設（62.1%）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）では 49 施設（77.8%）と割合が高かった（表 3-9-1～表 3-9-4）。

管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）の配置がないと、「保護者に直接たずねる」割合が有意に高かった（表 3-9-2、表 3-9-3）。

食物アレルギーの確認方法で「その他」は 43 件（39.0%）であり、具体的には「保育園、幼稚園、学校に確認する」が最も多かった。それ以外には「疑わしい場合は検査を実施する」があげられていた。

食物アレルギー児の対応マニュアル（手引き）があるのは、管理栄養士・栄養士（常勤）は 2 施設（33.3%）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）は 4 施設（40.0%）に対して、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）では 6 施設（20.7%）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）では 10 施設（15.9%）と割合が低かった（表 3-10-1～表 3-10-4）。

食物アレルギー児が「いる」としたのは、管理栄養士・栄養士（常勤）は 5 施設（83.3%）と割合が高かった。しかし、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）では 5 施設（50.0%）、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）は 16 施設（55.2%）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）では 21 施設（33.3%）と割合が低かった（表 3-11-1～表 3-11-4）。

食物アレルギー児の食事の提供状況は、「除去食を提供」は 89 施設（82%）、「代替食を提供」は 71 施設（65%）、「その他」は 2 件（2%）であった（複数回答）（表 3-12）。

「その他」には「該当者がいない」、「これまでに例がなかった」などがあげられていた。

（8）宗教上の食事の配慮について

宗教上の食事の対応マニュアルがあるのは、1 施設（1.0%）のみであった（表 3-13）。

平成 24 年度に宗教上の理由で食事の配慮が必要であった児童がいたのは 15 施設（14.0%）であった（表 3-14）。

宗教上の理由で配慮が必要な子どもの食事への対応は、「除去食（宗教上制限されている食品を除いた食事）を提供」は 36 施設（33.0%）、「代替食（宗教上制限されている食事を含まない食事）を提供」は 34 施設（31.2%）、「特に何もしていない」は 31 施設（28.4%）、「その他」11 施設（10.0%）、無回答 19 施設（17.4%）であった（複数回答）（表 3-15）。

「その他」には、「該当者がいなかった」、「対象となる子どもがいれば、その都度検討する」などがあげられていた。

4. 考察

子どもは心と体の発育・発達する時期にあることから、適切な環境下において、安全で栄養バランスのとれたおいしい食事の提供は必須である。なかでも適切な養育環境に恵まれることの少ない一時保護所に入所する子どもは、入所前から食生活にも問題を抱えていることが多いと推察される。そのために、子どもにとっては一時保護所での食事は発育・発達のみならず、心と体の癒しにもつながる極めて重要な意味をもつ。

ところが、これまで一時保護所の食生活についての調査研究は行われていなかった。そこで、今回初めてその現状の一端と課題を明らかにした。

献立作成は栄養管理をするうえで、また、嗜好性、経済性などの観点からも社会的養護を実施する一時保護所においては重要である。管理栄養士・栄養士（常勤）、管理栄養士・栄養士（非常勤を含む）の配置されている施設では、全て献立が作成されていた。一方、管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）、管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤を含む）の配置施設では、献立の作成率は約 9 割であり、調理員の配置では献立作成率は増加しない。栄養の専門職である管理栄養士、栄養士の常勤配置施設は調査対象 109 施設中、わずかに 6 施設（5.5%）であり、非常勤を含めても 10 施設（9.2%）であった。今後は、一時保護所への管理栄養士、栄養士の配置率を高めていくことが食環境向上のために求められる。

食物アレルギーはアナフィラキシーショックを引き起こす危険性があり、児童の生命を守る観点からも慎重な対応が望まれるが、一時保護所の食物アレルギーをもつ子どもの有無を調査したところ、管理栄養士、栄養士（常勤）の配置がある施設ではアレルギーをもつ子どもは 83.3%存在していた。一方、管理栄養士、栄養士、調

理員（非常勤を含む）の配置がある施設においては、その割合は33.3%であり、約3倍の開きがあった。この違いは、施設により食物アレルギーをもつ子どもの分布に差があると考えよりは管理栄養士、栄養士の配置がなく調理員の配置だけでは、食物アレルギーをもつ子どもを見落としていると考えることが妥当であると思われる。

また、管理栄養士、栄養士の配置がある施設においては食物アレルギー児への対応マニュアルがある施設は約4割であった。一方、管理栄養士、栄養士、調理員の配置がある施設では、その割合は約2割であり、約2倍の開きがあった。先の食物アレルギー児の存在する割合とマニュアルの有無の結果、さらに「子どもの食事で困っていること」で、管理栄養士、栄養士の配置がない施設から「食物アレルギー児への対応」が最も多くあげられていたことを考え合わせると、管理栄養士、栄養士のいずれかが配置されていれば、施設により食物アレルギーをもつ子どもの見落としが少なくなる、食物アレルギー児対応マニュアルによる対応が可能となる、食物アレルギー児への個別対応に苦慮することが少なくなるなどにより、食物アレルギー児対応の質の担保がとれることが推察される。

「子どもの食事で困っていること」で、「好き嫌いが多い」については、常勤の管理栄養士、栄養士の配置がない施設においては70.0%～77.8%と高い。一方、管理栄養士、栄養士が常勤でいずれか1名以上配置されているとその割合は50.0%と低い。同様に、「食事指導に苦慮することがある」についても、常勤の管理栄養士、栄養士の配置がない施設においては「あてはまる」「ややあてはまる」が63.5%～72.4%と高い。一方、管理栄養士、栄養士が常勤でいずれか1名以上配置されているとその割合は50.0%と低い。管理栄養士、栄養士は食事指導の専門家であり、子ども一人ひとりに合わせた調理の工夫や、適切な声かけが、常勤であれば随時可能であることが理由で「食事指導に苦慮することがある」や「好き嫌いが多い」が少ないと考えられる。

本調査結果から、管理栄養士、栄養士が配置されている施設では、献立作成、食物アレルギー対応、子どもの食事指導、好き嫌いへの対応などが、配置されていない施設より適切な対策がとられていた。管理栄養士、栄養士は専門職であるが、調理員については一定の資格要件はない。調査対象とした109か所の一時保護所において、常勤の調理員の配置は23施設、非常勤の配置は33施設であった。しかし、調理員の配置の有無では、子どもの食生活の支援に直結するような明確な違いは見出せないことから、管理栄養士、栄養士の配置を高める必要性は高いと考える。

食事の提供にあたり宗教上の配慮が必要な子どもが、平成24年度に15施設（14%）にいたが、宗教上の食事対応マニュアルがあるのは1施設（1%）のみであった。食事の対応としては、除去食や代替食の提供がそれぞれ

約3割であり、「特に何もしていない」も約3割の施設にみられた。これは、現在、該当者がいないので「特に何もしていない」との回答になったと思われる。近年、さまざまな国の子どもの入所がみられ、今後、その数は増加していくことも予想される。そこで、該当者が入所してから考えるのでは1日3回の食事の提供が間に合わない可能性もあることから、専門機関等で宗教上の配慮が必要な子どもの食事提供マニュアルの作成が急務であると思われる。

5. まとめ

おいしく栄養バランスのとれた食事が、適切な衛生管理のもとに、好ましい環境下で提供されることは、成長期の子どものにとって重要である。なかでも養育環境が適切とはいえないことの多い一時保護所の入所児童には、特に食生活支援の必要性は高い。そこで、一時保護所の栄養管理や食生活支援の現状を把握し、効果的な方策の提言を行う基礎的資料を得ることを目的に、一時保護所職員にアンケート調査を行い、以下の結果を得た。

- ・常勤で管理栄養士・栄養士のいずれかが配置されているのは6施設（5.5%）、非常勤を含めても管理栄養士・栄養士のいずれかが配置されているのは10施設（3.7%）とたいへん少なかった。
- ・常勤の調理員が配置されているのは29施設（26.6%）、非常勤を含めても調理員が配置されているのは62施設（56.9%）であった。
- ・管理栄養士、栄養士が配置されている施設では、献立作成、食物アレルギー対応、子どもの食事指導、好き嫌いへの対応などが、配置されていない施設より適切な対策がとられていた。管理栄養士、栄養士は専門職であるが、調理員については一定の資格要件はない。調理員の配置の有無では、子どもの食生活の支援に直結するような明確な違いは見出せないことから、管理栄養士、栄養士の配置を高める必要性は高いと考える。
- ・宗教上、食事に配慮が必要な子どもは、平成24年度に15施設（14%）にいたが、宗教上の食事対応マニュアルがあるのは1施設（1%）のみであった。食事の対応としては、約3割の施設が、除去食や代替食を提供していたが、現在、該当者がいないので「特に何もしていない」施設も約3割にみられた。該当者が入所してから考えるのでは1日3回の食事の提供が間に合わない可能性もあることから、専門機関等で宗教上の配慮が必要な子どもの食事提供マニュアルの作成が急務であると思われる。

【文献】

- 1) Waterland R.A., Garza C. : Potential mechanisms of metabolic imprinting that lead to chronic disease. Am. J. Clin. Nutr. 69, 179-197, 1999.
- 2) Martorell R., Stein A. D., Schroeder D. G. : Early

nutrition and later adiposity. J. Nutr. 131, 874S-880S, 2001.

- 3) Must A., Strauss R. S. : Risks and consequences of childhood and adolescent obesity. Int. J. Obes. Relat. Metab. Disord. 23(Supple2), S2-11, 1999.
- 4) Nader P. R., O'Brien, Houts R., Bradley R., Belsky J., Crosnoe R., Friendman S., Mei Z., Susman E. J. : National Institute of Child Health and Human Development Early Child Care Reserch Network. Identifying risk for obesity in early childhood. Pediatrics, 118, 594-601, 2006.
- 5) Stettler N., Stalling A., Troxel A. B., Zhao J., Schinnar R., Nelspn S. E., Ziegler E. E., Strom B. L. : Weight gain in the first week of life and overweight in adulthood. : A cohort study of European American Subjects. Fed. Infant Formula, Circulation, 111, 1897-1903, 2005.
- 6) 厚生労働省：行政説明資料・児童相談所の今日的課題について・平成 26 年 1 月 28 日。
- 7) 厚生労働省：行政説明資料・児童虐待防止対策について・平成 25 年 6 月 11 日。企画者養成研修。
- 8) 厚生労働省：行政説明資料・児童家庭福祉の動向と課題・平成 25 年 4 月 23 日・児童相談所長研修。
- 9) 堤ちはる：児童養護施設の食事環境に関する調査研究、子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者 庄司順一）、平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金、子ども家庭総合研究事業、80-107、2006。
- 10) 堤ちはる、庄司順一、有村大志、尾木まり、下泉秀夫：児童養護施設の食事環境に関する調査研究（Ⅱ）－施設の立地条件の食事環境に及ぼす影響、及び自由記述の分析、子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究（主任研究者 庄司順一）、平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金、子ども家庭総合研究事業、41-61、2007。
- 11) 堤ちはる、三橋扶佐子、横山徹爾、太田百合子、吉池信男、尾木まり：児童養護施設の栄養管理に関する調査研究（1）、児童養護施設の食生活・栄養に関する実態調査、「児童福祉施設における子どもの食の支援に関する調査研究」（主任研究者 堤ちはる）、平成 21 年度子ども未来財団「児童関連サービス調査研究等事業」、29-62、2010。
- 12) 堤ちはる、三橋扶佐子：児童養護施設の栄養管理に関する調査研究（2）、自由記述にみる児童養護施設の食生活の個別対応の実態、「児童福祉施設における子どもの食の支援に関する調査研究」（主任研究者 堤ちはる）、平成 21 年度子ども未来財団「児童関連サービス調査研究等事業」、63-85、2010。
- 13) 堤ちはる、山本恒雄、三橋扶佐子、村木将人、小熊永枝：地域小規模児童養護施設の食生活・栄養の課題と支援について、平成 23 年度日本子ども家庭総合研究所紀要、第 48 集（平成 23 年度）、67-79、2012 年 3 月 31 日。
- 14) 堤ちはる、山本恒雄、三橋扶佐子、村木将人、小熊永枝：

地域小規模児童養護施設の食生活の課題と栄養士の支援について、平成 24 年度日本子ども家庭総合研究所紀要、第 49 集（平成 24 年度）、29-44、2013 年 3 月 31 日。

IV. 全体的考察（政策提言）

本研究により分析された結果から、以下の考察を行う。

（1）被害を受けた子どもや家族の属性

被害を受けた子どもには繰り返し被害を受けているものが多い。またその家族属性は非常に特異的であり、特定の集団群が一般的な家族集団群に比べて高確率で虐待が発生し、家庭環境の回復がないまま繰り返し虐待が起きている可能性が考えられる。虐待の予防、虐待の世代間連鎖を防ぐためにも、詳細なケース分析が必要であり、他分野で既に実施されている重みづけされたアセスメントシートの開発は必須である。つまりケースが虐待かどうか、一時保護や措置の決定や解除という意思決定に活用できる学術的なツールが必要である。これまでのように行政、特に児童相談所がすべての責任を背負ってケースワーク・意思決定を行うのではなく、社会として虐待へ対応するために、特に研究者がそれらの判断に有効なツールを提供し、その決定に関する司法の場においても研究者が客観的で学術的な説明をするべきである。このような研究が発展するためにも、今後は国の統計でも、虐待通告件数ではなく、再被害率や家族属性ごとの虐待発生率の提示などが必要と思われる。

（2）一時保護所の基準の明確化

一時保護所についての明確な基準は現在存在しない。そのため予算等の措置も不明瞭なものが多く、他分野の予算等を利用しながら保護所の運営を行っていることが推測される。そのため、複合した建物に一時保護所が入っている事例が見られた。建物の安全基準、子どもに必要な物品、プログラムなどの基準だけでなく、職員の配置基準にも地域差が存在している。さらに入所率について地域間に違いがある。このような地域格差は、児童福祉法や児童虐待防止法等という国の統一的な基準で行う政策としては好ましくない状況である。今後はこのような統一的な基準が必要であり、そのための調査研究を行う必要がある。

（3）他の行政分野との連携

被害を受けて入所した子どもが、通学している学校が出席になるのか欠席になるかなど、自治体間で相違がある。児童福祉法に基づく一時保護については、統一的な基準が必要である。同様に、保護された子どもが入所する施設が、自治体間で一人当たりの居住面積等が大幅に異なることも、国の政策としては適切ではない。よって

これら課題については、文部科学省や国土交通省等と統一的な基準を作成する必要がある。

（４）データベースの構築

上記基準を作成するにあたって、重要視すべきは子どもの視点である。子どものケア、回復に何が必要か、回復に何が影響をしているかということは一時保護所中だけではなく、その後の子どもについて長期的な測定を行う必要がある。現実的には、各自治体の個人情報保護条例等の様々な課題をクリアした調査を行うと、精度や回収率等に問題が生じてしまうが、現状ではこのような調査を行いつつ、一方、がん登録法のような法制化をすれば完全なデータ把握システムがこの分野でも実現できればそれによる政策提言が可能であるため、これらデータベースが構築できるような政策立案の基礎資料を生み出していく必要がある。

（５）児童相談所をはじめとする虐待対応関連機関の調査負担減少のために

児童相談所とする虐待対応関連機関には、毎年数多くの調査（多くは質問紙調査）が実施される。各調査には職員数など基礎的な共通項目も多い。また調査によっては、疫学研究に関する倫理指針等に基づいた調査研究ではないもの（例えば倫理委員会等を実施していないなど、所属機関が許可していない研究）があり、調査に回答することにより、各自治体の個人情報保護条例に反してい

るかどうかの判断と責任を調査対象機関である児童相談所に委ねているという現状がある。今回の研究は、論文を執筆した共同研究者は各大学院博士課程にて統計学・公衆衛生・疫学等の分野だけでなく、対象者の保護や利益相反など研究倫理のトレーニングを重ねており、非常に厳しい研究プロトコルで調査設計を行い、回答することにより児童相談所が不利益にならないような手法を用いた。そのため、本研究について理解や積極的な協力を行うという意見が職員から多かった。今回の研究の責任を改めて理解するとともに、各研究者はさらなる知見を積み重ね、政策立案の根拠資料を数多く提示する予定である。

最後に、調査が児童相談所の業務の負担にならぬよう、基礎的な項目はできるだけ標準化・共同実施を行うべきである。またデータを共有するということは、データのねつ造や改ざんの防止にもなる。研究者が現場から信頼されるような調査システムをこれからは検討すべきであり、今後は当研究グループでも実施する予定である。

V. 謝辞

本研究を行うにあたり、ご協力をいただきました全国児童相談所所長会の皆様に深謝いたします。また、質問紙調査にご協力いただきました児童相談所職員の皆様に心より感謝申し上げます。

表 1-1 対象自治体の基本属性

	項目	n	欠損値	合計	平均値	SD
平成24年10月1日現在	管轄市町村数	53	0	1382	26.08	19.06
	管轄人口	48	5	75015709	1562827.27	960934.83
	18歳未満人口	44	9	11802813	268245.75	185346.98
児童相談所						
平成25年4月1日現在	児童相談所数	53	0	173	3.26	2.12
	職員数					
	常勤児福司数	52	1	2163	41.60	36.58
	常勤心理司数	52	1	869	16.71	11.80
平成24年度実績	相談件数総数	53	0	301554	5689.70	5163.51
一時保護所						
平成25年4月1日現在	一時保護所数	53		102	1.92	1.24
平成24年10月1日現在	一時保護所定員	53		2095	39.53	28.30
平成25年4月1日現在	職員総数	53	0	2000	37.74	27.71
	常勤職員数	53	0	1025	19.34	20.34
	内訳					
	常勤指導員	53	0	463	8.74	7.93
	保育士	53	0	378	7.71	13.87
	看護師	53	0	35	.90	1.50
	心理職	53	0	13	.38	.78
	調理員	53	0	61	1.69	2.16
	その他	53	0	75	1.42	1.98
	非常勤	53	0	975	18.40	12.77
平成24年度実績	一人あたりの平均保護日数	53	0	-	24.99	9.77
	年間平均入所率	53	0	-	52.69	23.41
	実人数	53	0	17265	325.75	316.73
	延べ日数	53	0	446473	8424.02	10659.31

N=53

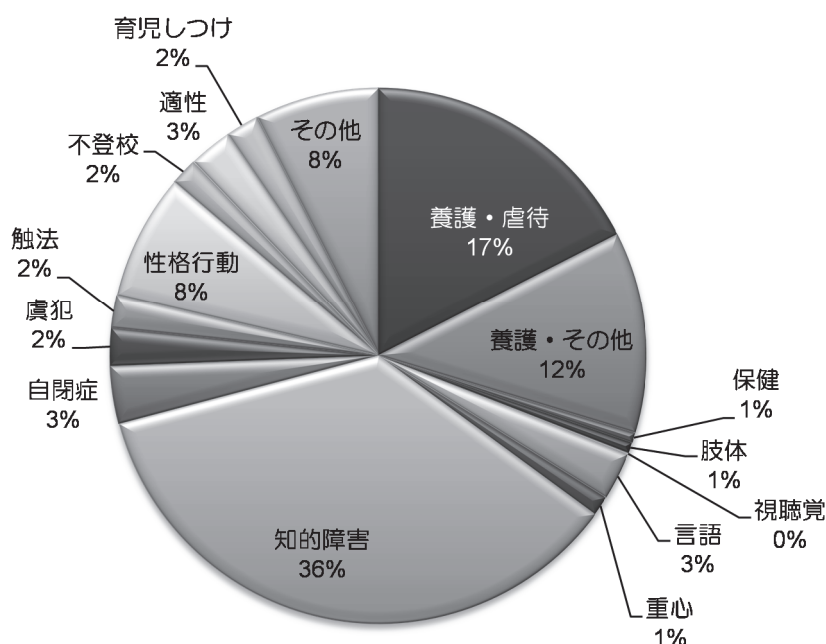


図 1-1 24 年度実績における各自治体の児童相談所相談受付内容の内訳

表 1-2 各自治体における児童福祉司及び児童心理司の一人あたりの18歳未満人口、総相談件数、虐待件数

項目	児相職員	n	合計	平均値	SD
一人あたりの18才未満人口	児福司	43	342331	7961.19	2215.52
	心理司	43	845733	19668.21	9189.61
一人あたりの総相談件数	児福司	52	7448.87	143.25	70.26
	心理司	52	18856.42	362.62	243.37
一人あたりの虐待件数	児福司	52	1313.05	25.25	20.43
	心理司	52	3350.13	64.43	57.19

N=53

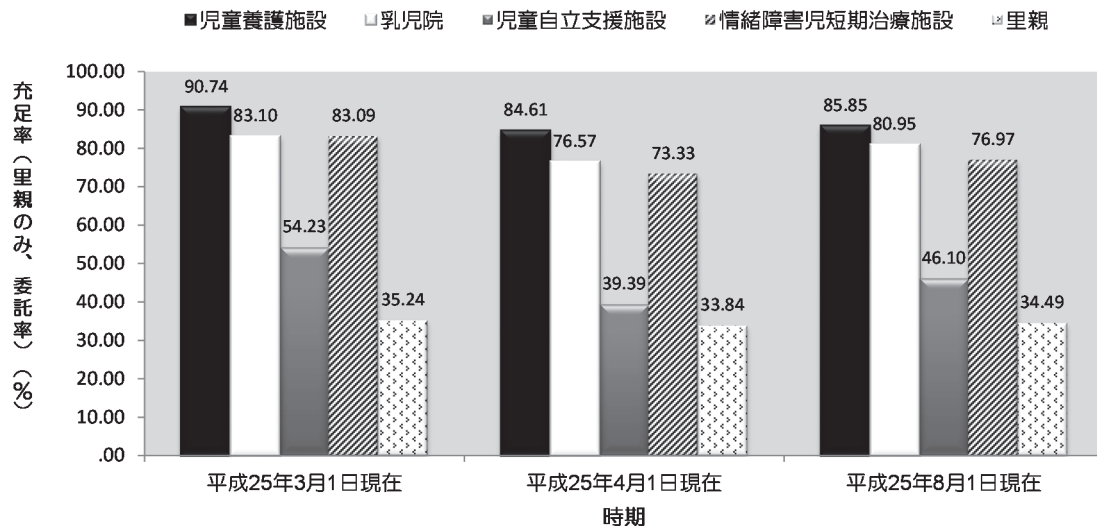


図 1-2 社会的養護の充足率

表 1-3 一時保護所における現在の職員数、理想の職員数、理想の職員数と現在の職員数の差

職種	現在の職員数			理想の職員数			理想の職員数-現在の職員数	
	(n=111)			(常勤n=106、職員総数・非常勤n=94)				
	n	平均値	SD	n	平均値	SD	平均値	SD
職員総数	2470	22.25	12.76	2837	30.18	15.36	7.91	7.86
常勤	総数(合計)	1228	11.06	9.35	2084	19.66	13.90	8.62
	課長係長	144	1.30	1.47	171	1.61	1.67	.29
	指導員	504	4.54	4.92	641	6.05	6.00	1.67
	夜間指導員	35	.32	1.33	152	1.43	2.45	1.02
	保育士	336	3.03	4.58	463	4.37	5.83	1.27
	夜間保育士	13	.12	.71	79	.75	2.02	.58
	心理職	19	.17	.55	107	1.01	.89	.84
	学習指導員	20	.18	.58	123	1.16	1.24	.97
	看護職	38	.34	.56	85	.80	.74	.45
	医師	1	.01	.09	29	.27	.53	.26
	事務員	32	.29	1.25	51	.48	1.39	.19
	管理栄養士	6	.05	.23	25	.24	.43	.19
	栄養士	1	.01	.03	25	.24	.45	.23
	調理員	68	.61	1.29	128	1.21	1.87	.58
	その他	11	.10	.33	10	.09	.43	-.01
非常勤	総数(合計)	1242	11.19	8.59	1088	10.26	8.50	-.75
	保護業務補助(昼間)	161	1.45	2.55	140	1.32	2.04	-.08
	保護業務補助(夜間)	646	5.82	6.48	560	5.28	6.37	-.42
	学習指導業務	114	1.03	1.11	114	1.08	1.30	.04
	心理職	75	.68	.95	46	.43	.96	-.25
	嘱託医	51	.46	.97	52	.49	.97	.01
	事務員	3	.03	.16	9	.08	.28	.06
	栄養士	6	.05	.26	11	.10	.31	.06
	調理員	118	1.06	1.52	109	1.03	1.68	-.09
	その他	68	.61	1.90	60	.57	1.92	-.07

N=112

表 1-4 一時保護所の入所状況の概要

項目		n	合計	平均値	SD	最小値	最大値	
平成24年度実績	定員	105	2196	20.91	10.63	4	70	
	該当年の入所者数	103	16043	155.76	106.60	17	693	
	入所理由	養護・虐待	102	7492	73.45	56.12	6	335
		養護・その他	102	4602	45.12	38.85	2	187
		保健	102	19	.19	1.69	0	17
		心身障害	102	50	.49	1.54	0	11
		非行	102	2379	23.32	26.38	0	162
		育成	102	1158	11.35	11.43	0	52
		その他	102	205	2.01	6.01	0	41
	当該年退所者数	96	14542	151.48	106.27	17	689	
	月別平均在籍児童数	98	—	14.04	11.99	1	64	
平成25年4月実績	定員	106	2208	20.83	10.65	4	70	
	前月末の入所者数	106	1259	11.88	11.44	0	63	
	該当月の入所者数	106	1548	14.60	11.55	0	58	
	入所理由	養護・虐待	106	755	7.12	7.21	0	36
		養護・その他	106	467	4.41	5.42	0	38
		保健	105	1	.01	.10	0	1
		心身障害	105	3	.03	.17	0	1
		非行	106	217	2.05	2.36	0	15
		育成	105	87	.83	1.25	0	7
		その他	104	18	.17	.61	0	4
	退所者数	104	1366	13.13	10.96	0	71	
月別平均在籍児童数	99	—	11.41	10.22	0	59		
平成25年8月実績	定員	107	2231	20.85	10.62	4	70	
	前月末の入所者数	105	1513	14.41	12.82	0	68	
	該当月の入所者数	103	1904	18.49	18.16	0	127	
	入所理由	養護・虐待	103	865	8.40	11.38	0	93
		養護・その他	103	572	5.55	6.14	0	26
		保健	103	0	.00	.00	0	0
		心身障害	103	7	.07	.25	0	1
		非行	103	270	2.62	3.20	0	20
		育成	103	144	1.40	1.78	0	9
		その他	102	46	.45	1.38	0	11
	退所者数	103	1753	17.02	14.42	0	96	
月別平均在籍児童数	98	—	13.76	11.58	0	68		

N=112

表 1-5 学習環境と学習内容の内訳

項目		有無	n(%)
学習環境	専用学習室	あり	75 (67.0)
		なし	37 (33.0)
	食堂	あり	35 (31.3)
		なし	77 (68.8)
	その他	あり	37 (33.0)
		なし	75 (67.0)
学習内容	授業形式	あり	18 (16.1)
		なし	94 (83.9)
	プリント	あり	105 (93.8)
		なし	7 (6.3)
	個別対応	あり	74 (66.1)
		なし	38 (33.9)
	その他	あり	15 (13.4)
		なし	97 (86.6)

N=112

表 1-6 平均学習時間と学習時の職員体制、及び教育に関する予算の総額

項目	n	合計	平均値	SD	最小値	最大値
平均学習時間(h)						
小学生	109	245.80	2.26	.89	.2	5
中学生	107	253.10	2.37	.95	.3	5
高校生	106	257.20	2.43	.99	.3	5
学習時の職員体制						
職員総数	110	372	3.38	2.30	1	13
ボランティア	110	18	.16	.82	0	7
一時保護所職員	110	197	1.79	1.60	0	9
その他の職員	110	56	.51	1.01	0	6
教育に関する予算の総額	86	273865036	3184477.16	4073076.04	0	22000000

N=112

表 1-7 就学別の在籍学校への出欠の状況

項目	小学生 (n=109)	中学生 (n=108)	高校生 (n=106)
	n(%)	n(%)	n(%)
出席扱い	71 (63.4)	70 (62.5)	11 (9.8)
欠席	8 (7.1)	8 (7.1)	41 (36.6)
不明	5 (4.5)	5 (4.5)	18 (16.1)
その他	25 (22.3)	25 (22.3)	36 (32.1)

N=112

表 1-8 児童への対応①（担当、会議参加体制）

項目	n	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値	SD
援助方針会議への児相心理司の参加	107	86 (76.8)	13 (11.6)	1 (.9)	7 (6.3)	1.34	.80
一時保護所観察会議への児相心理司の参加	109	38 (33.9)	15 (13.4)	10 (8.9)	46 (41.1)	2.59	1.34
一時保護所観察会議への児相児福司の参加	109	39 (34.8)	13 (11.6)	13 (11.6)	44 (39.3)	2.57	1.34
一時保護解除のための援助方針会議への一時保護所担当指導員の参加	109	42 (37.5)	18 (16.1)	18 (16.1)	31 (27.7)	2.35	1.26
一時保護解除のための援助方針会議への一時保護所心理職の参加	106	24 (21.4)	13 (11.6)	5 (4.5)	64 (57.1)	3.03	1.28
虐待ケースの児相心理司による担当	109	75 (67.0)	21 (18.8)	4 (3.6)	9 (8.0)	1.51	.91
非行ケースの児相心理司による担当	109	74 (66.1)	21 (18.8)	5 (4.5)	9 (8.0)	1.53	.92
養護（その他）ケースの児相心理司による担当	109	70 (62.5)	23 (20.5)	7 (6.3)	9 (8.0)	1.59	.94
心身障害相談ケースの児相心理司による担当	107	65 (58.0)	24 (21.4)	4 (3.6)	14 (12.5)	1.69	1.04
育成相談ケースの児相心理司による担当	108	67 (59.8)	26 (23.2)	6 (5.4)	9 (8.0)	1.60	.93

N=112

表 1-9 児童への対応②（処遇方針）

	n	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値	SD
児童に合わせた個別プログラムの作成	110	9 (8.0)	30 (26.8)	45 (40.2)	26 (23.2)	2.80	.90
男女別の処遇	109	21 (18.8)	25 (22.3)	25 (22.3)	38 (33.9)	2.73	1.14
学年別の処遇	109	4 (3.6)	29 (25.9)	36 (32.1)	40 (35.7)	3.03	.89
児童相談所運営指針に基づいた処遇	110	90 (80.4)	18 (16.1)	1 (.9)	1 (.9)	1.21	.49
自治体独自のガイドラインに基づいた処遇	104	28 (25.0)	22 (19.6)	11 (9.8)	43 (38.4)	2.66	1.27

N=112

表 1-10 児童への対応③（職員体制）

	n	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値	SD
夜間対応職員の過半数以上が常勤職員	110	42 (37.5)	8 (7.1)	5 (4.5)	55 (49.1)	2.66	1.42
児童に配慮した調理（アレルギー等）の提供	110	95 (84.8)	13 (11.6)	1 (.9)	1 (.9)	1.16	.46
食に関わる人（調理士、栄養士）の食事場面の観察	110	46 (41.1)	32 (28.6)	12 (10.7)	20 (17.9)	2.05	1.12
喫食状況、残食（個人）の評価による調理の工夫	110	53 (47.3)	36 (32.1)	14 (12.5)	7 (6.3)	1.77	.91
アナフィラキシー対応講習会を受けた職員の常駐	105	7 (6.3)	10 (8.9)	19 (17.0)	69 (61.6)	3.43	.92
AED講習会を受けた職員の常駐	107	31 (27.7)	33 (29.5)	16 (14.3)	27 (24.1)	2.36	1.15
救命講習を受けた職員の常駐	106	26 (23.2)	29 (25.9)	21 (18.8)	30 (26.8)	2.52	1.15

N=112

表 1-11 児童への対応④（ルール）

	n	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値	SD
私物の持ち込みの許可	110	10 (8.9)	32 (28.6)	36 (32.1)	32 (28.6)	2.82	.96
ゲーム（電子機器）の使用許可	109	16 (14.3)	15 (13.4)	2 (1.8)	76 (67.9)	3.27	1.17
ゲーム（電子機器以外）の使用許可	109	43 (38.4)	19 (17.0)	2 (1.8)	45 (40.2)	2.45	1.37
茶髪等（自然色以外の髪の毛の色）の許可	109	7 (6.3)	21 (18.8)	20 (17.9)	61 (54.5)	3.24	.98
ピアスの許可	110	0 (0.0)	1 (.9)	7 (6.3)	102 (91.1)	3.92	.31
子ども同士の住所交換の禁止	110	103 (92.0)	0 (0.0)	3 (2.7)	4 (3.6)	1.16	.64
子ども同士の住所交換以外の個人情報に関する話題の禁止	110	90 (80.4)	11 (9.8)	3 (2.7)	6 (5.4)	1.32	.78
子ども同士での外出の許可	110	8 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	102 (91.1)	3.78	.78
子どもから家族への手紙の許可	110	45 (40.2)	41 (36.6)	14 (12.5)	10 (8.9)	1.90	.95
子どもから友達への手紙の許可	110	2 (1.8)	11 (9.8)	23 (20.5)	74 (66.1)	3.54	.75
子どもから学校の先生への手紙の許可	110	35 (31.3)	36 (32.1)	24 (21.4)	15 (13.4)	2.17	1.03
目安箱の設置	110	53 (47.3)	4 (3.6)	2 (1.8)	51 (45.5)	2.46	1.47

N=112

表 1-12 児童への対応⑤（職員の認識）

	n	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	平均値	SD
トラブルの際の十分な分離スペースがある	110	14 (12.5)	32 (28.6)	37 (33.0)	27 (24.1)	2.70	.98
困難児童のための個室がある	110	4 (3.6)	19 (17.0)	29 (25.9)	58 (51.8)	3.28	.88
子どものかんしゃく、パニックの対応に苦慮している	110	65 (58.0)	36 (32.1)	8 (7.1)	1 (.9)	1.50	.67
子ども同士のトラブル（暴力）の対応に苦慮している	110	59 (52.7)	39 (34.8)	12 (10.7)	0 (0.0)	1.57	.68
子どもから職員への暴力・暴言の対応に苦慮している	110	43 (38.4)	53 (47.3)	12 (10.7)	2 (1.8)	1.75	.72
子どもの無断外泊・外出の対応に苦慮している	110	49 (43.8)	38 (33.9)	19 (17.0)	4 (3.6)	1.80	.85
余暇の過ごし方の対応に苦慮している	110	25 (22.3)	52 (46.4)	26 (23.2)	7 (6.3)	2.14	.84
ルール違反への対応に苦慮している	110	40 (35.7)	55 (49.1)	13 (11.6)	2 (1.8)	1.79	.72
保護者への対応に苦慮している	110	12 (10.7)	32 (28.6)	43 (38.4)	23 (20.5)	2.70	.92
子どもとの関係作りに苦慮している	110	32 (28.6)	51 (45.5)	26 (23.2)	1 (.9)	1.96	.75
子どもの病気やケガへの対応に苦慮している	109	29 (25.9)	37 (33.0)	37 (33.0)	6 (5.4)	2.18	.89
子どもの行動による他児への影響への対応に苦慮している	110	55 (49.1)	48 (42.9)	6 (5.4)	1 (.9)	1.57	.64
性的事故（トラブル）に苦慮している	110	28 (25.0)	39 (34.8)	34 (30.4)	9 (8.0)	2.22	.92
学習指導に苦慮している	110	39 (34.8)	54 (48.2)	15 (13.4)	2 (1.8)	1.82	.73
食事指導に苦慮している	110	24 (21.4)	52 (46.4)	31 (27.7)	3 (2.7)	2.12	.77
入所理由の説明に苦慮している	109	9 (8.0)	39 (34.8)	47 (42.0)	14 (12.5)	2.61	.82
今後の処遇についての説明に苦慮している	109	22 (19.6)	47 (42.0)	30 (26.8)	10 (8.9)	2.26	.89
夜間時の対応に苦慮している	110	49 (43.8)	48 (42.9)	12 (10.7)	1 (.9)	1.68	.70
子どもの通院の対応に苦慮している	110	19 (17.0)	44 (39.3)	34 (30.4)	13 (11.6)	2.37	.91
子どもの入院の対応に苦慮している	110	23 (20.5)	32 (28.6)	31 (27.7)	24 (21.4)	2.51	1.06
子どもの心理的なケアの専門的なプログラムがある	110	8 (7.1)	18 (16.1)	33 (29.5)	51 (45.5)	3.15	.95
適切に子どもをケアしている	109	27 (24.1)	75 (67.0)	7 (6.3)	0 (0.0)	1.82	.53
職員の人数は十分である	110	1 (.9)	19 (17.0)	46 (41.1)	44 (39.3)	3.21	.76

N=112

表 1-13 対象児童の平均年齢、身長、及び体重

		年齢			身長			体重		
		n	平均値	SD	n	平均値	SD	n	平均値	SD
全体		1087	10.57	3.97	947	139.10	22.36	944	36.82	16.10
性別	男児	588	10.29	3.83	513	140.00	23.29	512	36.85	16.43
	女児	474	10.93	4.14	411	138.05	21.25	409	36.88	15.89

N=1088

表 1-14 対象児童の就学別による内訳

就学年齢	全体	男児(n=588)	女児(n=474)
	n(%)	n(%)	n(%)
未就学児	170 (15.6)	93 (15.8)	72 (15.2)
小学生	425 (39.1)	248 (42.2)	171 (36.1)
中学生	356 (32.7)	198 (33.7)	146 (30.8)
高校生年齢	124 (11.4)	41 (7.0)	82 (17.3)
合計	1075 (98.8)	580 (98.6)	471 (99.4)
欠損値	13 (1.2)	8 (1.4)	3 (0.6)

N=1088

* 性別×就学年齢の分布： $\chi^2(3)=27.34$ 、 $p<.000$

表 1-15 今回のケースの相談受付理由、及び一時保護所入所理由の内訳

内容			性別	
			男児 (n=588)	女児 (n=474)
			n(%)	n(%)
今回のケースの相談 受付理由	養護		735 (67.6)	346 (48.3)
	虐待	身体的虐待	224 (20.6)	107 (49.3)
		心理的虐待	95 (8.7)	41 (43.6)
		ネグレクト	129 (11.9)	52 (41.6)
		性的虐待	29 (2.7)	26 (89.7)
	その他		282 (25.9)	115 (42.0)
	障害		10 (.9)	7 (70.0)
	非行		160 (14.7)	53 (34.0)
	育成		76 (7.0)	24 (32.0)
	施設不調		26 (2.4)	11 (42.3)
一時保護所への 入所理由	その他		40 (3.7)	18 (46.2)
	養護		727 (66.8)	340 (47.8)
	虐待	身体的虐待	216 (19.9)	99 (46.9)
		心理的虐待	88 (8.1)	42 (48.3)
		ネグレクト	125 (11.5)	47 (38.8)
		性的虐待	31 (2.8)	29 (93.5)
	その他		296 (27.2)	118 (40.5)
	障害		5 (.5)	3 (60.0)
	非行		169 (15.5)	55 (33.3)
	育成		78 (7.2)	26 (33.8)
	施設不調		34 (3.1)	14 (42.4)
	その他		58 (5.3)	26 (46.4)

N=1088 (複数回答あり)

*全体の(%)は、全体の総数 (n=1088)に対する割合を、性別の(%)は、男女比を示している。

表 1-16 就学別の今回のケースの相談受付理由及び入所理由

内容		n	未就学児(n=170)	小学生(n=425)	中学生(n=356)	高校生年齢(n=124)
			n(%)	n(%)	n(%)	n(%)
今回のケースの相談 受付理由	養護	729	157 (21.5)	327 (44.9)	184 (25.2)	61 (8.4)
	虐待					
	身体的虐待	223	43 (19.3)	110 (49.3)	55 (24.7)	15 (6.7)
	心理的虐待	95	17 (17.9)	45 (47.4)	26 (27.4)	7 (7.4)
	ネグレクト	129	31 (24.0)	65 (50.4)	31 (24.0)	2 (1.6)
	性的虐待	28	6 (21.4)	5 (17.9)	10 (35.7)	7 (25.0)
	その他	278	66 (23.7)	114 (41.0)	70 (25.2)	28 (10.1)
	障害	10	0 (.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	3 (30.0)
	非行	156	0 (.0)	25 (16.0)	102 (65.4)	29 (18.6)
	育成	75	2 (2.7)	35 (46.7)	29 (38.7)	9 (12.0)
	施設不調	25	3 (12.0)	3 (12.0)	11 (44.0)	8 (32.0)
	その他	39	1 (2.6)	13 (33.3)	17 (43.6)	8 (20.5)
一時保護所への 入所理由	養護	719	154 (21.4)	328 (45.6)	179 (24.9)	58 (8.1)
	虐待					
	身体的虐待	214	44 (20.6)	104 (48.6)	57 (26.6)	9 (4.2)
	心理的虐待	88	14 (15.9)	41 (46.6)	24 (27.3)	9 (10.2)
	ネグレクト	123	34 (27.6)	64 (52.0)	23 (18.7)	2 (1.6)
	性的虐待	30	6 (20.0)	6 (20.0)	9 (30.0)	9 (30.0)
	その他	293	63 (21.5)	125 (42.7)	75 (25.6)	30 (10.2)
	障害	5	0 (.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	2 (40.0)
	非行	165	0 (.0)	29 (17.6)	105 (63.6)	31 (18.8)
	育成	78	2 (2.6)	40 (51.3)	28 (35.9)	8 (10.3)
	施設不調	33	4 (12.1)	5 (15.2)	13 (39.4)	11 (33.3)
	その他	58	3 (5.2)	23 (39.7)	21 (36.2)	11 (19.0)

N=1088（複数回答あり）

*就学別の(%)は、就学別の総数（未就学児n=170、小学生n=425、中学生n=356、高校生年齢n=124）に対する割合を示したものである。

表 1-17 過去の取り扱い歴、一時保護歴及び措置歴の内訳

項目		全体(N=1088)			男児(n=588)			女児(n=474)			χ^2 (df)
		n	平均値(範囲)	SD	n	平均値(範囲)	SD	n	平均値(範囲)	SD	
取り扱い歴	あり	672	61.8		369	64.0		292	63.2		$\chi^2(2)=1.10$ <i>n.s.</i>
	なし	374	34.4		196	34.0		164	35.5		
	不明	18	1.7		12	2.1		6	1.3		
内、虐待による 取り扱い歴	あり	263	42.90		152	44.71		111	40.66		$\chi^2(2)=1.35$ <i>n.s.</i>
	なし	170	27.73		94	27.65		76	27.84		
	不明	180	29.36		94	27.65		86	31.50		
一時保護歴	あり	497	45.7		263	45.3		228	48.6		$\chi^2(2)=1.27$ <i>n.s.</i>
	なし	570	52.4		313	53.9		238	50.7		
	不明	8	7		5	9		3	6		
措置歴	あり	274	25.2		148	25.5		122	26.1		$\chi^2(2)=.19$ <i>n.s.</i>
	なし	788	72.4		427	73.6		340	72.8		
	不明	10	4		5	9		5	1.1		
措置施設	乳児院	73	19.9		42	21.1		30	18.6		
	児童養護施設	175	47.8		96	48.2		76	47.2		
	児童自立支援施設	48	13.1		25	12.6		23	14.3		
	情緒障害児短期治療施設	27	7.4		15	7.5		11	6.8		
	里親	43	11.7		21	10.6		21	13.0		
		n	平均値(範囲)	SD	n	平均値(範囲)	SD	n	平均値(範囲)	SD	t(df)
取り扱い回数		616	3.27(1-23)	3.02	338	3.19(1-23)	2.97	268	3.35(1-17)	3.05	$t(624)=-.67$ <i>n.s.</i>
	内、虐待回数	623	1.31(0-14)	1.91	340	1.17(0-14)	1.78	273	1.46(0-10)	1.99	
一時保護回数		477	2.84(1-50)	4.05	252	2.67(1-27)	3.15	219	2.85(1-34)	3.74	$t(469)=-.55$ <i>n.s.</i>
措置回数		274	1.66(1-8)	1.17	148	1.66(1-8)	1.15	122	1.64(1-8)	1.16	$t(268)=.16$ <i>n.s.</i>

N=1088

*過去の取り扱い歴、一時保護歴、措置歴については未記載データについては欠損値として扱い、集計に含まれていない。(%)については、各項目の全体、男児、女児別の総数（記載データ数）に対する割合を示している。

表 1-18 今回のケースの取り扱い開始日から一時保護に至るまでの、児福司及び心理司との児童及び保護者の面接の有無とその平均回数、SD

項目	性別	面接の有無		$\chi^2(df)$	面接回数		
		あり n(%)	なし n(%)		平均回数	SD	t(df)
児福司と児童面接の有無 (欠損値n=55)	全体	715 (65.7)	318 (29.2)		3.25	5.28	
	男児	393 (71.5)	157 (28.5)	$\chi^2(1)=3.11$	3.10	4.72	$t(629)=-.448$
	女児	305 (66.3)	155 (33.7)	n.s.	3.27	4.52	n.s.
心理司児童面接の有無 (欠損値n=64)	全体	357 (32.8)	667 (61.3)		4.18	6.06	
	男児	197 (35.9)	351 (64.1)	$\chi^2(1)=.67$	4.03	5.05	$t(306)=.13$
	女児	152 (33.5)	302 (66.5)	n.s.	3.96	4.54	n.s.
児福司保護者面接の有無 (欠損値n=64)	全体	654 (60.1)	370 (34.0)		4.09	6.13	
	男児	378 (69.0)	170 (31.0)	$\chi^2(1)=14.40$	3.83	5.23	$t(575)=-.90$
	女児	260 (57.4)	193 (42.6)	$p<.000$	4.24	5.48	n.s.
心理司保護者面接の有無 (欠損値n=85)	全体	210 (19.3)	793 (72.9)		4.16	7.68	
	男児	119 (22.2)	418 (77.8)	$\chi^2(1)=1.15$	3.93	5.81	$t(175)=.46$
	女児	86 (19.4)	358 (80.6)	n.s.	3.57	4.44	n.s.

N=1088、男児n=588、女児n=474

*項目の()内の欠損値は、全体における面接の有無の未記載データ数を示している。

表 1-19 一時保護所入所に対する意向及び入所理由の説明状況

項目		全体(N=1088)	男児(n=588)	女児(n=474)	$\chi^2(df)$
		n(%)	n(%)	n(%)	
入所に対する意向	児童希望	238 (21.9)	86 (36.8)	148 (63.2)	
	保護者希望	543 (49.9)	322 (60.8)	208 (39.2)	
	その他	305 (28.0)	164 (55.2)	133 (44.8)	
	児童のみ	182 (16.7)	67 (37.4)	112 (62.6)	$\chi^2(2)=47.27$
	保護者のみ	486 (44.7)	303 (63.9)	171 (36.1)	$p<.000$
	両者希望	52 (4.8)	17 (33.3)	34 (66.7)	
入所理由の説明	保護者に説明	794 (73.0)	422 (54.5)	353 (45.5)	
	児童に説明	811 (74.5)	449 (56.8)	342 (43.2)	
	その他	47 (4.3)	25 (53.2)	22 (46.8)	
	保護者のみ	183 (16.8)	93 (51.7)	87 (48.3)	$\chi^2(2)=2.76$
	児童のみ	28 (2.6)	112 (60.2)	74 (39.8)	n.s.
	両者に説明	609 (56.0)	329 (55.3)	266 (44.7)	

N=1088

*全体の(%)は、総数 (N=1088) に対する各回答の割合を示しており、性別における(%)は、男女比を示している。

表 1-20 現時点で望ましいと考えられる今後の処遇

処遇内容	全体(N=1088)	男児(n=588)	女児(n=474)
	n(%)	n(%)	n(%)
在宅支援	572 (52.6)	308 (55.5)	247 (44.5)
社会的養護	453 (41.6)	245 (55.1)	200 (44.9)
乳児院	0 (.0)	0 (.0)	0 (.0)
児童自立支援施設	96 (8.8)	56 (58.9)	39 (41.1)
情緒障害児短期治療施設	31 (2.8)	20 (66.7)	10 (33.3)
児童養護施設	255 (23.4)	138 (55.2)	112 (44.8)
里親	60 (5.5)	29 (49.2)	30 (50.8)
障害児施設	23 (2.1)	16 (69.6)	7 (30.4)
その他	12 (1.1)	3 (25.0)	9 (75.0)
家裁送致	17 (1.6)	12 (70.6)	5 (29.4)
医療入院	5 (.5)	4 (80.0)	1 (20.0)
その他	20 (1.8)	10 (50.0)	10 (50.0)

N=1088

*全体の(%)は、総数 (N=1088) に対する各回答の割合を示しており、性別における(%)は、男女比を示している。

表 1-21 虐待に関する項目における各回答の男女別、就学別の内訳

虐待に関する項目内容	全体(N=1088)		性別		男女比 χ^2	就学年齢				就学別比 χ^2	
	n(%)	男児(n=588) n(%)	女児(n=474) n(%)	未就学児(n=170) n(%)		小学生(n=425) n(%)	中学生(n=356) n(%)	高校生年齢(n=124) n(%)			
虐待通告	あり なし	495 (45.5) 512 (47.1)	268 (49.6) 272 (50.4)	219 (49.4) 224 (50.6)	$\chi^2(1)=.004$ <i>n.s.</i>	70 (43.8) 90 (56.3)	225 (56.1) 176 (43.9)	144 (44.9) 177 (55.1)	51 (44.7) 63 (55.3)	$\chi^2(3)=12.89$ $p<.005$	
主な虐待	身体	311 (28.6)	165 (41.6)	139 (38.5)	35 (28.2)	146 (44.2)	97 (42.2)	31 (37.8)			
	性的	35 (3.2)	5 (1.3)	30 (8.3)	4 (3.2)	5 (1.5)	11 (4.8)	14 (17.1)		$\chi^2(9)=57.39$	
	心理	182 (16.7)	90 (22.7)	88 (24.2)	31 (25.0)	80 (24.2)	46 (20.0)	24 (29.3)		$p<.000$	
ネグレクト		245 (22.5)	137 (34.5)	104 (28.8)	54 (43.5)	99 (30.0)	76 (33.0)	13 (15.9)			
あてはまる虐待	身体	309 (28.4)	157 (32.8)	143 (30.2)	50 (31.3)	121 (30.2)	97 (33.1)	38 (33.0)			
	性的	36 (3.3)	7 (1.5)	29 (6.1)	5 (3.1)	6 (1.5)	13 (4.4)	11 (9.6)			
	心理	346 (31.8)	169 (35.3)	168 (35.5)	57 (35.6)	147 (36.7)	97 (33.1)	43 (37.4)			
ネグレクト		286 (26.3)	146 (30.5)	133 (28.1)	48 (30.0)	127 (31.7)	86 (29.4)	23 (20.0)			
主な虐待者	実父	258 (23.7)	135 (26.0)	120 (25.2)	39 (23.2)	106 (24.1)	84 (28.2)	27 (26.0)			
	実母	554 (50.9)	282 (54.3)	257 (53.9)	103 (61.3)	257 (58.4)	139 (46.6)	52 (50.0)			
	継父	68 (6.3)	42 (8.1)	25 (5.2)	9 (5.4)	27 (6.1)	22 (7.4)	9 (8.7)			
	継母	18 (1.7)	8 (1.5)	9 (1.9)	1 (6)	10 (2.3)	6 (2.0)	1 (1.0)			
	父の交際相手	6 (6)	3 (6)	3 (6)	2 (1.2)	(0)	4 (1.3)	(0)			
	母の交際相手	32 (2.9)	10 (1.9)	22 (4.6)	3 (1.8)	13 (3.0)	13 (4.4)	3 (2.9)			
	祖父	6 (6)	3 (6)	3 (6)	0 (0)	1 (2)	4 (1.3)	1 (1.0)			
	祖母	30 (2.8)	15 (2.9)	15 (3.1)	6 (3.6)	14 (3.2)	8 (2.7)	2 (1.9)			
	おじ	5 (5)	2 (4)	5 (1.0)	2 (1.2)	1 (2)	(0)	2 (1.9)			
	おば	5 (5)	2 (4)	3 (6)	1 (6)	(0)	4 (1.3)	(0)			
	きょうだい	9 (8)	5 (1.0)	4 (8)	1 (6)	3 (7)	3 (1.0)	2 (1.9)			
	その他	25 (2.3)	14 (2.7)	11 (2.3)	1 (6)	8 (1.8)	11 (3.7)	5 (4.8)			
	虐待認識	あり	340 (31.3)	175 (34.1)	159 (38.3)	65 (42.4)	154 (40.5)	91 (30.3)	26 (24.8)		$\chi^2(3)=15.32$
		なし	612 (56.3)	338 (65.9)	256 (61.7)	92 (58.6)	226 (59.5)	209 (69.7)	79 (75.2)		$p<.002$
	きょうだいへの虐待	あり	405 (37.2)	206 (39.3)	188 (44.3)	90 (57.3)	186 (47.4)	96 (31.4)	31 (29.0)		$\chi^2(3)=41.58$
なし		566 (52.0)	318 (60.7)	236 (55.7)	67 (42.7)	206 (52.6)	210 (68.6)	76 (71.0)		$p<.000$	
きょうだいの不審死	あり	11 (1.0)	5 (9)	6 (1.4)	1 (6)	5 (1.3)	4 (1.3)	1 (9)			
なし	967 (88.9)	523 (99.1)	421 (98.6)	156 (99.4)	390 (98.7)	304 (98.7)	108 (99.1)	<i>*n.s.</i>			
虐待による入院歴	あり	8 (7)	4 (8)	3 (7)	1 (6)	4 (1.0)	2 (6)	1 (9)		<i>*n.s.</i>	
	なし	972 (89.3)	526 (99.2)	424 (99.3)	155 (99.4)	394 (99.0)	306 (99.4)	107 (99.1)			
要対協該当ケース	あり	324 (29.8)	166 (32.9)	152 (35.5)	72 (47.1)	152 (40.3)	75 (25.8)	24 (22.0)		$\chi^2(6)=38.18$	
	なし	535 (49.2)	291 (57.7)	233 (55.9)	76 (49.7)	191 (50.7)	184 (63.2)	76 (69.7)		$p<.000$	
不明		81 (7.4)	47 (9.3)	32 (7.7)	5 (3.3)	34 (9.0)	32 (11.0)	9 (8.3)			
内、要保護		222 (20.4)	104 (17.7)	114 (24.1)	47 (27.6)	108 (25.4)	51 (14.3)	16 (12.9)			
		47 (4.3)	35 (6.0)	11 (2.3)	13 (7.6)	20 (4.7)	11 (3.1)	2 (1.6)			
虐待の有無	あり	833 (76.6)	427 (72.5)	389 (82.1)	135 (79.4)	356 (83.8)	247 (69.4)	88 (71.0)		$\chi^2(3)=25.61$	
	なし	255 (23.4)	162 (27.5)	85 (17.9)	35 (20.6)	69 (16.2)	109 (30.6)	36 (29.0)		$p<.000$	

* (%)は、それぞれの属性内の内訳の割合を示している。なお、要対協該当ケースの内、要保護児童、要支援児童についての割合を示している。
(n=425)、中学生(n=356)、高校生年齢(n=124)の総数に対する割合を示している。

*統計分析の*n.s.は、Fisherの正確確率検定を行った結果を示している。

表 1-22 性別別の虐待者ごとの虐待の種別

虐待者	主な虐待	男児	女児
		n(%)	n(%)
実父	身体	60 (47.2)	48 (42.9)
	性的	3 (2.4)	10 (8.9)
	心理	26 (20.5)	26 (23.2)
	ネグレクト	38 (29.9)	28 (25.0)
実母	身体	92 (34.1)	94 (37.9)
	性的	1 (.4)	2 (.8)
	心理	63 (23.3)	65 (26.2)
	ネグレクト	114 (42.2)	87 (35.1)
継父	身体	31 (73.8)	10 (40.0)
	性的	0 (.0)	7 (28.0)
	心理	7 (16.7)	7 (28.0)
	ネグレクト	4 (9.5)	1 (4.0)
継母	身体	4 (50.0)	4 (44.4)
	性的	0 (.0)	0 (.0)
	心理	1 (12.5)	3 (33.3)
	ネグレクト	3 (37.5)	2 (22.2)
父の交際相手	身体	1 (33.3)	0 (.0)
	性的	0 (.0)	0 (.0)
	心理	1 (33.3)	1 (33.3)
	ネグレクト	1 (33.3)	2 (66.7)
母の交際相手	身体	9 (90.0)	12 (54.5)
	性的	0 (.0)	2 (9.1)
	心理	1 (10.0)	3 (13.6)
	ネグレクト	0 (.0)	5 (22.7)
祖父	身体	1 (33.3)	0 (.0)
	性的	0 (.0)	1 (33.3)
	心理	0 (.0)	0 (.0)
	ネグレクト	2 (66.7)	2 (66.7)
祖母	身体	5 (38.5)	4 (26.7)
	性的	0 (.0)	1 (6.7)
	心理	3 (23.1)	1 (6.7)
	ネグレクト	5 (38.5)	9 (60.0)
おじ	身体	0 (.0)	1 (20.0)
	性的	0 (.0)	3 (60.0)
	心理	0 (.0)	1 (20.0)
	ネグレクト	0 (.0)	0 (.0)
おば	身体	0 (.0)	1 (33.3)
	性的	1 (50.0)	0 (.0)
	心理	0 (.0)	2 (66.7)
	ネグレクト	1 (50.0)	0 (.0)
きょうだい	身体	4 (80.0)	1 (33.3)
	性的	1 (20.0)	1 (33.3)
	心理	0 (.0)	0 (.0)
	ネグレクト	0 (.0)	1 (33.3)
その他	身体	4 (33.3)	1 (9.1)
	性的	1 (8.3)	5 (45.5)
	心理	3 (25.0)	3 (27.3)
	ネグレクト	4 (33.3)	2 (18.2)

*(%)は、各虐待者内の主な虐待の内訳の割合を示したものである。

表 1-23 入所児童の保護者・家庭の状況

保護者の状況		n(%)	
離婚歴	あり	763(70.1)	
	なし	230(21.1)	
	合計	993(91.3)	
	欠損	95(8.7)	
経済状況	生活保護世帯	283(26.0)	
	非課税世帯	135(12.4)	
	課税世帯	335(30.8)	
	不明	203(18.7)	
	合計	956(87.9)	
	欠損	132(12.1)	
世帯状況		平均値 (範囲)	SD
世帯合計 (欠損n=22)		3.15 (1-13)	1.84
世帯内訳	実父	.97 (0-1)	.18
	実母	1.00 (0-1)	.07
	継父	.87 (0-1)	.34
	継母	.66 (0-1)	.48
	同居人 (父の交際相手)	.44 (0-1)	.50
	同居人 (母の交際相手)	.75 (0-2)	.47
	祖父	.79 (0-1)	.41
	祖母	.89 (0-1)	.31
	おじ	.74 (0-2)	.59
	おば	.67 (0-2)	.72
	きょうだい	2.05 (0-11)	1.43
	その他	1.23 (0-9)	1.28

N=1088

*世帯合計は当該児童を除いた人数である。

表 1-24 入所児童の親権者の状況

項目		男性（父親）	女性（母親）	全体
		n(%)	n(%)	n(%)
教育レベル	中卒	70 (6.4)	232 (21.3)	302 (13.9)
	高卒	155 (14.2)	259 (23.8)	414 (19.0)
	大卒	32 (2.9)	36 (3.3)	68 (3.1)
	その他	55 (5.1)	104 (9.6)	159 (7.3)
	合計	312 (28.7)	631 (58.0)	943 (43.3)
	欠損	776 (71.3)	457 (42.0)	1233 (56.7)
就労状況	有職	405 (37.2)	415 (38.1)	820 (37.7)
	無職	80 (7.4)	446 (41.0)	526 (24.2)
	合計	485 (44.6)	861 (79.1)	1346 (61.9)
	欠損	603 (55.4)	227 (20.9)	830 (38.1)
犯罪歴	あり	67 (6.2)	53 (4.9)	120 (5.5)
	なし	345 (31.7)	687 (63.1)	1032 (47.4)
	合計	412 (37.9)	740 (68.0)	1152 (52.9)
	欠損	676 (62.1)	348 (32.0)	1024 (47.1)
精神疾患	あり	44 (4.0)	300 (27.6)	344 (15.8)
	なし	373 (34.3)	476 (43.8)	849 (39.0)
	合計	417 (38.3)	776 (71.3)	1193 (54.8)
	欠損	671 (61.7)	312 (28.7)	983 (45.2)
アルコール依存	あり	14 (1.3)	35 (3.2)	49 (2.3)
	疑いあり	38 (3.5)	61 (5.6)	99 (4.5)
	なし	360 (33.1)	669 (61.5)	1029 (47.3)
	合計	412 (37.9)	765 (70.3)	1177 (54.1)
	欠損	676 (62.1)	323 (29.7)	999 (45.9)
薬物依存	あり	12 (1.1)	28 (2.6)	40 (1.8)
	疑いあり	9 (.8)	28 (2.6)	37 (1.7)
	なし	393 (36.1)	705 (64.8)	1098 (50.5)
	合計	414 (38.1)	761 (69.9)	1175 (54.0)
	欠損	674 (61.9)	327 (30.1)	1001 (46.0)
暴力	あり	125 (11.5)	205 (18.8)	330 (15.2)
	なし	300 (27.6)	552 (50.7)	852 (39.2)
	合計	425 (39.1)	757 (69.6)	1182 (54.3)
	欠損	663 (60.9)	331 (30.4)	994 (45.7)
介入	肯定的	325 (29.9)	674 (61.9)	999 (45.9)
	否定的	95 (8.7)	132 (12.1)	227 (10.4)
	合計	420 (38.6)	806 (74.1)	1226 (56.3)
	欠損	668 (61.4)	282 (25.9)	950 (43.7)

N=1088

*全体は親権者の男性（父親）と女性（母親）を合計したものであり、(%)は、n=2176に対する割合を示している。

表 1-25 療育手帳の有無、発達障害の有無

項目		全体（N=1088）			男児（n=588）			女児（n=474）		
		n	平均値(範囲)	SD	n	平均値(範囲)	SD	n	平均値(範囲)	SD
療育手帳の有無	あり		69(6.3)			44(8.4)			23(5.6)	
	なし		891(81.9)			480(91.6)			389(94.4)	
	合計		960(88.2)			524(89.1)			412(86.9)	
	欠損		128(11.8)			64(10.9)			62(13.1)	
発達障害の有無	あり		230(21.1)			159(32.3)			68(17.9)	
	なし		663(60.9)			333(67.7)			312(82.1)	
	合計		893(82.1)			492(83.7)			380(80.2)	
	欠損		195(17.9)			96(16.3)			94(19.8)	

* (%)は、全体(N=1088)、男児(n=588)、女児(n=474)それぞれの総数に対する割合を示している。

表 1-26 対象児童における CBCL 尺度得点

尺度名	α	全体 (n=861)		男児(n=463)				女児(n=364)			
		平均値	SD	平均値	SD	カットオフ値		平均値	SD	カットオフ値	
						4~11歳	12~15歳			4~11歳	12~15歳
CBCL総合得点	.952	21.28	20.17	22.46	20.24	34-36	29-31	20.05	20.16	33-34	27-29
ひきこもり	.695	1.68	2.15	1.72	2.23	5.00	6.00	1.70	2.09	6.00	6.00
身体的訴え	.684	.31	.95	.20	.72	4.00	5.00	.46	1.18	4.00	5.00
不安抑うつ	.802	2.29	3.12	2.09	2.91	10.00	9.00	2.56	3.27	10.00	11.00
社会性の問題	.751	2.90	2.83	3.24	3.00	8.00	7.00	2.49	2.56	7.00	7.00
思考の問題	.688	.84	1.53	.97	1.67	3.00	2.00	.73	1.38	2.00	2.00
注意の問題	.790	4.41	3.77	5.06	3.86	11.00	11.00	3.68	3.53	9.00	10.00
非行的行動	.796	2.34	3.19	2.51	3.28	5.00	5.00	2.12	3.09	4.00	4.00
攻撃的行動	.925	5.42	6.89	5.92	7.07	17.00	14.00	4.83	6.52	15.00	12-13
内向尺度	.845	4.15	5.00	3.91	4.70	9.00	8.50	4.55	5.26	10.00	10.00
外向尺度	.934	7.76	9.46	8.42	9.71	13.00	10.00	6.95	8.99	11.00	8.00
その他の問題	.728	2.74	3.48	2.60	3.44	-	-	2.94	3.56	-	-

n=861

表 1-27 男女別の CBCL 尺度得点

尺度名	性別	平均値	SD	t(df)値
CBCL総合得点	男児	22.46	20.24	$t(825)=1.70$
	女児	20.05	20.16	<i>n.s.</i>
ひきこもり	男児	1.72	2.23	$t(825)=0.14$
	女児	1.70	2.09	<i>n.s.</i>
身体的訴え	男児	.20	.72	$t(825)=-3.66$
	女児	.46	1.18	$p<.000$
不安抑うつ	男児	2.09	2.91	$t(825)=-2.17$
	女児	2.56	3.27	$p<.05$
社会性の問題	男児	3.24	3.00	$t(825)=3.92$
	女児	2.49	2.56	$p<.000$
思考の問題	男児	.97	1.67	$t(825)=2.29$
	女児	.73	1.38	$p<.05$
注意の問題	男児	5.06	3.86	$t(825)=5.38$
	女児	3.68	3.53	$p<.000$
非行的行動	男児	2.51	3.28	$t(825)=1.74$
	女児	2.12	3.09	<i>n.s.</i>
攻撃的行動	男児	5.92	7.07	$t(825)=2.29$
	女児	4.83	6.52	$p<.05$
内向尺度	男児	3.91	4.70	$t(825)=-1.84$
	女児	4.55	5.26	<i>n.s.</i>
外向尺度	男児	8.42	9.71	$t(825)=2.24$
	女児	6.95	8.99	$p<.05$
その他の問題	男児	2.60	3.44	$t(825)=-1.40$
	女児	2.94	3.56	<i>n.s.</i>

男児n=463、女児n=364

表 1-28 虐待の有無（潜在的虐待を含む）による CBCL 尺度得点

尺度名	虐待の有無	平均値	SD	t(df)
CBCL総合得点	あり	22.09	21.21	$t(816)=2.14$
	なし	18.78	16.74	$p<.05$
ひきこもり	あり	1.71	2.15	$t(816)=-.79$
	なし	1.56	2.16	<i>n.s.</i>
身体的訴え	あり	.33	1.02	$t(816)=2.15$
	なし	.20	.63	$p<.05$
不安抑うつ	あり	2.36	3.22	$t(816)=1.39$
	なし	2.04	2.46	<i>n.s.</i>
社会性の問題	あり	3.00	2.90	$t(816)=1.93$
	なし	2.52	2.64	<i>n.s.</i>
思考の問題	あり	.89	1.61	$t(816)=1.46$
	なし	.71	1.30	<i>n.s.</i>
注意の問題	あり	4.56	3.95	$t(816)=2.17$
	なし	3.91	3.25	$p<.05$
非行的行動	あり	2.31	3.14	$t(816)=-.15$
	なし	2.35	3.28	<i>n.s.</i>
攻撃的行動	あり	5.69	7.14	$t(816)=1.52$
	なし	4.84	6.28	<i>n.s.</i>
内向尺度	あり	4.27	5.16	$t(816)=1.63$
	なし	3.66	4.04	<i>n.s.</i>
外向尺度	あり	8.00	9.72	$t(816)=-.98$
	なし	7.18	8.87	<i>n.s.</i>
その他の問題	あり	2.89	3.67	$t(816)=2.60$
	なし	2.22	2.76	$p<.01$

虐待ありn=654、虐待なしn=164

表 1-29 主な虐待の種別による CBCL 尺度得点

尺度名		平均値	SD	F (df)
CBCL 総合得点	身体	23.80	21.36	$F(3, 613)=2.35$
	性的	16.00	22.52	
	心理	19.24	19.56	n.s.
	ネグレクト	23.10	20.80	
ひきこもり	身体	1.67	2.08	$F(3, 613)=.07$
	性的	1.58	2.16	
	心理	1.67	2.24	n.s.
	ネグレクト	1.74	2.17	
身体的訴え	身体	.29	1.02	$F(3, 613)=1.33$
	性的	.62	1.39	
	心理	.40	1.07	n.s.
	ネグレクト	.27	.83	
不安抑うつ	身体	2.50	3.44	$F(3, 613)=.85$
	性的	2.08	2.94	
	心理	2.51	3.41	n.s.
	ネグレクト	2.08	2.66	
社会性の問題	身体	3.21	2.86	$F(3, 613)=4.67^{**}$
	性的	1.81	2.64	
	心理	2.47	2.51	性的<ネグレクト*
	ネグレクト	3.36	3.16	
思考の問題	身体	1.05	1.78	$F(3, 613)=2.01$
	性的	1.04	1.64	
	心理	.66	1.30	n.s.
	ネグレクト	.85	1.48	
注意の問題	身体	4.81	3.76	$F(3, 613)=2.92^*$
	性的	3.12	3.56	
	心理	4.07	3.91	
	ネグレクト	4.94	4.06	
非行的行動	身体	2.67	3.19	$F(3, 613)=3.09^*$
	性的	1.38	2.93	
	心理	1.82	2.73	心理<身体 [†]
	ネグレクト	2.45	3.36	
攻撃的行動	身体	6.48	7.48	$F(3, 613)=3.17^*$
	性的	2.77	6.48	
	心理	4.84	6.23	性的<身体 [†]
	ネグレクト	5.91	7.39	
内向尺度	身体	4.33	5.21	$F(3, 613)=.29$
	性的	4.08	5.08	
	心理	4.43	5.39	n.s.
	ネグレクト	3.98	4.56	
外向尺度	身体	9.15	10.11	$F(3, 613)=3.48^*$
	性的	4.15	9.29	
	心理	6.66	8.36	性的<身体 [†]
	ネグレクト	8.35	10.12	
その他の問題	身体	2.80	3.20	$F(3, 613)=3.02^*$
	性的	2.96	3.35	
	心理	2.25	3.53	心理<ネグレクト*
	ネグレクト	3.36	3.66	

身体的虐待n=241、性的虐待n=26、心理的虐待n=146、ネグレクトn=204

** $p < .01$ 、* $p < .05$ 、[†] $p < .10$

表 1-30 過去の取り扱い歴の有無による CBCL 尺度得点

尺度名	取り扱いの有無	平均値	SD	t(df)
CBCL 総合得点	あり	23.81	21.36	$t(838)=5.21$
	なし	16.77	17.11	$p<.000$
ひきこもり	あり	1.76	2.22	$t(838)=1.11$
	なし	1.58	2.05	$n.s.$
身体的訴え	あり	.36	1.01	$t(838)=2.08$
	なし	.23	.84	$p<.05$
不安抑うつ	あり	2.50	3.27	$t(838)=2.59$
	なし	1.95	2.80	$p<.01$
社会性の問題	あり	3.14	2.91	$t(838)=3.74$
	なし	2.41	2.61	$p<.000$
思考の問題	あり	.92	1.60	$t(838)=2.18$
	なし	.69	1.40	$p<.05$
注意の問題	あり	4.79	3.80	$t(838)=4.18$
	なし	3.67	3.59	$p<.000$
非行的行動	あり	2.76	3.44	$t(838)=5.70$
	なし	1.58	2.53	$p<.000$
攻撃的行動	あり	6.35	7.46	$t(838)=5.88$
	なし	3.74	5.31	$p<.000$
内向尺度	あり	4.49	5.17	$t(838)=2.47$
	なし	3.63	4.68	$p<.05$
外向尺度	あり	9.11	10.22	$t(838)=6.23$
	なし	5.32	7.30	$p<.000$
その他の問題	あり	2.94	3.49	$t(838)=1.95$
	なし	2.45	3.50	$n.s.$

取り扱い歴ありn=593、取り扱い歴なしn=301

表 1-31 一時保護歴の有無による CBCL 尺度得点

尺度名	一時保護歴の有無	平均値	SD	t(df)
CBCL 総合得点	あり	24.17	21.38	$t(854)=3.85$
	なし	18.85	18.75	$p<.000$
ひきこもり	あり	1.74	2.22	$t(854)=.65$
	なし	1.65	2.09	$n.s.$
身体的訴え	あり	.35	.98	$t(854)=1.19$
	なし	.28	.93	$n.s.$
不安抑うつ	あり	2.57	3.30	$t(854)=2.40$
	なし	2.06	2.94	$p<.05$
社会性の問題	あり	3.16	2.85	$t(854)=2.62$
	なし	2.66	2.78	$p<.01$
思考の問題	あり	.91	1.56	$t(854)=1.31$
	なし	.78	1.51	$n.s.$
注意の問題	あり	4.82	3.82	$t(854)=2.92$
	なし	4.07	3.69	$p<.01$
非行的行動	あり	2.84	3.57	$t(854)=4.22$
	なし	1.92	2.75	$p<.000$
攻撃的行動	あり	6.54	7.44	$t(854)=4.43$
	なし	4.45	6.22	$p<.000$
内向尺度	あり	4.54	5.20	$t(854)=2.01$
	なし	3.85	4.81	$p<.05$
外向尺度	あり	9.39	10.31	$t(854)=4.65$
	なし	6.37	8.43	$p<.000$
その他の問題	あり	2.91	3.58	$t(854)=1.26$
	なし	2.61	3.39	$n.s.$

一時保護歴ありn=402、一時保護歴なしn=454

表 1-32 措置歴の有無による CBCL 尺度得点

尺度名	措置歴の有無	平均値	SD	t(df)
CBCL総合得点	あり	23.87	23.52	t(852)=1.87
	なし	20.53	18.95	n.s.
ひきこもり	あり	1.68	2.24	t(852)=.03
	なし	1.68	2.11	n.s.
身体的訴え	あり	.31	.89	t(852)=-.08
	なし	.32	.98	n.s.
不安抑うつ	あり	2.33	3.33	t(852)=.19
	なし	2.28	3.06	n.s.
社会性の問題	あり	3.22	3.08	t(852)=1.85
	なし	2.80	2.74	n.s.
思考の問題	あり	.94	1.57	t(852)=1.03
	なし	.81	1.52	n.s.
注意の問題	あり	4.80	4.05	t(852)=1.60
	なし	4.29	3.66	n.s.
非行的行動	あり	2.76	3.57	t(852)=1.95
	なし	2.22	3.06	n.s.
攻撃的行動	あり	6.67	8.15	t(852)=2.61
	なし	5.06	6.40	p<.01
内向尺度	あり	4.18	5.29	t(852)=.08
	なし	4.15	4.91	n.s.
外向尺度	あり	9.42	11.18	t(852)=2.53
	なし	7.28	8.80	p<.05
その他の問題	あり	2.81	3.92	t(852)=.33
	なし	2.72	3.33	n.s.

措置歴ありn=201、措置歴なしn=644

表 1-33 CBCL 各尺度における4歳～15歳までの臨床域の割合

尺度名	全体 (4歳～15歳) (n=718)	4歳～11歳(n=395)		12歳～15歳(n=323)	
		男児(n=234)	女児(n=161)	男児(n=180)	女児(n=143)
	n (%)	n (%)	n (%)	n (%)	n (%)
CBCL総合得点	180 (25.1)	54 (23.1)	31 (19.3)	52 (28.9)	43 (30.1)
ひきこもり	59 (8.2)	21 (9.0)	7 (4.3)	18 (10.0)	13 (9.1)
身体的訴え	16 (2.2)	5 (2.1)	1 (.6)	1 (.6)	9 (6.3)
不安抑うつ	29 (4.0)	10 (4.3)	3 (1.9)	7 (3.9)	9 (6.3)
社会性の問題	85 (11.8)	32 (13.7)	14 (8.7)	23 (12.8)	16 (11.2)
思考の問題	115 (16.0)	29 (12.4)	27 (16.8)	48 (26.7)	31 (21.7)
注意の問題	84 (11.7)	29 (12.4)	23 (14.3)	13 (7.2)	19 (13.3)
非行的行動	142 (19.8)	36 (15.4)	24 (14.9)	46 (25.6)	36 (25.2)
攻撃的行動	84 (11.7)	27 (11.5)	16 (9.9)	26 (14.4)	15 (10.5)
内向尺度	104 (14.5)	32 (13.7)	17 (10.6)	27 (15.0)	28 (19.6)
外向尺度	209 (29.1)	62 (26.5)	39 (24.2)	54 (30.0)	54 (37.8)

*(%)は、それぞれ全体 (n=718) に対する割合、4歳～11歳の男児 (n=234)、女児 (n=161)、12歳～15歳の男児 (n=180)、女児 (n=143) に対する割合を示している。

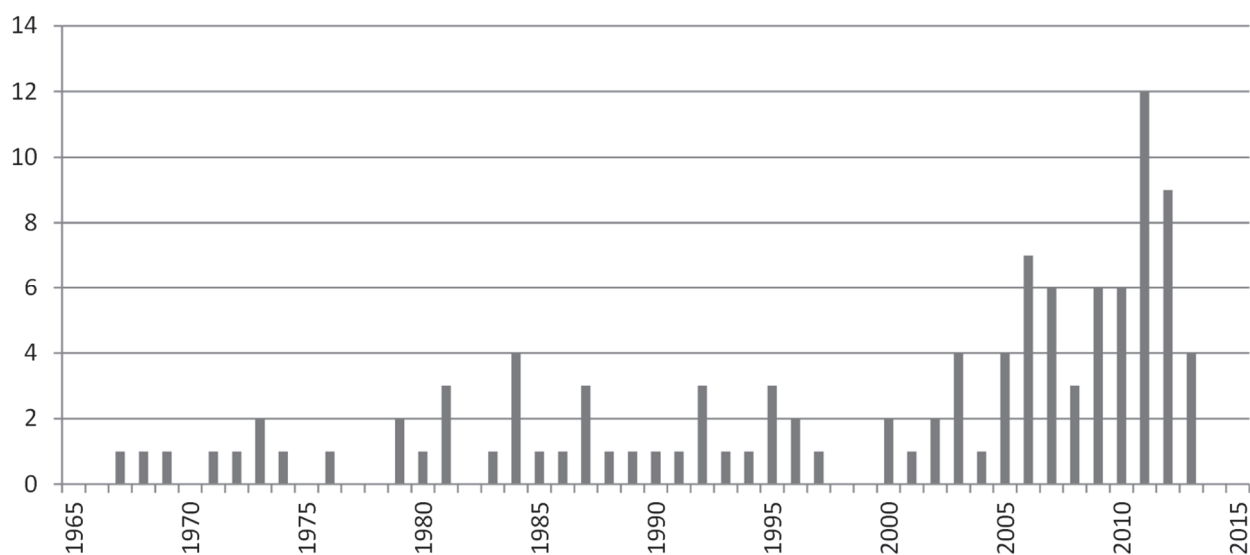


図 2-1 建築・改築年

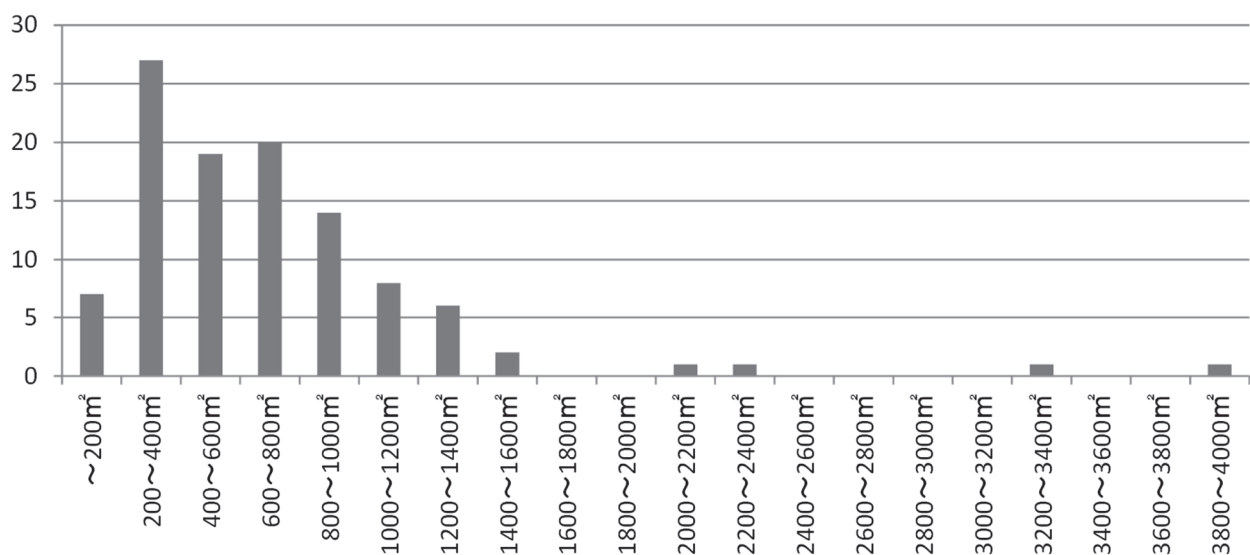


図 2-2 延べ面積

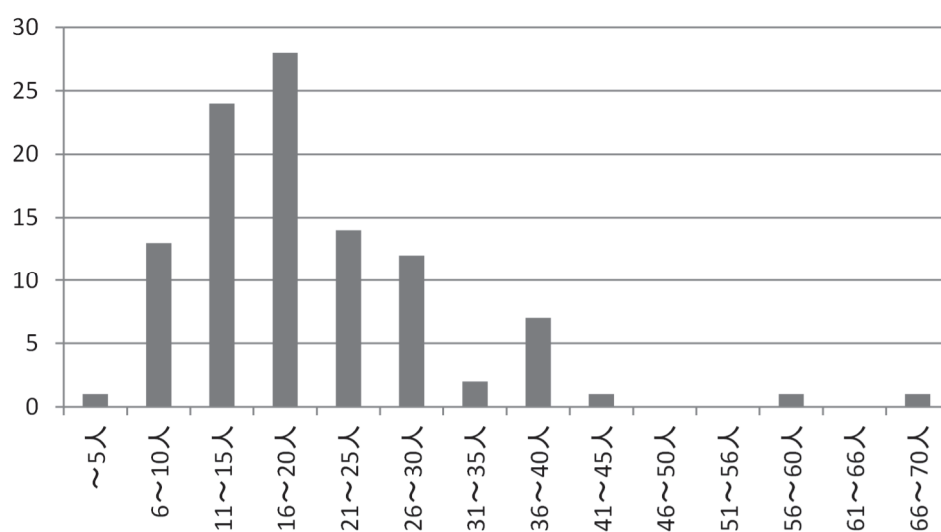


図 2-3 定員数（平成 25 年 8 月現在）

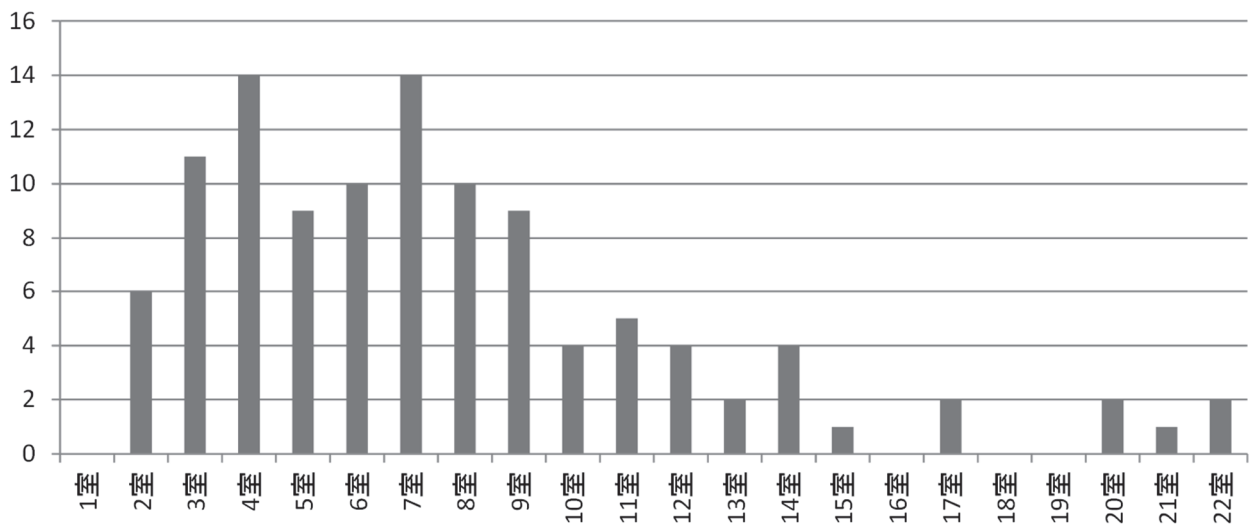


図 2-4 子どもの居室の総数

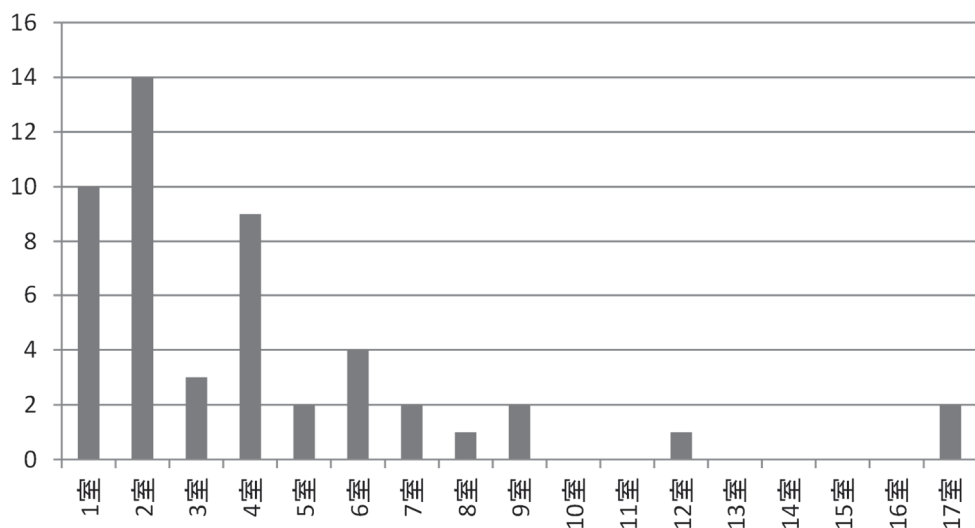


図 2-5 子どもの居室のうち個室の総数

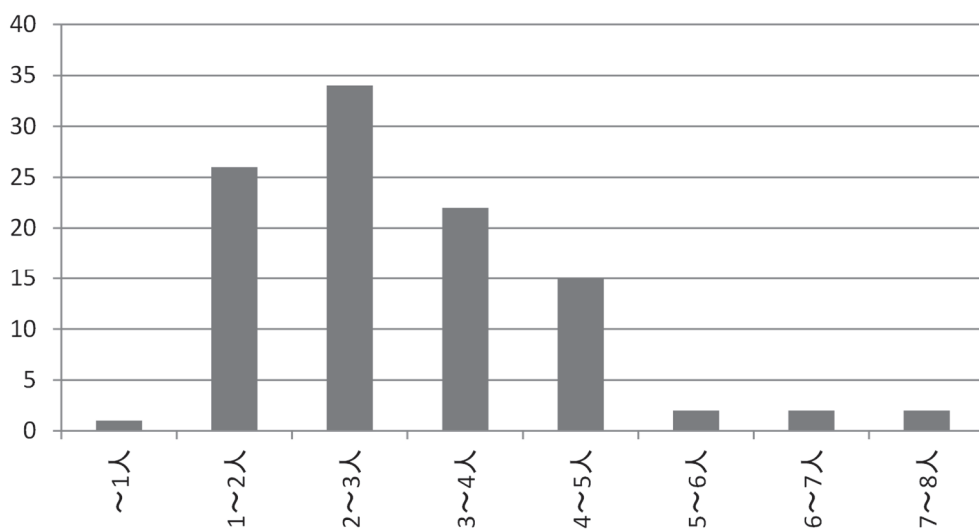


図 2-6 居室一部屋あたりの定員数

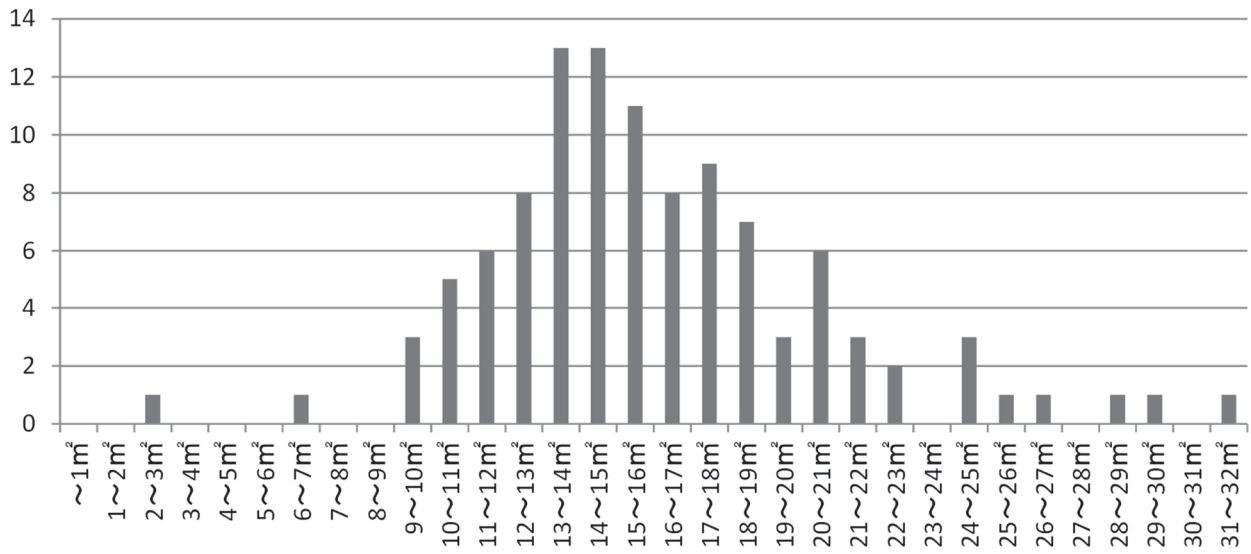


図2-7 一部屋あたりの居室面積

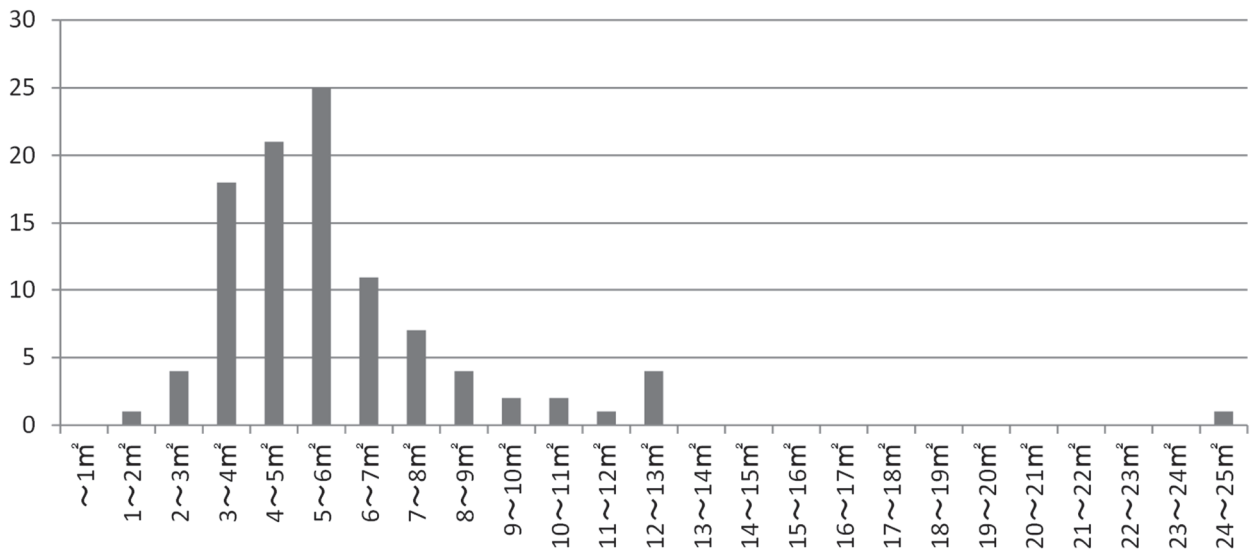


図2-8 一人あたりの居室面積

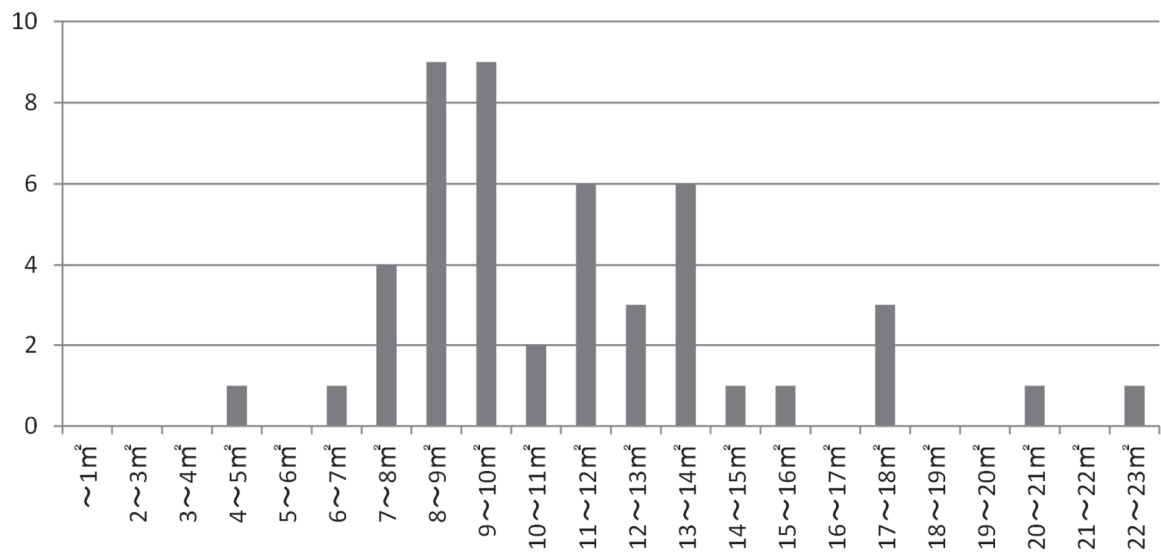


図2-9 一部屋あたりの個室面積

表 2-1 居室以外の子どもが利用する空間の整備状況（他施設との兼用は除く）

	運動場	体育館	砂場	保育室	カウンセリング ルーム	学習室	食堂	風呂	その他
度数	57	35	64	38	46	93	107	104	56
%	50.9	31.3	57.1	33.9	41.1	83.0	95.5	92.9	50.0

表 2-2 建築・改築年と施設の規模

建築・改築年	延べ面積	入所定員数
～1990年	345.4±192.5㎡ (N=26)	15.7±9.0人 (N=27)
1991～2000年	483.1±156.5㎡ (N=14)	20.2±7.4人 (N=13)
2001～2010年	850.5±511.6㎡ (N=38)	23.5±11.6人 (N=39)
2011年～	869.5±531.5㎡ (N=25)	22.9±11.2人 (N=24)

表 2-3 建築・改築年と居室数・居室面積・居室定員

建築・改築年	居室の数	うち個室の数	一部屋あたりの居室面積	一部屋あたりの定員	一人あたりの居室面積
～1990年	4.3±2.1室 (N=27)	0.3±0.6室 (N=27)	16.2±5.0㎡ (N=25)	3.8±1.5人 (N=26)	4.7±1.5㎡ (N=24)
1991～2000年	5.9±2.5室 (N=14)	0.6±1.2室 (N=14)	16.4±3.6㎡ (N=14)	3.6±0.6人 (N=13)	4.7±1.0㎡ (N=13)
2001～2010年	9.1±4.3室 (N=40)	2.8±4.0室 (N=40)	17.1±4.9㎡ (N=39)	2.8±1.1人 (N=39)	6.7±2.8㎡ (N=38)
2011年～	9.6±5.2室 (N=25)	2.4±3.3室 (N=25)	14.2±4.1㎡ (N=25)	2.7±1.2人 (N=24)	6.3±4.3㎡ (N=24)

表 2-4 建築・改築年と居室以外の子どもが利用する空間の整備状況（他施設との兼用は除く）

建築・改築年	運動場	体育館	砂場	保育室	カウンセリング ルーム	学習室	食堂	風呂	その他
～1990年 (N=28)	11 (39.3)	5 (17.9)	10 (35.7)	2 (7.1)	5 (17.9)	21 (75.0)	28 (100.0)	27 (96.4)	10 (35.7)
1991～2000年 (N=14)	10 (71.4)	5 (35.7)	8 (57.1)	4 (28.6)	3 (21.4)	11 (78.6)	14 (100.0)	14 (100.0)	7 (50.0)
2001～2010年 (N=40)	21 (52.5)	13 (32.5)	25 (62.5)	14 (35.0)	20 (50.0)	37 (92.5)	38 (95.0)	37 (92.5)	23 (57.5)
2011年～ (N=25)	14 (56.0)	12 (48.0)	19 (76.0)	17 (68.0)	16 (64.0)	22 (88.0)	24 (96.0)	23 (92.0)	15 (60.0)

表 2-5 定員数と施設の規模

定員数	延べ面積
10人以下	274.3±177.1㎡ (N=13)
11～20人以下	534.5±255.1㎡ (N=51)
21人以上	995.7±574.4㎡ (N=37)

表 2-6 定員数と居室数・居室面積・居室定員

定員数	居室の数	うち個室の数	一部屋あたりの居室面積	一部屋あたりの定員	一人あたりの居室面積
10人以下	3.4±2.4室 (N=14)	0.5±1.2室 (N=14)	12.3±3.3㎡ (N=12)	2.8±1.0人 (N=14)	6.2±5.9㎡ (N=12)
11～20人以下	6.3±2.7室 (N=52)	1.0±2.0室 (N=52)	15.6±4.1㎡ (N=51)	2.9±1.1人 (N=52)	5.8±2.5㎡ (N=51)
21人以上	10.5±5.1室 (N=38)	3.2±4.3室 (N=38)	18.0±5.0㎡ (N=38)	3.5±1.5人 (N=38)	5.7±2.2㎡ (N=38)

表 2-7 定員数と居室以外の子どもが利用する空間の整備状況（他施設との兼用は除く）

定員数	運動場	体育館	砂場	保育室	カウンセリング ルーム	学習室	食堂	風呂	その他
10人以下 (N=14)	3 (21.4)	3 (21.4)	2 (14.3)	1 (7.1)	2 (14.3)	13 (92.9)	14 (100.0)	13 (92.9)	8 (57.1)
11～20人以下 (N=52)	30 (57.7)	16 (30.8)	33 (63.5)	15 (28.8)	18 (34.6)	38 (73.1)	49 (94.2)	49 (94.2)	30 (57.7)
21人以上 (N=38)	21 (55.3)	13 (34.2)	27 (71.1)	20 (52.6)	24 (63.2)	36 (94.7)	38 (100.0)	36 (94.7)	18 (47.4)

表 2-8 建築・改築年と入所率（定員数に対する入所者数の割合）

建築・改築年	平成25年7月末の実績	平成25年3月末の実績
～1990年	67.1±84.9% (N=26)	40.6±44.5% (N=24)
1991～2000年	57.8±19.7% (N=13)	49.2±32.6% (N=13)
2001～2010年	67.6±29.6% (N=37)	58.3±31.9% (N=37)
2011年～	77.7±52.3% (N=24)	60.4±45.3% (N=24)

表 2-9 定員数と入所率（定員数に対する入所者数の割合）

定員数	平成25年7月末の実績	平成25年3月末の実績
10人以下	49.9±73.3% (N=14)	32.4±59.6% (N=13)
11～20人以下	70.7±58.6% (N=50)	50.0±29.9% (N=50)
21人以上	71.0±34.5% (N=38)	63.9±38.9% (N=37)

表 2-10 個室の有無と入所率（定員数に対する入所者数の割合）

定員数	平成25年7月末の実績	平成25年3月末の実績
個室あり	75.3±42.3% (N=43)	73.7±38.9% (N=43)
個室なし	62.6±60.0% (N=59)	57.1±39.5% (N=53)

表 2-11 図面検討のための分析軸

建築・改築年区分

建築・改築年(区分Ⅰ)	施設数	(%)
～1990年	18	22.5%
1991～2000年	10	12.5%
2001～2010年	31	38.8%
2011年～	19	23.8%
建築年不明	2	2.5%
計	80	100.0%

定員数区分

定員数	施設数	(%)
10人以下	9	11.3%
11～20人	42	52.5%
21人以上	29	36.3%
計	80	100.0%

2011年以降を新築と改築で区分

建築・改築年(区分Ⅱ)	施設数	(%)
2000年以前に建築	28	35.0%
建築年不明	2	2.5%
2001年以後に新築	38	47.5%
2001年以後に部分改修	12	15.0%
計	80	100.0%

設置主体区分

設置主体	施設数	(%)
政令指定都市	15	18.8%
都道府県	65	81.3%
計	80	100.0%

表 2-12 設置主体ごとの提供事例数

設置主体	1事例	2事例	3事例	4事例	5事例	計
都道府県	18	13	4	1	1	37
政令指定都市	7	2	0	1	0	10

表 2-13 分析軸相互の関係

設置主体	建築・改築年(区分Ⅰ)				
	～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
政令指定都市	0 0.0%	1 6.7%	12 80.0%	1 6.7%	15 100.0%
都道府県	18 27.7%	9 13.8%	19 29.2%	18 27.7%	65 100.0%
計	18 22.5%	10 12.5%	31 38.8%	19 23.8%	80 100.0%

設置主体	定員数			
	10人以下	11～20人	21人以上	計
政令指定都市	1 6.7%	3 20.0%	11 73.3%	15 100.0%
都道府県	9 13.8%	40 61.5%	16 24.6%	65 100.0%
計	10 12.5%	43 53.8%	27 33.8%	80 100.0%

建築・改築年(区分Ⅰ)	定員数			
	10人以下	11～20人	21人以上	計
～1990年	4 22.2%	11 61.1%	3 16.7%	18 100.0%
1991～2000年	0 0.0%	7 70.0%	3 30.0%	10 100.0%
2001～2010年	3 9.7%	13 41.9%	15 48.4%	31 100.0%
2011年～	2 10.5%	11 57.9%	6 31.6%	19 100.0%
計	10 12.5%	43 53.8%	27 33.8%	80 100.0%

建築・改築年(区分Ⅱ)	定員数			
	10人以下	11～20人	21人以上	計
2000年以前に建築	4 14.3%	18 64.3%	6 21.4%	28 100.0%
2001年以後に新築	2 5.3%	19 50.0%	17 44.7%	38 100.0%
2001年以後に部分改修	3 25.0%	5 41.7%	4 33.3%	12 100.0%
計	10 12.5%	43 53.8%	27 33.8%	80 100.0%

表 2-14 隣接する周辺土地状況と立地位置との相関による敷地周囲の状況

隣接する周辺土地状況	立地位置					計
	公共施設群域	山間住宅地域	都市公園内	都市住宅地域	農村住宅地域	
業務地区隣接				1		1
公共施設隣接				30		30
山林隣接	1	2		8		11
都市業務地隣接				3		3
都市公園隣接				9		9
都市住宅地隣接	1		3			4
農地隣接	1			9	3	13
確認不可				9		9
計	3 3.8%	2 2.5%	3 3.8%	69 86.3%	3 3.8%	80 100.0%

表 2-15 敷地の状況

キャンパス内	施設敷地内	計
7 8.8%	73 91.3%	80 100.0%

表 2-16 一時保護所機能の区域区分

一時保護所機能の区域区分	機能	代表的室名			
<1> 受け入れ区域	アプローチ 待機 受入	玄関 待合 面接	など など 面会	など	
<2> 児童生活区域	居住 ユーティリティ 食事 安定化	居室 浴室 食堂 静養室	便所 ダイニング など	洗面・洗濯 など	など
<3> 児童共用区域	遊戯 遊び 学習 運動	遊戯室 プレイルーム 学習室 体育室	幼児室 など など 園庭	など など など	
<4> 管理区域	管理 警備 指導 宿直	事務室 警備員室 指導員室 宿直室	事務関連諸室 守衛室 保育士室 当直室	夜勤室	など など など など
<5> 特定専用区域	重大事件専用 家族対応 児童相談所機能	専用居室	分離居室		など
<6> 多目的区域	内部 外部	ホール 中庭	ロビー など	など	

表 2-17 玄関の位置

一時保護所側入口	11
児童相談所共用	4
児童相談所側玄関	28
記載なし	37
計	80

表 2-18 建築・改築年（区分Ⅰ）×面接室を有する事例の数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数					(母数=A)	合計=A
	室数=1	(母数=a)	室数=2以上	(母数=a)	計=a		
～1990年	1	50.0%	1	50.0%	2	11.1%	18
1991～2000年	1	100.0%	0	0.0%	1	10.0%	10
2001～2010年	13	72.2%	5	27.8%	18	58.1%	31
2011年～	5	55.6%	4	44.4%	9	47.4%	19
合計	21	67.7%	10	32.3%	31	38.8%	80

表 2-19 建築・改築年（区分Ⅱ）×特定目的室を有する事例の数

建築・改築年(区分Ⅱ)	室数					(母数=A)	合計=A
	室数=1	(母数=a)	室数=2以上	(母数=a)	計=a		
2000年以前に建築	10	66.7%	5	33.3%	15	53.6%	28
建築年不明	0	0.0%	1	100.0%	1	50.0%	2
2001年以後に新築	4	12.9%	27	87.1%	31	81.6%	38
2001年以後に部分改修	1	14.3%	6	85.7%	7	58.3%	12
計	15	27.8%	39	72.2%	54	67.5%	80

表 2-20 設置主体×居室数に関するアンケートデータと図面との差

設置主体	差=1～2	差=3以上	計	(母数=A)	合計=A
政令指定都市	8	2	10	66.7%	15
都道府県	12	6	18	28.1%	64
計	20	8	28	35.4%	79
	25.0%	10.0%	35.0%		98.8%

(差-18のものを除く)
(母数80)

表 2-21 定員数×居室数に関するアンケートデータと図面との差

定員数	差=1～2	差=3以上	計	(母数=A)	合計=A
10人以下	1	1	2	20.0%	10
11～20人	7	2	9	21.4%	42
21人以上	12	5	17	63.0%	27
計	20	8	28	35.4%	79

(差-18のものを除く)

表 2-22 月別平均在籍率×居室数に関するアンケートデータと図面との差

月別平均在籍率/ 定員数区分	差=1～2	差=3以上	計	(母数=A)	合計=A
～30%	3	3	6	40.0%	15
30.1～60%	2	1	3	13.0%	23
60.1～90%	8	4	12	48.0%	25
90.1～	5	0	5	55.6%	9
不明	2	0	2		8
総計	20	8	28	35.0%	80

表 2-23 設置主体×居室数

設置主体	1-5室		5-10室		11室以上		計	
政令指定都市	0	0.0%	8	53.3%	7	46.7%	15	100.0%
都道府県	23	35.4%	33	50.8%	9	13.8%	65	100.0%
計	23	28.8%	41	51.3%	16	20.0%	80	100.0%

表 2-24 建築・改築年(区分Ⅱ)×居室数

建築・改築年(区分Ⅱ)	1-5室		5-10室		11室以上		計	
2000年以前に建築	17	60.7%	11	39.3%	0	0.0%	28	100.0%
建築年不明	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	2	100.0%
2001年以後に新築	2	5.3%	22	57.9%	14	36.8%	38	100.0%
2001年以後に部分改修	3	25.0%	7	58.3%	2	16.7%	12	100.0%
計	23	28.8%	41	51.3%	16	20.0%	80	100.0%

月別平均在籍率/ 定員数区分	1-5室		5-10室		11室以上		計	
不明	2	28.6%	4	57.1%	1	14.3%	7	100.0%
0-25%	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%	7	100.0%
25.1-50%	7	33.3%	12	57.1%	2	9.5%	21	100.0%
50.1-75%	4	19.0%	9	42.9%	8	38.1%	21	100.0%
75.1-100%	4	25.0%	8	50.0%	4	25.0%	16	100.0%
100.1%-	1	14.3%	5	71.4%	1	14.3%	7	100.0%
(空白)	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%
計	23	28.8%	41	51.3%	16	20.0%	80	100.0%

表 2-25 事例に含まれる居室群の区分可能性(重複あり)

区分しやすい	←		→	区分しにくい		計
階分離	平面完全分離	固定的な区分可	視認性接近性が残る程度の区分	直線廊下で直結	孤立室あり	
13	2	15	15	39	10	80
16.3%	2.5%	18.8%	18.8%	48.8%	12.5%	100.0%

表 2-26 区分可能性別の平均居室数

	平均居室数
直線廊下で直結	5.62
区分可能性がある	9.68
計	7.70

表 2-27 設置主体×直線廊下で直結する居室群をもつ事例

設置主体	計		計
政令指定都市	3	20.0%	15
都道府県	36	55.4%	65
総計	39	48.8%	80

表 2-28 建築・改築年（区分Ⅰ）×直線廊下で直結する居室群をもつ事例

建築・改築年(区分Ⅰ)	計		計
～1990年	16	88.9%	18
1991～2000年	6	60.0%	10
2001～2010年	9	29.0%	31
2011年～	7	36.8%	19
建築年不明	1	50.0%	2
計	39	48.8%	80

表 2-29 定員数×直線廊下で直結する居室群をもつ事例

定員数	計		計
10人以下	7	70.0%	10
11～20人	23	53.5%	43
21人以上	9	33.3%	27
計	39	48.8%	80

表 2-30 建築・改築年（区分Ⅱ）×浴室数

建築・改築年(区分Ⅱ)	シャワーのみ	室数=1		室数=2以上		計	
2000年以前に建築	0	22	78.6%	6	21.4%	28	100.0%
2001年以後に新築	2	6	15.8%	30	78.9%	38	100.0%
2001年以後に部分改修	0	7	58.3%	5	41.7%	12	100.0%
計	2	37	46.3%	41	51.3%	80	100.0%

表 2-31 食堂と居住エリアとの位置関連

直結	隣接エリア	別ブロック	計
30	22	24	76

表 2-32 建築・改築年（区分Ⅱ）×居住エリアに直結する食堂を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	直結		計
～1990年	13	72.2%	18
1991～2000年	1	10.0%	10
2001～2010年	9	29.0%	31
2011年～	5	26.3%	19
計	30	37.5%	80

表 2-33 定員数×居住エリアに直結する食堂を有する事例数

定員数	直結		総計
10人以下	9	100.0%	9
11～20人	17	40.5%	42
21人以上	4	13.8%	29
計	30	37.5%	80

表 2-34 建築・改築年（区分Ⅱ）×静養室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	室数=1		室数=2以上（母数=a）		計=a	（母数=A）	合計=A
2000年以前に建築	9	81.8%	2	18.2%	11	39.3%	28
2001年以後に新築	13	54.2%	11	45.8%	24	63.2%	38
2001年以後に部分改修	4	66.7%	2	33.3%	6	50.0%	12
計	26	63.4%	15	36.6%	41	51.3%	80

表 2-35 定員数×静養室を有する事例数

定員数	室数=1		室数=2以上（母数=a）		計=a	（母数=A）	合計=A
10人以下	1	100.0%		0.0%	1	11.1%	9
11～20人	18	81.8%	4	18.2%	22	52.4%	42
21人以上	7	38.9%	11	61.1%	18	62.1%	29
計	26	63.4%	15	36.6%	41	51.3%	80

表 2-36 建築・改築年（区分Ⅰ）×オープンスペース型の遊戯室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	オープンスペース型		計
～1990年	3	37.5%	8
1991～2000年	2	100.0%	2
2001～2010年	5	50.0%	10
2011年～	2	28.6%	7
計	12	44.4%	27

表 2-37 建築・改築年（区分Ⅰ）×プレイルームを有する事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	室数=1	室数=2	計		計
2000年以前に建築	6	1	7	25.0%	28
2001年以後に新築	14	1	15	39.5%	38
2001年以後に部分改修	1	1	2	16.7%	12
計	23	3	26	32.5%	80

表 2-38 設置主体×共用自由空間を有する事例数

設置主体	室数=1	室数=2	計		計
政令指定都市	7	3	10	66.7%	15
都道府県	32	6	38	58.5%	65
総計	39	9	48	60.0%	80

表 2-39 建築・改築年（区分Ⅰ）×オープンスペース型の共用自由空間を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1	室数=2	計		計
～1990年	6	0	6	60.0%	10
1991～2000年	5	0	5	83.3%	6
2001～2010年	11	1	12	63.2%	19
2011年～	4	2	6	54.5%	11
計	26	3	29	60.4%	48

表 2-40 定員数×オープンスペース型の共用自由空間を有する事例数

定員数	室数=1	室数=2	計		計
10人以下	1	0	1	20.0%	5
11～20人	17	1	18	75.0%	24
21人以上	8	2	10	52.6%	19
計	26	3	29	60.4%	48

表 2-41 建築・改築年（区分Ⅰ）×幼児室・保育室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1	室数=2	計		計
～1990年	1	0	1	5.6%	18
1991～2000年	2	0	2	20.0%	10
2001～2010年	7	0	7	22.6%	31
2011年～	5	1	6	31.6%	19
計	16	1	17	21.3%	80

表 2-42 設置主体×幼児室・保育室を有する事例数

設置主体	室数=1	室数=2	計		計
政令指定都市	7		7	46.7%	15
都道府県	9	1	10	15.4%	65
計	16	1	17	21.3%	80

表 2-43 建築・改築年（区分Ⅰ）×学習室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1		室数=2以上 (母数=a)		計=a (母数=A)		合計=A
～1990年	11	100.0%	0	0.0%	11	61.1%	18
1991～2000年	8	88.9%	1	11.1%	9	90.0%	10
2001～2010年	16	64.0%	9	36.0%	25	80.6%	31
2011年～	12	70.6%	5	29.4%	17	89.5%	19
計	49	76.6%	15	23.4%	64	80.0%	80

表 2-44 建築・改築年（区分Ⅱ）×学習室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	室数=1		室数=2以上 (母数=a)		計=a (母数=A)		合計=A
2000年以前に建築	19	95.0%	1	5.0%	20	71.4%	28
2001年以後に新築	22	61.1%	14	38.9%	36	94.7%	38
2001年以後に部分改修	6	100.0%	0	0.0%	6	50.0%	12
計	49	76.6%	15	23.4%	64	80.0%	80

表 2-45 建築・改築年（区分Ⅰ）×独立室型の学習室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1	室数=2	室数=3	計 (母数=a)	
～1990年	6	0	0	6	54.5%
1991～2000年	3	1	0	4	44.4%
2001～2010年	14	4	3	21	84.0%
2011年～	10	4	1	15	88.2%
計	35	9	4	48	75.0%

表 2-46 建築・改築年（区分Ⅱ）×独立室型の学習室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	室数=1	室数=2	室数=3	計 (母数=a)	
2000年以前に建築	9	1	0	10	50.0%
2001年以後に新築	18	8	4	30	83.3%
2001年以後に部分改修	6	0	0	6	100.0%
計	35	9	4	48	75.0%

表 2-47 定員数×独立室型の学習室を有する事例数

定員数	室数=1	室数=2	室数=3	計 (母数=a)	
10人以下	3	1		4	57.1%
11～20人	20	5		25	73.5%
21人以上	12	3	4	19	82.6%
計	35	9	4	48	75.0%

表 2-48 事務室に関する児童相談所との位置関係

一時保護所のみ の図面の内	一時保護所児童 相談所分離型	一時保護所児童 相談所隣接型	一時保護所児童 相談所一体型	児童相談所内 のみ
42	15	2	6	10

児童相談所に事務室が2室ある事例1

表 2-49 進入動線を最初に受け止める機能諸室

事務室	65	事務室以外	15
		プレイルーム	2
		居室	7
		居室・学習室	1
		居室・食堂	1
		宿直室	1
		食堂	2
		遊戯室	1

表 2-50 事務室と居室群との位置関係

同一階				別階
居住エリア視認 ＋接近可能性高	居住エリア視認 不可＋接近性高	居住エリア視認 不可＋接近性低	計	事務室不在居住 エリア階あり
38 47.5%	20 25.0%	12 15.0%	70 87.5%	20 25.0%

母数=80

表 2-51 建築・改築年（区分Ⅰ）×居室群への接近可能性が低い事務室しか有さない事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	居住エリアへの 接近性低	(母数=A)	合計=A
～1990年	7	38.9%	18
1991～2000年	3	30.0%	10
2001～2010年	10	32.3%	31
2011年～	9	47.4%	19
計	30	37.5%	80

表 2-52 建築・改築年（区分Ⅱ）×居室群への接近可能性が低い事務室しか有さない事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	居住エリアへの 接近性低	(母数=A)	合計=A
2000年以前に建築	10	35.7%	28
2001年以後に新築	17	44.7%	38
2001年以後に部分改修	2	16.7%	12
計	30	37.5%	80

表 2-53 宿直室数別の事例数

室数=1	室数=2	室数=3	室数=4	室数=6	室数=2以上	計
28 50.0%	20	6	1	1	28 50.0%	56 100.0%

表 2-54 建築・改築年（区分Ⅰ）×宿直室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1		室数=2以上 (母数=a)		計=a (母数=A)		合計=A
～1990年	11	91.7%	1	8.3%	12	66.7%	18
1991～2000年	4	57.1%	3	42.9%	7	70.0%	10
2001～2010年	10	40.0%	15	60.0%	25	80.6%	31
2011年～	3	27.3%	8	72.7%	11	57.9%	19
計	28	50.0%	28	50.0%	56	70.0%	80

表 2-55 建築・改築年（区分Ⅰ）×指導員室（保育士室など含む）を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1		室数=2以上 (母数=a)		計=a (母数=A)		合計=A
～1990年	7	63.6%	4	36.4%	11	61.1%	18
1991～2000年	0	0.0%	3	100.0%	3	30.0%	10
2001～2010年	4	44.4%	5	55.6%	9	29.0%	31
2011年～	5	71.4%	2	28.6%	7	36.8%	19
計	16	53.3%	14	46.7%	30	37.5%	80

表 2-56 居室群への接近可能性が高い宿直室＋指導員室を有する事例数

	事例数	(母数=75)	(母数=A)	合計=A
居室群に適時接近可能	66	88.0%		
居室－管理両方に接続	9	12.0%		
計	75	100.0%	93.8%	80

表 2-57 建築・改築年（区分Ⅰ）×宿直室＋指導員室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	室数=1		室数=2以上 (母数=a)		計=a (母数=A)		合計=A
～1990年	7	41.2%	10	58.8%	17	94.4%	18
1991～2000年	3	33.3%	6	66.7%	9	90.0%	10
2001～2010年	7	24.1%	22	75.9%	29	93.5%	31
2011年～	4	26.7%	11	73.3%	15	78.9%	19
計	21	29.6%	50	70.4%	71	88.8%	80

表 2-58 建築・改築年（区分Ⅱ）×宿直室＋指導員室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅱ)	室数=1		室数=2以上 (母数=a)		計=a (母数=A)		合計=A
2000年以前に建築	10	38.5%	16	61.5%	26	92.9%	28
2001年以後に新築	8	24.2%	25	75.8%	33	86.8%	38
2001年以後に部分改修	3	27.3%	8	72.7%	11	91.7%	12
計	21	29.6%	50	70.4%	71	88.8%	80

表 2-59 居室群への接近可能性が高い医務室を有する事例数

一時保護所				児童相談所
居室群に適時 接近可能	居室－管理 両方に接続	管理側のみに 内包	計	隣接位置に あるもの
9	7	4	20	2

表 2-60 定員数×医務室を有する事例数

定員数	医務室		計
10人以下	4	44.4%	9
11～20人	6	14.3%	42
21人以上	10	34.5%	29
計	20	25.0%	80

表 2-61 建築・改築年（区分Ⅰ）×医務室を有する事例数

建築・改築年(区分Ⅰ)	医務室		計
～1990年	4	22.2%	18
1991～2000年	1	10.0%	10
2001～2010年	8	25.8%	31
2011年～	7	36.8%	19
建築年不明	0	0.0%	2
計	20	25.0%	80

表 3-1-1 定員数と管理栄養士・栄養士（常勤）配置のクロス表

	あり		なし		合計
0～10	0	0.0%	15	100.0%	15
10～20	2	3.8%	51	96.2%	53
20～30	0	0.0%	28	100.0%	28
30～	3	25.0%	9	75.0%	12
不明	1	100.0%	0	0.0%	1
合計	6	5.5%	103	94.5%	109

表 3-1-2 定員数と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置のクロス表

	あり		なし		合計
0～10	1	6.7%	14	93.3%	15
10～20	3	5.7%	50	94.3%	53
20～30	2	7.1%	26	92.9%	28
30～	3	25.0%	9	75.0%	12
不明	1	100.0%	0	0.0%	1
合計	10	9.2%	99	90.8%	109

表 3-1-3 定員数と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置のクロス表

	あり		なし		合計
0～10	2	13.3%	13	86.7%	15
10～20	10	18.9%	43	81.1%	53
20～30	13	46.4%	15	53.6%	28
30～	3	25.0%	9	75.0%	12
不明	1	100.0%	0	0.0%	1
合計	29	26.6%	80	73.4%	109

表 3-1-4 定員数と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置のクロス表

	あり		なし		合計
0～10	11	73.3%	4	26.7%	15
10～20	31	58.5%	22	41.5%	53
20～30	15	53.6%	13	46.4%	28
30～	4	33.3%	8	66.7%	12
不明	1	100.0%	0	0.0%	1
合計	62	57.4%	47	43.5%	108

表 3-2-1

Q17. 食事の提供形態と管理栄養士・栄養士（常勤）配置 のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
	あり(6施設)		なし(103施設)			
職員(非常勤職員により)、すべて施設で調理	3	50.0%	56	54.4%	59	54%
外部の人材により、全て自施設で調理	3	50.0%	38	36.9%	41	38%
一部は、外部で調理して食事を搬入	0	0.0%	4	3.9%	4	4%
すべて外部で調理した食事	0	0.0%	2	1.9%	2	2%
その他	0	0.0%	2	1.9%	2	2%
無回答	0	0.0%	1	1.0%	1	1%

表 3-2-2

Q17. 食事の提供形態と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置 のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(10施設)		なし(99施設)			
職員(非常勤職員により)、すべて施設で調理	7	70.0%	52	52.5%	59	54%
外部の人材により、全て自施設で調理	3	30.0%	38	38.4%	41	38%
一部は、外部で調理して食事を搬入	0	0.0%	4	4.0%	4	4%
すべて外部で調理した食事	0	0.0%	2	2.0%	2	2%
その他	0	0.0%	2	2.0%	2	2%
無回答	0	0.0%	1	1.0%	1	1%

表 3-2-3

Q17. 食事の提供形態と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置 のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
職員(非常勤職員により)、すべて施設で調理	26	89.7%	33	41.3%	59	54%
外部の人材により、全て自施設で調理	3	10.3%	38	47.5%	41	38%
一部は、外部で調理して食事を搬入	0	0.0%	4	5.0%	4	4%
すべて外部で調理した食事	0	0.0%	2	2.5%	2	2%
その他	0	0.0%	2	2.5%	2	2%
無回答	0	0.0%	1	1.3%	1	1%

p<0.05

表 3-2-4

Q17. 食事の提供形態と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置 のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(63施設)		なし(46施設)			
職員(非常勤職員により)、すべて施設で調理	55	87.3%	4	8.7%	59	54%
外部の人材により、全て自施設で調理	6	9.5%	35	76.1%	41	38%
一部は、外部で調理して食事を搬入	2	3.2%	2	4.3%	4	4%
すべて外部で調理した食事	0	0.0%	2	4.3%	2	2%
その他	0	0.0%	2	4.3%	2	2%
無回答	0	0.0%	1	2.2%	1	1%

p<0.05

表 3-3

Q18. 外部搬入の状況

	合計	
朝食	3	50%
昼食	6	100%
夕食	6	100%

表 3-4-1

Q19. 献立の有無と管理栄養士・栄養士（常勤）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士 （常勤）配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
作成している		6	100.0%	97	94.2%	103	94%
作成していない		0	0.0%	5	4.9%	5	5%
無回答		0	0.0%	1	1.0%	1	1%

表 3-4-2

Q19. 献立の有無と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
作成している		10	100.0%	93	93.9%	103	94%
作成していない		0	0.0%	5	5.1%	5	5%
無回答		0	0.0%	1	1.0%	1	1%

表 3-4-3

Q19. 献立の有無と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
		あり(29施設)		なし(80施設)			
作成している		26	89.7%	77	96.3%	103	94%
作成していない		2	6.9%	3	3.8%	5	5%
無回答		1	3.4%	80	100.0%	1	1%

表 3-4-4

Q19. 献立の有無と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
作成している		59	93.7%	44	95.7%	103	94%
作成していない		3	4.8%	2	4.3%	5	5%
無回答		1	1.6%	0	0.0%	1	1%

表 3-5

Q21. おやつ提供状況

	合計	
午前のおやつ	26	24%
午後のおやつ	103	94%
夕食後のおやつ	17	16%
その他のおやつ	7	6%

表 3-6-1

Q22. 子どもの食事で困っていること と 管理栄養士・栄養士（常勤）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
Q22_1	好き嫌が多い	3	50.0%	86	83.5%	89	82%
Q22_2	食事のマナーが悪い	3	50.0%	78	75.7%	81	74%
Q22_3	早食い	1	16.7%	30	29.1%	31	28%
Q22_4	食べ物を大切にしない	0	0.0%	22	21.4%	22	20%
Q22_5	過食	1	16.7%	10	9.7%	11	10%
Q22_6	拒食	0	0.0%	15	14.6%	15	14%
Q22_7	その他	2	33.3%	13	12.6%	15	14%
	無回答	1	16.7%	3	2.9%	4	4%

表 3-6-2

Q22. 子どもの食事で困っていること と 管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
Q22_1	好き嫌が多い	7	70.0%	82	82.8%	89	82%
Q22_2	食事のマナーが悪い	7	70.0%	74	74.7%	81	74%
Q22_3	早食い	2	20.0%	29	29.3%	31	28%
Q22_4	食べ物を大切にしない	0	0.0%	22	22.2%	22	20%
Q22_5	過食	1	10.0%	10	10.1%	11	10%
Q22_6	拒食	0	0.0%	15	15.2%	15	14%
Q22_7	その他	2	20.0%	13	13.1%	15	14%
	無回答	1	10.0%	3	3.0%	4	4%

表 3-6-3

Q22. 子どもの食事で困っていること と 管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
		あり(29施設)		なし(80施設)			
Q22_1	好き嫌が多い	22	75.9%	67	83.8%	89	82%
Q22_2	食事のマナーが悪い	22	75.9%	59	73.8%	81	74%
Q22_3	早食い	8	27.6%	23	28.8%	31	28%
Q22_4	食べ物を大切にしない	7	24.1%	15	18.8%	22	20%
Q22_5	過食	6	20.7%	5	6.3%	11	10% *
Q22_6	拒食	5	17.2%	10	12.5%	15	14%
Q22_7	その他	5	17.2%	10	12.5%	15	14%
	無回答	2	6.9%	2	2.5%	4	4%

p<0.05

表 3-6-4

Q22. 子どもの食事で困っていること と 管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
Q22_1	好き嫌が多い	49	77.8%	40	87.0%	89	82%
Q22_2	食事のマナーが悪い	45	71.4%	36	78.3%	81	74%
Q22_3	早食い	15	23.8%	16	34.8%	31	28%
Q22_4	食べ物を大切にしない	12	19.0%	10	21.7%	22	20%
Q22_5	過食	8	12.7%	3	6.5%	11	10%
Q22_6	拒食	8	12.7%	7	15.2%	15	14%
Q22_7	その他	9	14.3%	6	13.0%	15	14%
	無回答	3	4.8%	1	2.2%	4	4%

表 3-7(1)-1

Q7_17 児童に配慮した調理（アレルギー等など）の提供と管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		6	100.0%	101	98.1%	107	98.2%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		0	0.0%	2	1.9%	2	1.8%
		6	100.0%	103	100.0%	109	100.0%

表 3-7(1)-2

Q7_17 児童に配慮した調理（アレルギー等など）の提供と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合 計	
	あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	10	100.0%	97	98.0%	107	98.2%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	0	0.0%	2	2.0%	2	1.8%
	10	100.0%	99	100.0%	109	100.0%

表 3-7(1)-3

Q7_17 児童に配慮した調理（アレルギー等など）の提供と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	29	100.0%	78	97.5%	107	98.2%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	0	0.0%	2	2.5%	2	1.8%
	29	100.0%	80	100.0%	109	100.0%

表 3-7(1)-4

Q7_17 児童に配慮した調理（アレルギー等など）の提供と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(63施設)		なし(46施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	62	98.4%	45	97.8%	107	98.2%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	1	1.6%	1	2.2%	2	1.8%
	63	100.0%	46	100.0%	109	100.0%

表 3-7(2)-1

Q7_18 食に関わる人（調理員、栄養士）が、児童の食事の状況を見ていると管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 （常勤）配置				合 計	
	あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	4	66.7%	74	71.8%	78	71.6%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	2	33.3%	29	28.2%	31	28.4%
	6	100.0%	103	100.0%	109	100.0%

表 3-7(2)-2

Q7_18 食に関わる人（調理員、栄養士）が、児童の食事の状況を見ていると管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合 計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	8	80.0%	70	70.7%	78	71.6%	
あまりあてはまらない/ あてはまらない	2	20.0%	29	29.3%	31	28.4%	
	10	100.0%	99	100.0%	109	100.0%	

表 3-7(2)-3

Q7_18 食に関わる人（調理員、栄養士）が、児童の食事の状況を見ていると管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 （常勤）配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	22	75.9%	56	70.0%	78	71.6%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	7	24.1%	24	30.0%	31	28.4%
	29	100.0%	80	100.0%	109	100.0%

表 3-7(2)-4

Q7_18 食に関わる人（調理員、栄養士）が、児童の食事の状況を見ていると管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 （非常勤含む）配置				合計	
	あり(63施設)		なし(46施設)			
	あてはまる/ ややあてはまる	49	77.8%	29	63.0%	78
あまりあてはまらない/ あてはまらない	14	22.2%	17	37.0%	31	28.4%
	63	100.0%	46	100.0%	109	100.0%

表 3-7(3)-1

Q7_19 喫食状況、残食（個人）の評価を踏まえて調理を工夫していると管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

		管理栄養士・栄養士 （常勤）配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		6	100.0%	82	79.6%	88	80.7%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		0	0.0%	21	20.4%	21	19.3%
		6	100.0%	103	100.0%	109	100.0%

表 3-7(3)-2

Q7_19 喫食状況、残食（個人）の評価を踏まえて調理を工夫していると管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		10	100.0%	78	78.8%	88	80.7%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		0	0.0%	21	21.2%	21	19.3%
		10	100.0%	99	100.0%	109	100.0%

表 3-7(3)-3

Q7_19 喫食状況、残食（個人）の評価を踏まえて調理を工夫していると管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 （常勤）配置				合計	
		あり(29施設)		なし(80施設)			
	あてはまる/ ややあてはまる	26	89.7%	62	77.5%	88	80.7%
	あまりあてはまらない/ あてはまらない	3	10.3%	18	22.5%	21	19.3%
		29	100.0%	80	100.0%	109	100.0%

表 3-7(3)-4

Q7_19 喫食状況、残食（個人）の評価を踏まえて調理を工夫していると管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

管理栄養士・栄養士・調理員 （非常勤含む）配置							合計
		あり(63施設)		なし(46施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	58	92.1%	30	65.2%	88	80.7%	
あまりあてはまらない/ あてはまらない	5	7.9%	16	34.8%	21	19.3%	*
	63	100.0%	46	100.0%	109	100.0%	

p<0.05

表 3-7(4)-1

Q7_20 アナフィラキシー対応講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		3	50.0%	14	13.6%	17	15.6%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		2	33.3%	85	82.5%	87	79.8%
無回答		1	16.7%	4	3.9%	5	4.6%
		6	100.0%	103	100.0%	109	100.0%
p<0.05							

p<0.05

*

表 3-7(4)-2

Q7_20 アナフィラキシー対応講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合 計	
	あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	3	30.0%	14	14.1%	17	15.6%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	6	60.0%	81	81.8%	87	79.8%
無回答	1	10.0%	4	4.0%	5	4.6%
	10	100.0%	99	100.0%	109	100.0%

表 3-7(4)-3

Q7_20 アナフィラキシー対応講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合 計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	5	17.2%	12	15.0%	17	15.6%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	22	75.9%	65	81.3%	87	79.8%
無回答	2	6.9%	3	3.8%	5	4.6%
	29	100.0%	80	100.0%	109	100.0%

表 3-7(4)-4

Q7_20 アナフィラキシー対応講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(63施設)		なし(46施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	9	14.3%	8	17.4%	17	15.6%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	51	81.0%	36	78.3%	87	79.8%
無回答	3	4.8%	2	4.3%	5	4.6%
	63	100.0%	46	100.0%	109	100.0%

表 3-7(5)-1

Q7_21 AED 講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
	あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	3	50.0%	60	58.3%	63	57.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	2	33.3%	41	39.8%	43	39.4%
無回答	1	16.7%	2	1.9%	3	2.8%
	6	100.0%	103	100.0%	109	100.0%

表 3-7(5)-2

Q7_21 AED 講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (非常勤を含む)配置				合計	
	あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	6	60.0%	57	57.6%	63	57.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	3	30.0%	40	40.4%	43	39.4%
無回答	1	10.0%	2	2.0%	3	2.8%
	10	100.0%	99	100.0%	109	100.0%

表 3-7(5)-3

Q7_21 AED 講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	15	51.7%	48	60.0%	63	57.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	12	41.4%	31	38.8%	43	39.4%
無回答	2	6.9%	1	1.3%	3	2.8%
	29	100.0%	80	100.0%	109	100.0%

表 3-7(5)-4

Q7_21 AED 講習会を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		38	60.3%	25	54.3%	63	57.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		23	36.5%	20	43.5%	43	39.4%
無回答		2	3.2%	1	2.2%	3	2.8%
		63	100.0%	46	100.0%	109	100.0%

表 3-7(6)-1

Q7_22 救命講習を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
	あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	3	50.0%	51	50.0%	54	50.0%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	2	33.3%	49	48.0%	51	47.2%
無回答	1	16.7%	2	2.0%	3	2.8%
	6	100.0%	102	100.0%	108	100.0%

表 3-7(6)-2

7_22 救命講習を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	5	50.0%	49	50.0%	54	50.0%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	4	40.0%	47	48.0%	51	47.2%
無回答	1	10.0%	2	2.0%	3	2.8%
	10	100.0%	98	100.0%	108	100.0%

表 3-7(6)-3

Q7_22 救命講習を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	16	55.2%	38	48.1%	54	50.0%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	11	37.9%	40	50.6%	51	47.2%
無回答	2	6.9%	1	1.3%	3	2.8%
	29	100.0%	79	100.0%	108	100.0%

表 3-7(7)-4

Q7_22 救命講習を受けた職員が常時いると管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		35	55.6%	19	42.2%	54	50.0%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		26	41.3%	25	55.6%	51	47.2%
無回答		2	3.2%	1	2.2%	3	2.8%
		63	100.0%	45	100.0%	108	100.0%

表 3-7(7)-1

Q7_49 食事指導に苦慮することがあると管理栄養士・栄養士（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士 （常勤）配置				合 計	
	あり(6施設)		なし(103施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	3	50.0%	72	69.9%	75	68.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	3	50.0%	31	30.1%	34	31.2%
	6	100.0%	103	100.0%	109	100.0%

表 3-7(7)-2

Q7_49 食事指導に苦慮することがあると管理栄養士・栄養士（非常勤含む）のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合 計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		7	70.0%	68	68.7%	75	68.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		3	30.0%	31	31.3%	34	31.2%
		10	100.0%	99	100.0%	109	100.0%

表 3-7(7)-3

Q7_49 食事指導に苦慮することがあると管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 （常勤）配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
あてはまる/ ややあてはまる	21	72.4%	54	67.5%	75	68.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない	8	27.6%	26	32.5%	34	31.2%
	29	100.0%	80	100.0%	109	100.0%

表 3-7(7)-4

Q7_49 食事指導に苦慮することがあると管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 （非常勤含む）配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
あてはまる/ ややあてはまる		40	63.5%	35	76.1%	75	68.8%
あまりあてはまらない/ あてはまらない		23	36.5%	11	23.9%	34	31.2%
		63	100.0%	46	100.0%	109	100.0%

表 3-8-1

Q23. 食物アレルギー児の確認と管理栄養士・栄養士（常勤）配置のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
	あり(6施設)		なし(103施設)			
確認している	6	100.0%	103	100.0%	109	100%

表 3-8-2

Q23. 食物アレルギー児の確認と管理栄養士・栄養士（非常勤）配置のクロス表

	管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(10施設)		なし(99施設)			
確認している	10	100.0%	99	100.0%	109	100%

表 3-8-3

Q23. 食物アレルギー児の確認と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
	あり(29施設)		なし(80施設)			
確認している	29	100.0%	80	100.0%	109	100%

表 3-8-4

Q23. 食物アレルギー児の確認と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む常勤）配置のクロス表

	管理栄養士・栄養士・調理員 (非常勤含む)配置				合計	
	あり(63施設)		なし(46施設)			
確認している	63	100.0%	46	100.0%	109	100%

表 3-9-1

Q24. 食物アレルギーの確認方法と管理栄養士・栄養士（常勤）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士 （常勤）配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
Q24_1	本人に直接たずねる	6	100.0%	87	84.5%	93	85%
Q24_2	保護者に直接たずねる	1	16.7%	87	84.5%	88	81% *
Q24_3	入所の際の書類で確認	4	66.7%	57	55.3%	61	56%
Q24_4	その他	1	16.7%	42	40.8%	43	39%
	無回答	0	0.0%	1	1.0%	1	1%

表 3-9-2

Q24. 食物アレルギーの確認方法と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
Q24_1	本人に直接たずねる	10	100.0%	83	83.8%	93	85%
Q24_2	保護者に直接たずねる	5	50.0%	83	83.8%	88	81% *
Q24_3	入所の際の書類で確認	7	70.0%	54	54.5%	61	56%
Q24_4	その他	3	30.0%	40	40.4%	43	39%
	無回答	0	0.0%	1	1.0%	1	1%

p<0.05

表 3-9-3

Q24. 食物アレルギーの確認方法と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 （常勤）配置				合計	
		あり(29施設)		なし(80施設)			
Q24_1	本人に直接たずねる	27	93.1%	66	82.5%	93	85%
Q24_2	保護者に直接たずねる	18	62.1%	70	87.5%	88	81% *
Q24_3	入所の際の書類で確認	19	65.5%	42	52.5%	61	56%
Q24_4	その他	13	44.8%	30	37.5%	43	39%
無回答		0	0.0%	1	1.3%	1	1%

p<0.05

p<0.05

表 3-9-4

Q24. 食物アレルギーの確認方法と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 （非常勤含む）配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
Q24_1	本人に直接たずねる	56	88.9%	37	80.4%	93	85%
Q24_2	保護者に直接たずねる	49	77.8%	39	84.8%	88	81%
Q24_3	入所の際の書類で確認	33	52.4%	28	60.9%	61	56%
Q24_4	その他	22	34.9%	21	45.7%	43	39%
	無回答	0	0.0%	1	2.2%	1	1%

表 3-10-1

Q25. 食物アレルギー児対応マニュアルの有無と管理栄養士・栄養士（常勤）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
ある		2	33.3%	19	18.4%	21	19%
ない		4	66.7%	84	81.6%	88	81%

表 3-10-2

Q25. 食物アレルギー児対応マニュアルの有無と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
ある		4	40.0%	17	17.2%	21	19%
ない		6	60.0%	82	82.8%	88	81%

表 3-10-3

Q25. 食物アレルギー児対応マニュアルの有無と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
		あり(29施設)		なし(80施設)			
ある		6	20.7%	15	18.8%	21	19%
ない		23	79.3%	65	81.3%	88	81%

表 3-10-4

Q25. 食物アレルギー児対応マニュアルの有無と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 （非常勤含む）配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
ある		10	15.9%	11	23.9%	21	19%
ない		53	84.1%	35	76.1%	88	81%

表 3-11-1

Q26. 食物アレルギー児の有無と管理栄養士・栄養士（常勤）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (常勤)配置				合計	
		あり(6施設)		なし(103施設)			
いる		5	83.3%	43	41.7%	48	44%
いない		1	16.7%	60	58.3%	61	56%

表 3-11-2

Q26. 食物アレルギー児の有無と管理栄養士・栄養士（非常勤含む）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士 (非常勤含む)配置				合計	
		あり(10施設)		なし(99施設)			
いる		5	50.0%	43	43.4%	48	44%
いない		5	50.0%	56	56.6%	61	56%

表 3-11-3

Q26. 食物アレルギー児の有無と管理栄養士・栄養士・調理員（常勤）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 (常勤)配置				合計	
		あり(29施設)		なし(80施設)			
いる		16	55.2%	32	40.0%	48	44%
いない		13	44.8%	48	60.0%	61	56%

表 3-11-4

Q26. 食物アレルギー児の有無と管理栄養士・栄養士・調理員（非常勤含む）配置 のクロス表

		管理栄養士・栄養士・調理員 （非常勤含む）配置				合計	
		あり(63施設)		なし(46施設)			
いる		21	33.3%	27	58.7%	48	44%
いない		42	66.7%	19	41.3%	61	56%
p<0.05							

表 3-12

Q28. アレルギー食 の提供状況

	合計	
Q28_1 除去食を提供	89	82%
Q28_2 代替食を提供	71	65%
Q28_3 その他	2	2%

表 3-13

Q29. 宗教上の食事配慮の対応マニュアル の有無

	合計	
ある	1	1%
ない	108	99%

表 3-14

Q30. 宗教上、食事の配慮が必要な児童 の有無（平成 24 年度）

	合計	
いる	15	14%
いない	93	85%
無回答	1	1%

表 3-15

Q31. 宗教上の理由での食事の配慮方法(109 施設、複数回答)

	N	%
Q31_1. 除去食（宗教上制限されている食品を除いた食事）	36	33.0%
Q31_2. 代替食（宗教上制限されている食品を含まない食事）を提供	34	31.2%
Q31_3. その他	11	10.1%
Q31_4. 特に何もしていない	31	28.4%
Q31_5. 無回答	19	17.4%